



横浜市障害者プラン (第2期改定版)

～横浜市障害福祉計画（第3期）～

計画期間：平成21年度～26年度



平成24年4月

横浜市

はじめに

平成 21 年に 6 か年の「横浜市障害者プラン（第 2 期）」を策定し、折り返し点を迎えました。

この間、「在宅心身障害者手当」の質的転換策として、市民の皆様とお約束をした「親なき後の生活の安心」や「障害者の高齢化・重度化への対応」を目的とした『将来にわたるあんしん施策』の各項目を事業化し、展開してきました。事業化をするにあたっては、「障害のある方が日々の生活を送る場」や「ご家族や障害のある方を支援する皆様が集う場」において、多くの皆様から熱い思いのこもったご意見を伺いました。そして、市民の皆様と行政とで一緒に施策を作り上げてまいりました。

このたび、「横浜市障害者プラン（第 2 期）」に盛り込まれている「横浜市障害福祉計画（平成 21～23 年度）」が満了したことに伴い、これまでの 3 か年の各事業の取組を振り返るとともに、障害のある方の自立を支援する観点から地域生活への移行や就労支援といった課題を踏まえ「横浜市障害福祉計画（平成 24～26 年度）」を策定します。あわせて、これに伴う修正を加え、「横浜市障害者プラン（第 2 期）」を改定いたしました。

このプランで目指す社会を実現するために、プランの柱となっている 7 つの重点施策を、より一層進めていく所存でございます。

障害のある方が自らの意思により地域で自立した生活を送ることができるように、これからも一步一步着実なステップを重ねながら、これまで同様に障害のある方、家族、障害者団体、事業者、そして市民の皆様と一緒に各事業を進めてまいりましょう。

最後に、このプランの改定にあたって検討いただきました横浜市障害者施策推進協議会及び障害者施策検討部会の委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様にご心からお礼申し上げますとともに、たくさんの思いや願いが込められたプランの実施についても引き続きご協力をお願いいたします。



平成 24 年 4 月

横浜市長 林 文子

I	基本的な考え方	1
<hr/>		
II	将来にわたるあんしん施策	7
<hr/>		
1	親亡き後も安心して地域生活がおくれる仕組の構築	9
2	障害者の高齢化・重度化への対応	10
3	地域生活のためのきめ細かな対応	11
III	重点施策	17
<hr/>		
1	普及・啓発のさらなる充実	18
2	相談支援システムの機能強化	20
3	地域生活を総合的に支えるしくみの構築	26
4	医療環境・医療体制の充実	30
5	障害児支援の体制強化	34
6	障害者の就労支援の一層の拡充強化	38
7	発達障害児・者支援の体制整備	42
○	主な施策・事業	45
IV	横浜市障害福祉計画	67
<hr/>		

V ライフステージを通じた支援体制 95

- 1 ライフステージを通じて一貫した支援体制 96
- 2 ライフステージに応じた施策
 - (1) 乳幼児期 98
 - (2) 学齢期 100
 - (3) 成年期 102
 - (4) 高齢期 104

VI 推進体制・他の計画との連動 107

- 1 推進体制 108
- 2 他の計画との連動 114

資料編 115

- 1 基礎統計資料 116
- 2 横浜市障害福祉計画にかかる市民意見募集実施結果 121

I 基本的な考え方

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しあいながら、障害のある人もない人も同じように生活することができるよう、市民・地域・企業・行政など社会全体による取組を進めます。

そこで、障害者が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会づくりを推進するために、横浜市における施策の方向について具体的に示します。

横浜市障害者プラン（第2期）の策定にあたって ～横浜市のこれまでの取組

横浜市では、平成16年度から20年度までの5か年間の計画年次とする「横浜市障害者プラン」を策定し、これを障害者基本法に基づく市町村障害者計画と位置づけ、本市における障害者施策の基本指針として推進してきました。その後、平成18年度には、障害者自立支援法の施行に伴って市町村障害福祉計画を含むものに改定しました。

「横浜市障害者プラン」に基づいて様々な施策・事業を推進することにより、これまでの5年間で本市の障害福祉施策は大きく前進しました。具体的な取組状況については資料編で詳しく検証・評価を行っています。これらの取組の成果を前提として、平成21年度から26年度までの6年間の計画年次とする「横浜市障害者プラン（第2期）」を策定します。

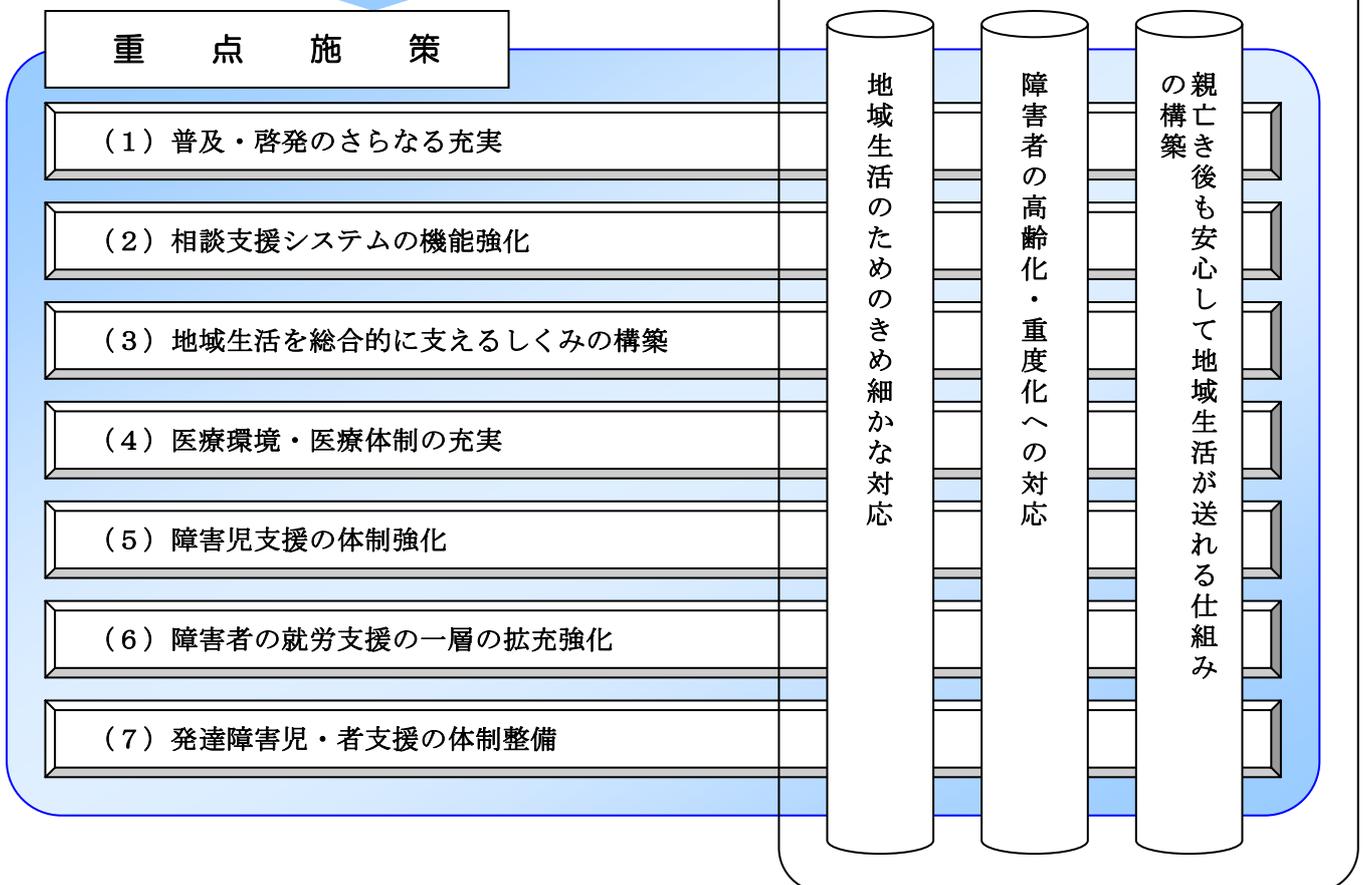
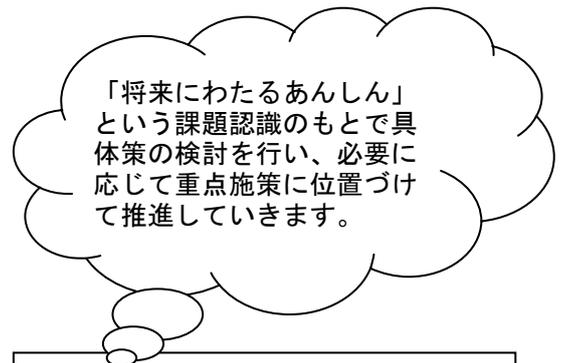
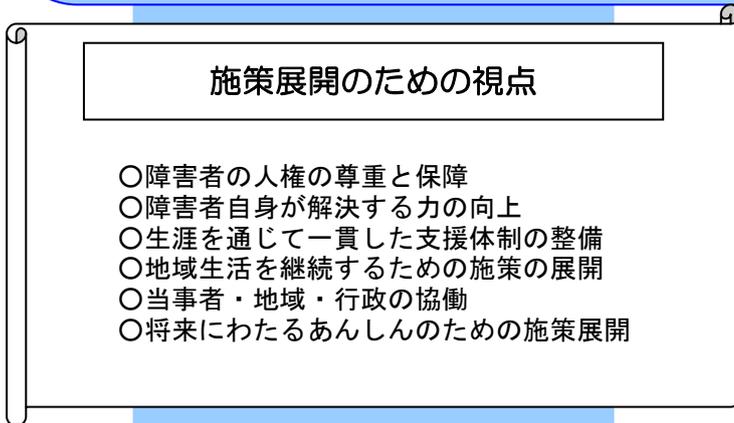
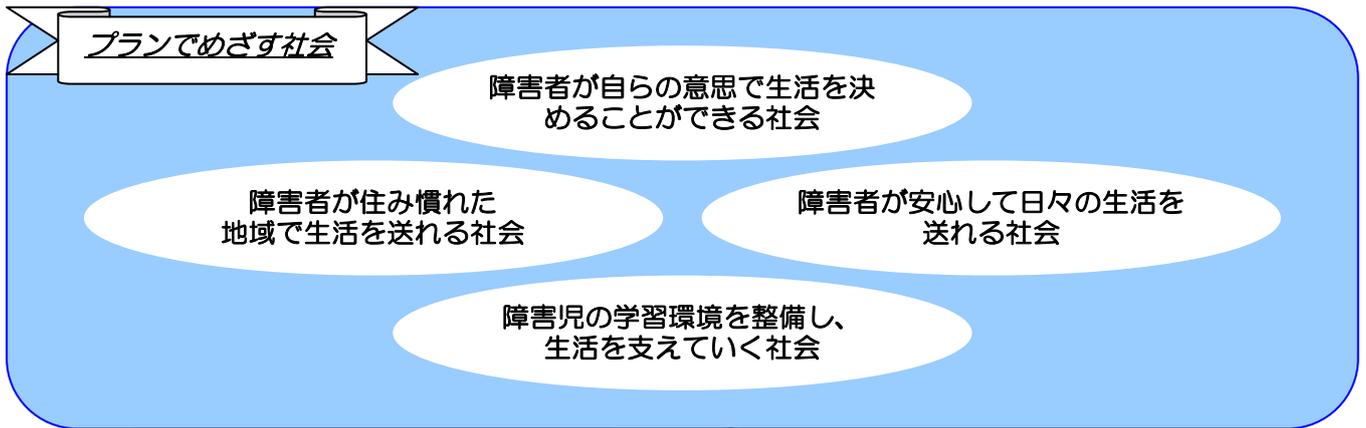
「横浜市障害者プラン」では、障害者の自己選択と自己決定の実現を図る社会の構築を基本理念として、障害者の力を十分に発揮していくことを念頭に「プランでめざす社会」を4つ設定したうえで、それらの4つの社会を実現するための施策の方向性を明確にした「目標設定型」のプランとしました。

「横浜市障害者プラン」を当初策定して以降、障害者自立支援法の施行など、本市の社会福祉施策を取り巻く社会経済情勢は大きく変わりました。しかし、本市としてめざすべき「社会像」は変わらないと考えます。そこで、第2期においても引き続き4つの「社会」の実現のための取組を進めていきます。

取組にあたっては「施策展開のための視点」として6つの視点を意識し、それらの視点を踏まえて今後重点的に推進していく施策を7項目の「重点施策」として取りまとめました。また、ニーズ把握調査などの結果、特に重要で緊急と思われる課題認識を「将来にわたるあんしん施策」としてまとめました。【⇒3ページの図】

「横浜市障害者プラン（第2期）」では、基本的にはこれまでの方向性を踏襲しつつ、より一層の施策展開を行うよう、それぞれの施策の機能強化・充実を進めます。また、新たに将来にわたるあんしん施策を打ち出すことにより、顕在化している様々な課題にいていねいに対応し、プランでめざす社会の実現を図っていきます。

施策展開にあたっては、市民一人ひとりが各自の役割について認識してお互いにそれを共有し、市民・地域・公的機関など、社会全体で取り組むことが必要です。また、福祉・保健・医療・教育・労働などの各分野間の連携、協力が不可欠です。



障害特性やライフステージを踏まえたきめ細かな施策の展開

「横浜市障害者プラン（第2期）」では、身体・知的・精神の3障害に加えて、難病や発達障害、高次脳機能障害などこれまでの障害認定基準ではとらえきれない方々のニーズにも対応できるような施策の展開を図っていきます。また、ライフステージを通じて一貫した支援体制という視点に立って施策の充実を進めていくことが必要です。

一方で、それぞれの障害特性やライフステージに応じた課題に対応していくことも重要なことです。「横浜市障害者プラン（第2期）」では、一貫した支援体制を構築する中で、個々のニーズに対応した個別の施策・事業を展開していくという、重層的な制度設計・運用を図っていきます。

こうしたしくみを機能させるためには、それを支える福祉人材の育成と確保も重要な課題であり、そのための取組を強化する必要があります。また、障害者自身や家族などの持つ力を高めていくための取組や地域で市民がともに支えあうしくみの構築により、それぞれの力を十分に発揮できるようにしなければなりません。

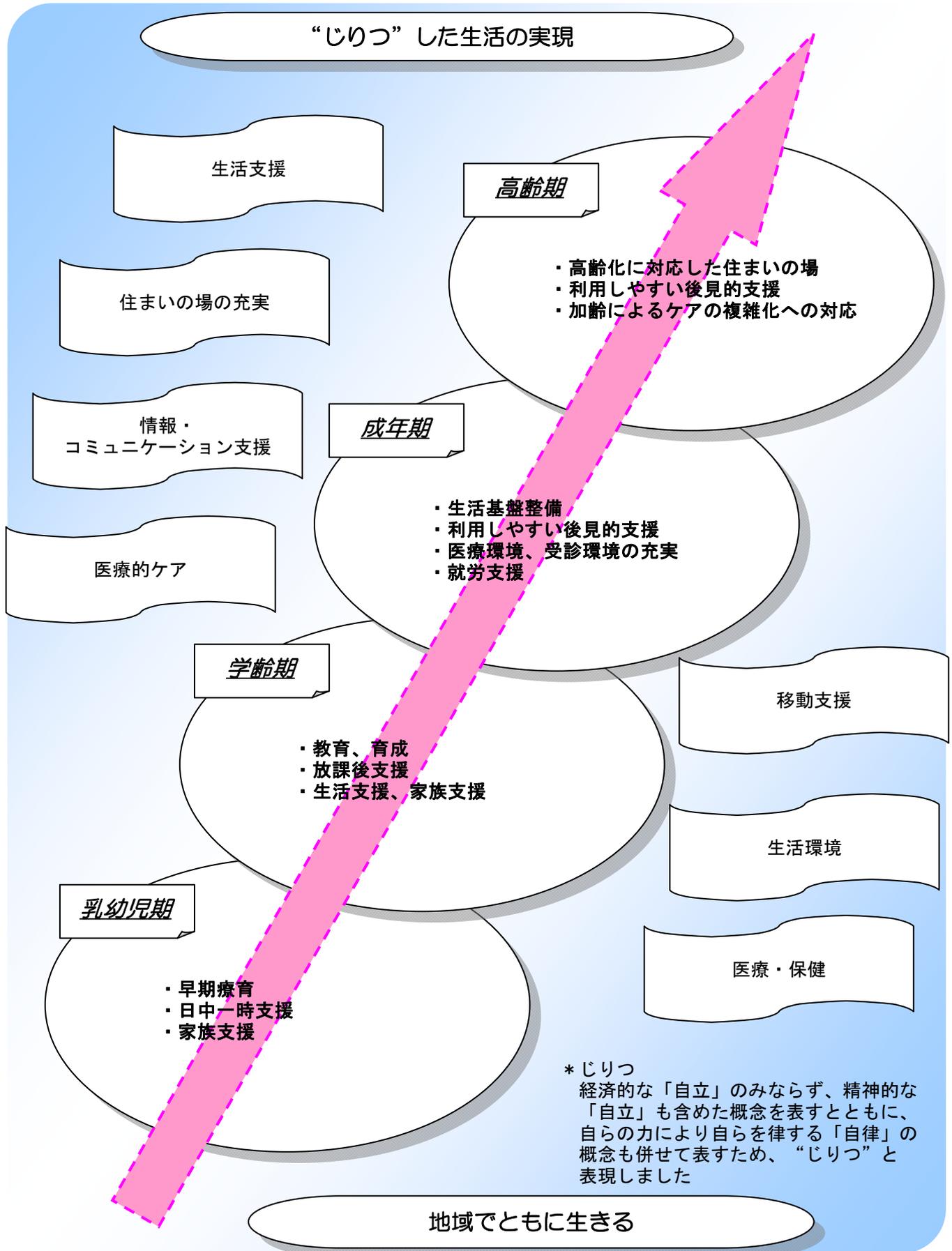
サービス等基盤整備に関する施策の展開

こうした考え方のもと、障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、居宅介護・移動支援など生活を直接支える事業や日中活動の場の拡充、グループホームなど生活の場の充実、就労支援の一層の拡充などの施策を、「障害福祉計画」に目標数値を設定したうえで、一層推進していきます。

また、「横浜市福祉のまちづくり条例」の理念にもあるとおり、“よこはま”が人間性豊かな福祉都市となるよう、市民・事業者・横浜市の協力・連携のもと、地域のバリアフリー化など、ゆたかでうるおいのある生活を送ることができるよう、第1期の障害者プランに引き続き、福祉のまちづくりを総合的に推進していきます。

さらに、障害者の地域での生活がより豊かで充実したものとなり、子どもから高齢者まで多くの市民の交流を図ることができるよう、障害者のスポーツや文化振興のための施策にも一層の取組を進めていきます。

ライフステージを通じて一貫した支援体制



横浜市後見的支援を要する障害者支援条例

○横浜市後見的支援を要する障害者支援条例

(目的)

第1条 この条例は、障害者に対する支援のうち特に後見的支援を要する障害者に対する支援に関し、横浜市（以下「市」という。）及び市民の責務を明らかにするとともに、市が行う施策の基本的事項を定めることにより、後見的支援を要する障害者が地域において安心して生活を営むことができる環境づくりを推進し、もって障害者及びその養護に当たる親等の安心を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障害者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者をいう。

2 この条例において「後見的支援を要する障害者」とは、現に福祉サービス等を選択して利用することができないため、生活を営むことが困難である市内在住の障害者であって、親等がない、又は親等が養護を行うことができないものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、後見的支援を要する障害者に対する支援施策を講ずるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、ともに生活する地域社会の一員として、後見的支援を要する障害者が安心して生活を営むことができるように協力するものとする。

(自ら生活を営む努力)

第5条 後見的支援を要する障害者は、必要な支援を受けながら、地域において自ら生活を営むことに努めるものとする。

(市の支援施策)

第6条 市が実施する後見的支援を要する障害者に対する支援施策は、次のとおりとする。

- (1) 後見的支援を要する障害者の生活に関する相談を受け、及び助言、指導等を行うこと。
- (2) 民法(明治29年法律第89号)の規定による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求を行うために必要な支援を行うこと。
- (3) 後見的支援を要する障害者が地域において生活を営むための場及び費用の確保を行うこと。
- (4) 後見的支援を要する障害者が保有する資産の保全又は活用のための助言、あっせん等を行うこと。
- (5) 現に障害者を養護している市内在住の親等を対象として、後見的支援を要する障害者に対する支援に関する相談を受け、及び助言、指導等を行うこと。
- (6) その他後見的支援を要する障害者に必要な支援を行うこと。

第7条及び第8条 省略

横浜市では、後見的支援を要する障害者が地域において安心して生活を営むことができる環境づくりを推進するなどのため、平成13年度に「横浜市後見的支援を要する障害者支援条例」を制定しました。この条例では、その目的を達するために市（行政）・市民・当事者がそれぞれの持つ責務を果たすことが必要であるとしています。

「将来にわたるあんしん施策」の検討により、条例にうたわれている目的やそれぞれの責務を基本理念としつつ、さらなる支援施策の展開に必要な条件整備を行い、地域生活を送るうえでの安心を実現していきます。

Ⅱ 将来にわたるあんしん施策

“将来にわたるあんしん施策”とは

「横浜市障害者プラン（第2期）」の策定にあたっては、第1期の検証結果とあわせて、アンケートやグループインタビューなどの「ニーズ把握調査」を実施し、障害のある方やその家族に真に求められている施策展開をめざして検討を行いました。その結果、将来にわたって安心して生活し続けるための施策の推進が重要であることを改めて認識しました。

また、第1期プランの中では、社会経済情勢や施策事業の推進状況などを踏まえて、サービス提供にあたっての利用者負担や助成制度・手当等のあり方について検討することとしていました。「在宅心身障害者手当」は、障害のある方への在宅福祉施策がほとんどなかった昭和48年につくられた制度です。その後の35年間で障害基礎年金が創設されるとともに、グループホームや地域作業所・地域活動ホーム、ホームヘルプなど、在宅福祉サービスが充実してきたことなどの現状を踏まえて、制度の見直しが求められていました。

このような変化のもと、障害者やその家族、学識経験者などが参加する「横浜市障害者施策推進協議会」で「在宅心身障害者手当」のあり方について話し合いを重ねました。その結果、個人に支給する手当を、多くの障害者や家族が切実に求めている「親亡き後の生活の安心」「障害者の高齢化・重度化への対応」などの必要な施策に転換すべきであると確認されました。

これらの声を受けて、本市では「在宅心身障害者手当」を廃止して、その財源を活用し、将来にわたるあんしんのための施策に転換することとしました。そこで、それらの施策を進めていくための課題認識を示すものとして「将来にわたるあんしん施策」を取りまとめ、「横浜市障害者プラン（第2期）」に明記することとしました。

「将来にわたるあんしん施策」については、これまでの進め方と同様、障害者、家族、障害者団体、事業者等と行政、関係機関が共につくり上げていくこととします。具体的には、様々な場で聞き取った意見を踏まえ、障害者施策推進協議会や障害者施策検討部会等での協議を通じて進めていきます。

親亡き後も安心して地域生活を送れる仕組の構築

プラン策定のためのニーズ把握調査や、在宅心身障害者手当の見直しに関する意見募集や障害者団体等との意見交換の場で、「**親亡き後の不安**」を訴える声が非常に多数寄せられました。このことは、各種福祉サービスの基盤整備が進んできた現在においても、依然として家族による支援が大きな力となっていることを物語っています。

また、一方で「親亡き後」のみならず、家族のいるうちに将来を見据えて支援を始める必要性についても指摘されています。さらに、例えば、精神障害のある方の家族からは、本人に対する支援と同時に家族支援の重要性もあげられています。こうした視点に立って、後見的支援を要する方への支援策を重点施策とあいまって確立することが必要です。

後見的支援の充実

成年後見制度については、制度自体の利用のしにくさが課題としてあげられています。そのため、見守りや日常生活上の支援などを含めた対応や法人等によるチームとしての後見手法、費用負担に対する助成のあり方などを検討し、施策を進めます。また、家族に対する支援や家族のいる間からの対応の手法についても早期の事業化に向けて検討します。

《推進項目》

○ 生涯にわたる見守りや生活支援を行う法人等の運営支援等、後見的支援の充実

「横浜市後見的支援を要する障害者支援条例」の趣旨に基づいて、横浜市社会福祉協議会等と連携して進めます。

○ 地域生活支援のための多機能型施設の整備

短期入所（ショートステイ）や日中一時支援、ホームヘルパー、訪問看護など、医療的対応も含めて、一体的に提供できる拠点の整備を進めます。

○ 緊急時ホットライン

「いざ」というときに何でも相談でき、即座に適切な支援を受けることができるしくみを検討し、安心して地域で暮らし続けるための支援を行います。

* 後見的支援・・・民法上の成年後見制度のみではなく、支援を要する障害者の権利擁護の観点に立って、地域において安心して生活を送ることができるよう行う支援。
具体的には「横浜市後見的支援を要する障害者支援条例」の趣旨にのっとり、さらなる施策の展開を図ります。

障害者の高齢化・重度化への対応

「親亡き後の不安」とならんで、多数の声が寄せられたのが「**障害者の高齢化・重度化**」への対応という課題でした。「高齢化に伴って、これまで自分でできていたことができなくなる」といった「将来」に対する不安の声があがっています。また、コミュニケーション支援の重要性についてのご意見もいただきました。

これらの声の多くは、住みなれた地域で安心して暮らし続けるための「住まいの場」の充実、「医療的ケア」の必要性などを必要な支援策としてあげています。このような声を受けて、一層の取組を推進していく必要があります。

住まいの場の充実

長年住み続けている自宅での生活や、グループホーム・ケアホームでの生活など、障害のあるなしに関わらず、自ら「住まいの場」を選択し、生活し続けることができるよう、必要な施策や取組について、検討し、事業化していきます。

《推進項目》

- **グループホームやケアホームにおける支援体制の強化**
高齢化により心身の機能が低下した方や、重度の障害のある方でも日中も安心して暮らせる支援体制のあり方を検討し、強化を図ります。
- **民間住宅居住支援**
契約手続等の支援を行うことにより、民間の賃貸住宅への入居にあたっての不安を解消し、在宅での生活を支える取組を進めます。

医療的ケア対応

重症心身障害児・者や精神障害者など、常に医療的なケアが必要な方が地域で生活し続けるためには、そのための体制づくりが必要です。

《推進項目》

- **在宅生活を支えるための医療的ケア対応の推進**
在宅生活を支えるため、医療スタッフ以外の職員による対応などを含めた検討を進めるとともに、日常生活支援や日中活動支援の充実を図ります。

地域生活のためのきめ細かな対応

障害のある方が住みなれた地域で安心して生活し続けるためには、地域でともに支えるしくみづくりなど、一人ひとりの生活を個別に支援するための取組を充実していく必要があります。

地域生活のための課題の中で特に多くの声が寄せられたものとして、「医療環境・受診環境の充実」があげられます。障害児・者の医療環境整備については、これまでも第1期障害者プランの重点施策として取り組んできましたが、第2期においても引き続き一層の取組が求められています。

また、将来に向けた相談ができる相談支援体制の充実強化、入所施設による地域生活支援機能の強化、市内どこに住んでいても必要に応じて使える自立生活アシスタント派遣事業の機能強化・拡充、高次脳機能障害のある方への支援体制の整備、きめ細かなニーズに対応できるコミュニケーション支援の充実などの取組を推進していきます。

さらに、地域生活のためにきめ細かく対応することができる人材の育成や確保を図るための支援を行います。

医療・受診環境の充実

障害の種類や程度に関わらず安心して受診することができる医療機関が身近にあること、医療機関相互の連携が図られていること、そして日常的な健康管理に関する支援は、地域生活を支える基本的な要件のひとつです。

《推進項目》

- **医療従事者の障害理解の促進**
医師を対象とした研修会や、障害特性に対する知識や看護・介護技術を習得するための研修を開催するなどの取組を進めます。
- **入院時のコミュニケーション支援**
重度障害者が医療機関に入院する際に、コミュニケーションサポート事業従事者を派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図ります。

総合的な移動支援施策体系の再構築

移動支援も、障害者の地域生活を支える重要な課題です。移動支援のための施策はこれまでも段階的に充実してきましたが、ガイドヘルパー・ハンディキャブ・タクシー券など、現行の様々な移動支援策が、より使いやすく、必要な人に必要な支援が適切に行われるよう、地域資源の活用などを含めて体系化し、再構築します。

将来にわたるあんしんのための施策展開

平成21年度、障害者施策推進協議会での協議を軸に「将来にわたるあんしん」という課題認識のもとで施策の具体化を図りました。今後、必要に応じて重点施策に位置づけて推進していきます。

また、今後も多くの方からご意見を伺いながら、必要な施策を検討していきます。

【親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組の構築】

推進項目	主な事業名とその内容	想定されるスケジュール		
		H24	H25	H26
後見的支援の充実				
生涯にわたる見守りや生活支援を行う法人等の運営支援等、後見的支援の充実	1 後見的支援推進事業 障害のある人が地域で安心して暮らすために必要な日常生活の見守りや将来の不安に関する相談、権利擁護を行う後見的支援体制の構築を進めます。	拡充 8区	拡充 12区	拡充
	2 後見的支援を要する障害者に関する支援事業 財産管理や身上監護について支援を要する障害者が成年後見制度を円滑に利用できるよう、申立て手続きの支援、費用助成を行います。また、緊急時に障害者への生活支援を行います。	推進	推進	推進
地域生活支援のための多機能型拠点の整備	3 多機能型拠点の整備 重症心身障害児・者など、常に医療的ケアが必要な人の地域での暮らしを支援するため、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点の整備を方面別に進めます。	推進 1ヶ所	拡充 2ヶ所	拡充
緊急時ホットライン	4 緊急時ホットライン いざというときに何でも相談でき、即座に適切な支援を受けることができる「ホットライン」のしくみを検討、構築します。	検討 精神障害者に対応する仕組	検討 身体・知的障害者の緊急時対応の仕組	検討 身体・知的障害者の緊急時対応の仕組
住まいの場の充実				
グループホーム・ケアホームにおける支援体制の強化	5 障害者グループホーム設置運営費補助事業 障害者グループホーム・ケアホームに安心して住み続けられるよう、高齢化や重度化にも対応できる支援体制についての検討を行い、一日を通して安心して生活のできるグループホーム・ケアホーム事業を推進していきます。	推進	推進	推進
民間住宅居住支援	6 民間住宅居住支援事業 地域での生活を支援するため、あんしん入居事業を利用する障害者に初回の保証料を助成します。	推進	推進	推進

【障害者の高齢化・重度化への対応】

推進項目	主な事業名とその内容	想定されるスケジュール		
		H24	H25	H26
医療的ケア対応				
在宅生活を支えるための医療的ケア対応の推進	7 非医療職のための医療的ケア研修等実施事業 障害者施設等の支援職員が安心して安全に医療的ケアを実施できる環境を整備するため、医療的ケアに関する研修を実施します。また、専門的機関の医師等が障害者施設等で働く看護師に対して、相談や手技に関する指導等を行います。	推進	推進	推進

【地域生活のためのきめ細かな対応】

推進項目	主な事業名とその内容	想定されるスケジュール		
		H24	H25	H26
医療・受診環境の充実				
医療従事者の障害理解の促進	8 障害児者の医療環境推進事業 障害児・者が身近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりを推進するため、障害特性等を理解し適切な医療を提供できる医師及び医療機関を増やします。	推進	推進	推進
	9 肺炎球菌ワクチン接種助成事業 肺炎に罹患した場合の危険性が高い内部機能障害1級所持者に対し、23価肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部を助成します。	推進	推進	推進
	10 精神科救急基幹病院機能強化事業 精神科救急基幹病院に病棟改修費用を補助することにより、「スーパー救急」の体制をとることを促進し、併せて市民専用病床を確保します。 11 精神科救急協力病院保護室整備事業 協力病院に対し保護室整備費の一部を助成し救急受入体制の充実を図っていきます。	推進	-	-
入院時のコミュニケーション支援	12 重度障害者入院時コミュニケーション事業 入院先医療機関の意思・看護師等との意思疎通が十分に図れない障害児者を対象に、入院先にコミュニケーション支援員を派遣します。	推進	推進	推進
	救急手話通訳者派遣 聴覚障害者が救急車を要請し、合わせて手話通訳者の派遣依頼をした場合に、手話通訳者を搬送先医療機関に派遣します。	推進	推進	推進

推進項目	主な事業名とその内容	想定されるスケジュール		
		H24	H25	H26
総合的な移動支援施策体系の再構築				
移動支援施策体系の再構築、通学・通所サポート事業 (通学・通所ガイドボランティア事業の拡充)	13 障害者移動支援事業 ガイドヘルプ事業、ガイドボランティア事業を総合的に見直し、通学・通所のサポートを充実します。	検討	拡充	推進
	14 福祉特別乗車券交付事業・タクシー料金助成事業 障害者の社会参加を促進する持続可能な制度としていくため、対象範囲の見直しや、交付の適正化を行います。また、公共交通機関を利用し難い方を対象とした施策について検討します。	検討	拡充	推進
	15 自動車運転訓練・改造費助成事業 自動車改造費について介助者の運転する車両の改造等も対象に加えました。制度拡大に伴い、対象となる方への周知に努めます。	推進	推進	推進
	16 移動情報センター運営等事業 移動に支援を必要とする障害者等に対し、情報提供やコーディネートを行うため、25年度末までに9区に移動情報センターを開設運営します。	拡充 6区	拡充 9区	検討
その他 地域生活のためのきめ細かな対応				
入所施設等による地域生活支援機能強化	17 入所施設等による地域生活支援機能強化 障害者の安定した地域生活の実現のため、入所施設の支援体制や職員の支援技術の充実を図ります。	推進	推進	推進
障害者自立生活アシスタント事業の機能強化・拡充	18 障害者自立生活アシスタント事業 知的障害者施設、障害者地域活動ホーム、精神障害者生活訓練施設、精神障害者生活支援センター等に配置した自立生活アシスタントが、施設の専門性を活かし、障害者の特性を踏まえた生活力、社会適応力を高めるための支援を行うことにより、単身等で生活する障害者の地域生活を維持することを目的としています。	拡充	拡充	充実
人材の育成・確保	19 福祉人材の確保・育成 障害福祉現場における人材不足を解消し、さらに「横浜の障害福祉を担う若者」にその魅力を広く知ってもらうために、民間事業者等と協働して合同就職フェアを推進します。	推進	推進	推進
精神障害者の家族支援の強化	20 精神障害者の家族支援事業 精神障害者をケアする家族を支援するため、緊急滞在場所や家族の学ぶ場の運営を行います。	推進	推進	推進
障害者地域活動ホームの機能の充実	21 障害者地域活動ホーム助成事業 障害児等々の地域活動の拠点となる障害者地域活動ホームにおいて、運営法人の統合を行い、運営基盤の強化と生活支援事業の充実を図ります。	拡充	拡充	充実
高次脳機能障害のある方への支援体制の整備	22 高次脳機能障害者支援事業 高次脳機能障害のある方やその家族が、地域において安心した生活を送れるよう、高次脳機能障害支援センターを中心に支援体制の構築を進めます。	推進	拡充検討	拡充検討

推進項目	主な事業名とその内容	想定されるスケジュール		
		H24	H25	H26
障害者プラン策定後に具体化された事業				
-	23 発達障害者支援体制整備事業 ライフステージを一貫した支援体制を確立するため、発達障害者支援センターを中核として、発達障害に対する相談支援体制を充実させるとともに、福祉・医療・教育・労働など関係機関の連携体制を構築します。また、具体的な支援手法の開発と普及に取り組みます。	推進	推進	推進
-	24 障害児居場所づくり事業 学齢期の障害児が安心してのびのび過ごせる居場所を増やすに当たり、肢体不自由児や重症心身障害児の受入促進のため、看護師を雇用した場合に雇用日数に応じて看護師加算を補助します。	拡充	拡充	拡充
-	25 障害児施設整備事業 障害児の早期療育を図るため、市内8か所目となる地域療育センターの整備を進めます。	整備	開所	-
-	26 地域生活支援研究事業 利用者が安心して暮らしていくために、人権擁護の推進、職員の支援技術向上など、必要な助言等を行うためのモニタリング制度や運営主体へのバックアップを図る等、支援体制の強化を目指すため、グループホーム運営支援調査研究事業検討会において、検討を進めています。	推進	推進	推進
-	27 生活援護事業 対象要件や給付品目の見直しをし、日常生活用具給付事業の充実を図ります。	推進	推進	推進
	聞こえの相談事業 聞こえないことによる不安や生活のしにくさを取り除き、生活の質を向上させるための相談事業を行います。	推進	推進	推進
-	28 災害時障害者支援事業 万が一の災害発生時に、障害があっても安心して避難場所で当面の生活ができるよう、 (1) 特別避難所(障害者施設等)に福祉用具備蓄を進め、(2) 地域防災拠点(小中学校)に、多目的トイレの整備を進めます。	拡充	拡充	拡充

Ⅲ 重点施策



(1) 普及・啓発のさらなる充実

現 状

障害のある人もない人も同じように地域で生活することができる社会を実現するためには、すべての人が、疾病や障害に対する正しい理解を深めることが重要です。横浜市は、平成16年に「横浜市障害者プラン」を策定する際に疾病や障害についての理解を深めるための「普及・啓発の更なる充実」を重点施策に掲げ、取組を進めてきました。

取組の一つに、市内の障害福祉関係団体・機関で組織する「セイフティーネットプロジェクト横浜」があります。ここでは、コミュニケーションボード(※)の作成・普及や公共機関・医療機関への啓発研修などを通して、障害への理解を深める活動を行っています。

しかし、市民の理解はまだ十分であるとはいえない状況であり、引き続き社会全体で障害についての理解を深めていくことが必要です。

ニーズ把握調査結果より

ふだんの暮らしの中で「意思が伝わらない」「周囲の理解がない」と感じる人の割合は、引き続き高い数値を示しています。特に外見から障害が分かりにくい知的障害や精神障害の人が、周囲の理解を求める割合が高くなっています。

生活面で困ること(複数回答)		平成15年	平成20年
自分の意志が相手に伝わらない	身体障害	27.4	28.7
	知的障害	72.5	65.6
	精神障害	—	38.4
周囲の理解が足りない	身体障害	20.3	21.8
	知的障害	26.1	36.1
	精神障害	—	36.1

*平成15年は身体障害と知的障害が対象。平成20年はこれに精神障害も対象としています。

※「コミュニケーションボード」は、文字や言葉によるコミュニケーションが苦手な人が、ボードに描かれた絵や記号を指差すことで、意思を伝えやすくする道具です。これまでに「お店用」「救急用」「災害用」「鉄道駅用」を作成しました。

(<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/shogai/kankoubutu/board/kyukyu.html>)

今後の考え方

市民が疾病や障害についての理解を深めることは、障害のある人の教育や就労、交通や住居など地域生活の様々な場面で求められる基盤となるものであり、今後、共助による支えあいや見守りなどの地域における支援体制を形成するためにも、継続的に普及・啓発活動を行うことが重要です。

そのため、学校教育での取組をさらに深めていくとともに、地域住民と一緒に活動を実施していくことが必要です。ニーズ把握調査で、39%の人が災害時の安全確保が不安だとしていますが、地域での普及・啓発活動を進めることは、災害時の支援体制づくりにも効果があると考えます。

また、「セイフティーネットプロジェクト横浜」は、当事者が主体となって行う活動であり、この活動が継続されるよう必要な支援を行い、引き続き協働による普及・啓発を行っていきます。この他、ホームページなどを活用した普及・啓発に関する情報発信の充実にも取り組んでいきます。

推進する主な施策・事業

施策・事業	内 容
当事者や市民団体による普及・啓発活動への支援	セイフティーネットプロジェクト横浜の活動や、その他の市民活動による障害理解のための研修や講演、研究、地域活動などを支援・協働し、さまざまな普及啓発を推進します。
災害時における要援護者支援の推進	地域において災害時の要援護者支援をテーマとした普及・啓発活動を進めるとともに、障害のある人や家族が地域で行われる防災訓練に参加しやすい環境づくりに取り組みます。
疾病や障害に関する情報の発信	ホームページ等の媒体を活用して、発達障害や高次脳機能障害など新たな障害を含め、疾病や障害に関する情報や支援に関わる活動を紹介し、市民や当事者、関係者の理解の促進に努めます。
副学籍(*)による交流の推進	特別支援学校の児童生徒が地域の小中学校に副学籍を置き、交流及び共同学習を推進します。副読本「みんな友だち」を活用しながら、小中学校において障害理解を推進します。

* 副学籍：特別支援学校の児童生徒が、居住地の小中学校の児童生徒と一緒に学ぶための仕組み



(2) 相談支援システムの機能強化

現 状

相談支援システムの体制整備として、①身近な相談者、一次相談支援機関、二次相談支援機関の重層的な相談の仕組み、②個別支援会議から浮かびあがる課題を地域自立支援協議会で考える仕組みを作りました。しかし、まだこの相談支援システムが、障害者本人や家族、関係者に十分に活用されていません。相談支援システムの普及とあわせ、障害者本人や家族が問題を解決するための的確なアドバイスを受けることができるとともに、その状況や気持ちをよく理解し、共感できる人材のさらなる育成と確保が今後の課題です。

ニーズ把握調査結果より

【日頃、身近で相談する相手】

家族	86.1%
友人・知人	29.5%
施設等の職員	19.5%
相談支援機関	3.5%

【相談支援の利用意向】

今後利用したい	57.8%
利用する必要はない	27.1%

【相談した問題解決に必要なこと】

相談者の状況や気持ちを理解してもらえる	72.8%
的確なアドバイスができる人材がいる	52.7%

第1期の取組状況

【相談支援事業実施機関数】

	18年度	19年度	20年度	
障害者地域活動ホーム	15	16	16	※23年度までに全18区開所予定
入所施設等専門機関	7	8	8	
就労支援センター	6	6	8	
地域療育センター	7	7	7	
精神障害者生活支援センター(※)	(8)	11	14	※23年度までに全18区開所予定
計	35(43)	49	53	

【地域自立支援協議会設置状況】

18区のうち、16区に設置済み

【人材育成・確保のための取組】

- ケアマネジメント研修修了者（平成11年度から17年度まで）・・・ 1,050名
- 相談支援従事者研修修了者（平成18年度から20年度まで）・・・ 291名

今後の考え方

第1期プランで取り組んだ「システムの構築」を受け、第2期プランではシステムがより一層円滑に機能することを目標に、「システムの機能強化」のための取組を行います。

① 広める

相談支援システムが浸透するよう、障害者本人、家族、関係機関に対して普及活動を行います。

② 深める

身近な相談者、一次相談支援機関、二次相談支援機関の面接スキルなどケアマネジメント技術や自立支援協議会の進め方などの技術支援などを通して、人材のさらなる養成と確保をすすめます。

③ 活かす

自立支援協議会を活用し、相談支援システムの評価並びに個別ケースの積み重ねから見える地域の福祉的課題の解決をはかります。

推進する主な施策・事業

施策・事業	内 容
相談支援システムの普及 (広める)	障害者本人や家族が1人で悩みを抱え込まないために、相談支援システムの活用促進にむけ、本人・家族・関係者にシステムの普及を図ります。
相談支援従事者の養成 (深める)	相談支援従事者としての意識、知識(3障害の特性の理解、発達障害者や高次脳機能障害者等、障害者手帳の対象にならない障害の理解、精神疾患の早期受診受療支援等)、技術をもった人材のさらなる養成・確保のために相談支援従事者研修を実施します。
自立支援協議会強化のための技術支援 (深める)	「地域自立支援協議会」が地域課題をまとめ、市自立支援協議会に施策提案するために、「個別支援会議や自立支援協議会の運営手法」と「施策提言策定の技術」等について、事務局(区役所と地域活動ホーム)を技術支援します。
ケアマネジメントの充実 (深める)	相談支援事業と関連の深い他事業(障害者自立生活アシスタント派遣事業や精神障害者退院促進支援事業など)との連携を強化し、相談支援事業利用者のニーズを満たします。
当事者相談の推進 (深める)	障害者本人や家族による当事者相談を、「身近な相談」として引き続き相談支援の窓口の一つとするとともに、社会状況に即した効果的な仕組みを検討・推進します。
相談支援事業評価基準の策定 (活かす)	より機能する相談支援システムを目指し、市自立支援協議会で相談事業の評価基準を策定し、評価を試行します。
難病患者への医療講演会・交流会の実施	患者数が少なく治療法が確立されていない難病患者に、病気の知識や日常生活の工夫についての情報を提供するため、専門医による医療講演会の実施を推進します。また、患者同士の交流と情報交換を支援するために、疾患別の患者交流会を引き続き実施します。

※障害者自立生活アシスタント派遣事業

単身等で生活する知的障害者及び精神障害者が地域生活を継続するために、専門的知識と経験を有する「自立生活アシスタント」を派遣して、具体的な生活の場面での助言やコミュニケーション支援を行う事業

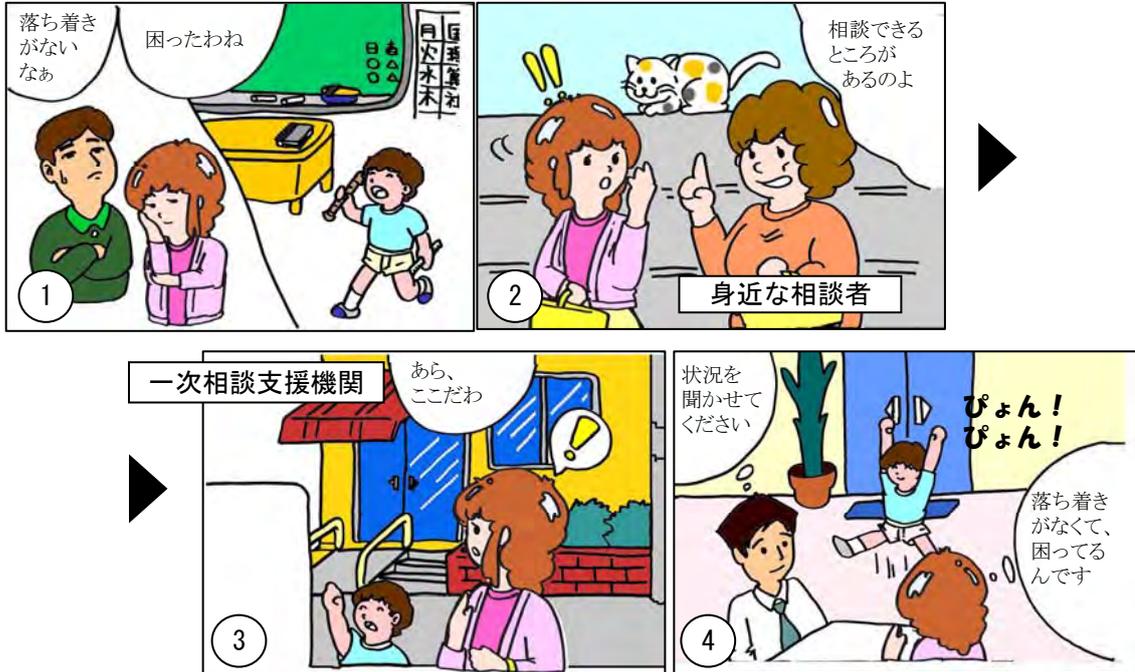
※精神障害者退院促進支援事業

精神科病院に概ね1年以上入院している精神障害者の方で、この事業の利用を希望し、かつ病院の主治医から推薦がある方を対象者に決定し、専任の職員(自立支援員)による退院に向けた支援を行う事業

相談支援ってこんなこと

* 発達障害のあるお子さんの事例でご紹介します。

<広める>



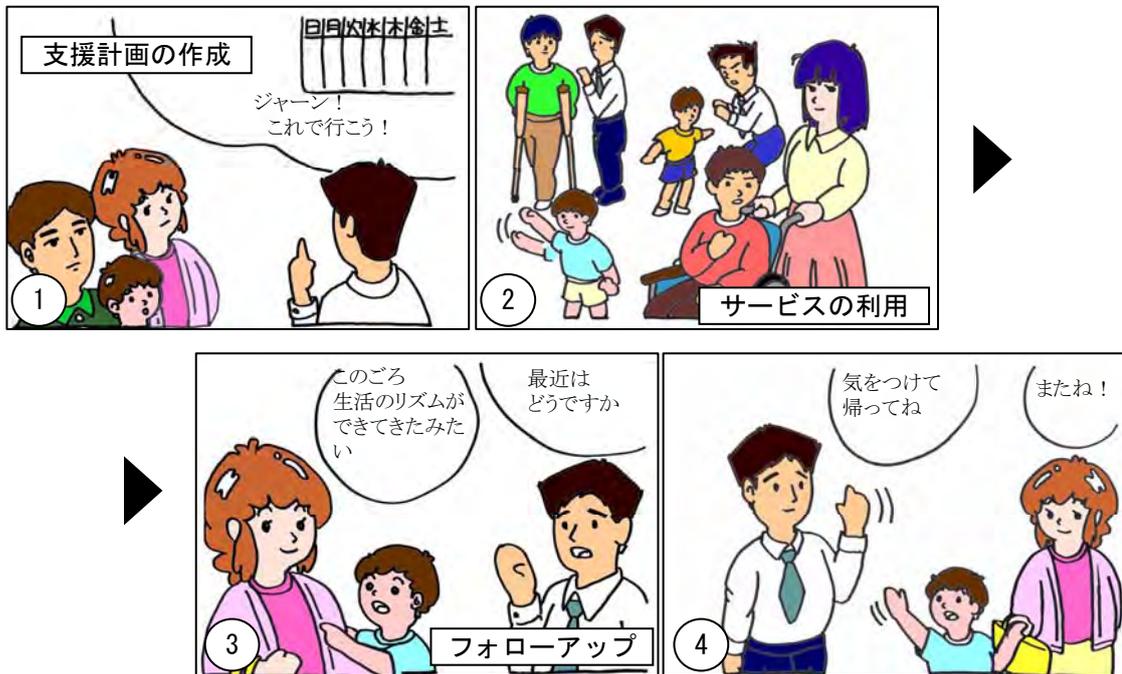
身近な相談者も含めて、課題を抱えている障害児・者や家族を把握し、適切な相談の場につなげます。

<深める 1>



支援機関相互が有機的に連携することにより、課題解決を図ります。

<深める 2>

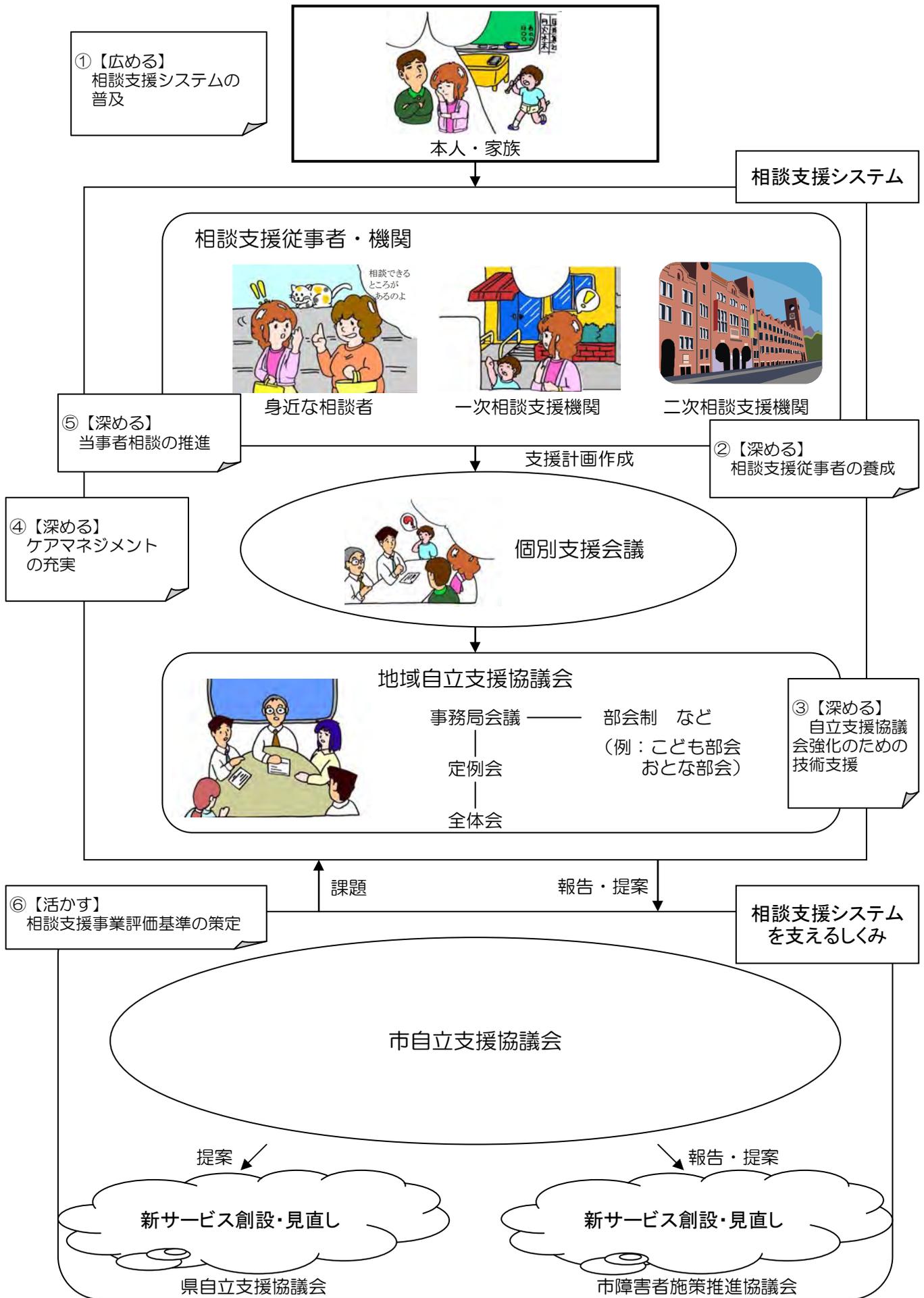


支援計画を作成し、サービス利用が始まった後もモニタリング等のフォローアップを行い、より効果的なサービス利用としていきます。

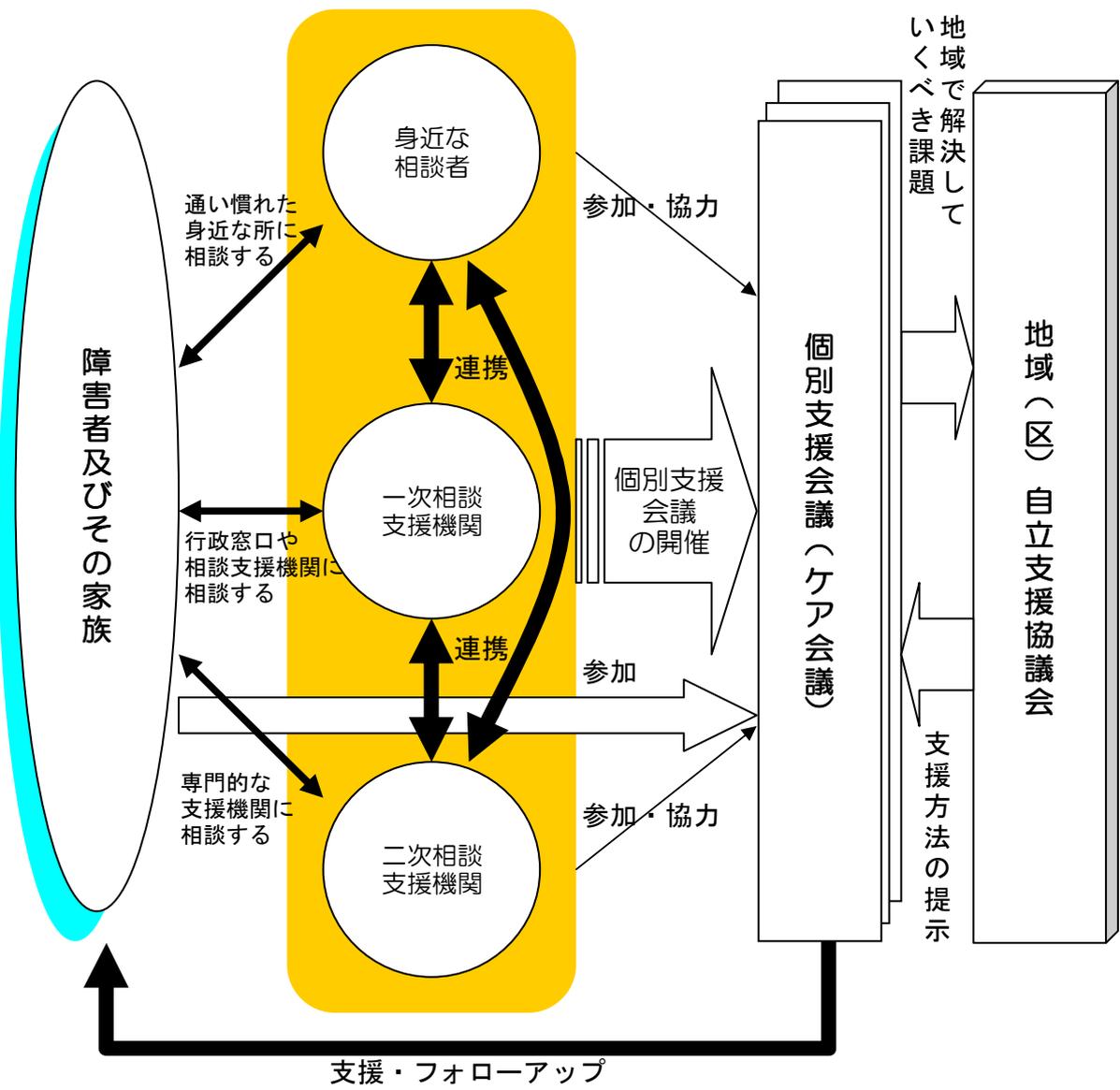
<活かす>



個別の課題を積み上げて、地域自立支援協議会の場で新たなサービスの創設など地域における課題解決につなげます。



各区の相談支援体制【第1期における目標型】



	内 容	支援機関
身近な相談者	サービス提供者、通い慣れた施設などの職員、学校の教員、地域の身近な施設の職員や地域の人たちです。日頃の関わりの中で、何気ない会話に含まれている相談を身近な相談者はキャッチします。必要に応じて、一次及び二次相談支援機関と連携します。	サービス提供事業者、施設、学校、地域作業所、グループホーム、地域ケアプラザ、障害者相談員、障害者支援センター、区社会福祉協議会、中途障害者地域活動支援センター等
一次相談支援機関	地域の相談支援専門機関として、どんな相談でも受け止めます。そして、身近な相談者や二次相談支援機関等と連携しながら一緒に考えます。個別の支援を行なうとともに、地域自立支援協議会等において、「障害者にとって住みやすい地域」について地域で解決できることはないかを考えます。	障害者地域活動ホーム相談支援担当、就労支援センター、生活支援センター、横浜市総合リハビリテーションセンター、地域療育センター、区福祉保健センター、児童相談所等
二次相談支援機関	身近な相談者、一次相談支援機関等と連携を図りながら、専門的・個別的な相談及び助言を行ないます。地域自立支援協議会などで、家族や関係者へ、相談支援システムの普及を含めた研修等を行います	更生相談所、こころの健康相談センター、総合保健医療センター、障害者支援施設、横浜市総合リハビリテーションセンター及び地域療育センター（除く一次相談支援機関）等

(3) 地域生活を総合的に支えるしくみの構築

現 状

横浜市障害者プラン（第1期）では、施設や病院で生涯を過ごすのではなく、地域で生活することを基本として、施設や病院から地域生活へ移行するための仕組みづくりに取り組みました。平成18年度には、知的障害者入所施設の職員向けの地域移行支援マニュアルの作成と周知を行い、入所施設での生活から地域生活の実現に向けた方向づけを行いました。

また、平成19年度から精神障害者退院促進支援事業を展開し、長期に精神科病院に入院している人たちの地域生活への移行を支援しました。

地域生活を支援する拠点施設として社会福祉法人型地域活動ホーム、精神障害者生活支援センターの整備を進めるとともに、グループホームや地域作業所等の設置を促進するなど、サービス基盤の整備に努めてきました。

地域生活に移行した後も安定して地域での生活を継続していくためには、地域移行に向けた働きかけやサービス基盤の整備を進めるだけでなく、一人ひとりの障害特性や意向を踏まえた総合的な支援の仕組みを構築するための取組をさらに進めていく必要があります。また、その仕組みを継続的なものにしていくためには、人材の確保と育成も緊急に取り組むべき課題となっています。

ニーズ把握調査結果より

「将来の福祉施策への期待」として、障害種別や程度、生活スタイル、年齢階層を問わず「必要なときに十分な介助が受けられる」をあげる人が第1位となっています。また、第2位が「介助に必要な経済面での支援」、第3位が「安心して住める」となっており、地域における安定した生活への支援を求める声が強いことがわかります。

【将来の障害者福祉を考えると、特に重要と思うもの（3つまで複数回答）】

1	必要なときに十分な介助が受けられること	49.8%
2	介助に必要な経済面での支援が受けられること	42.8%
3	安心して住めるところがあること	28.9%

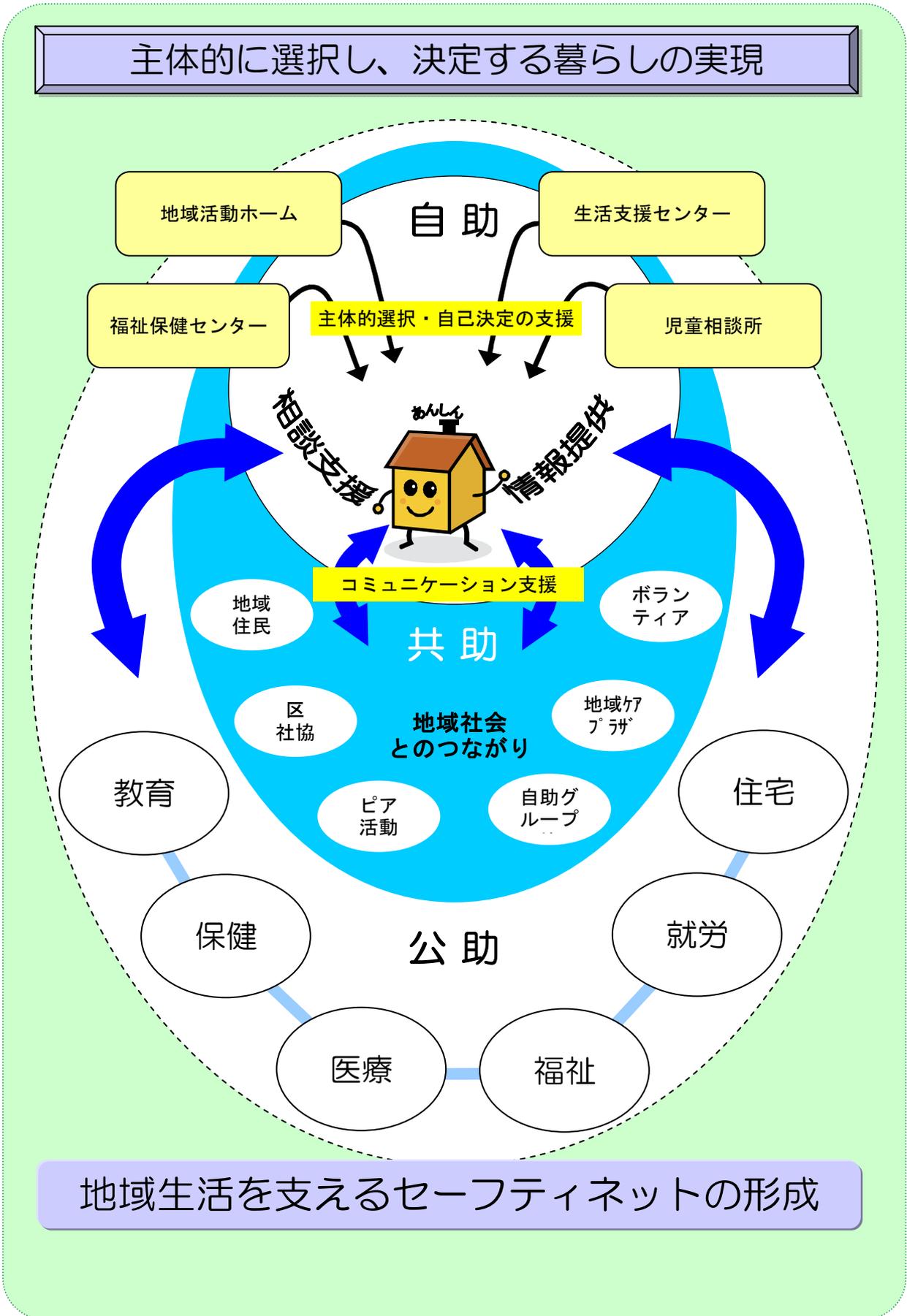
今後の考え方

アパート等での単身生活、グループホームへの入居、家族等との同居など、どのような生活を選択しても、安心して生活し続けられる支援体制の構築を目指します。その構築にあたっては、本人のエンパワメント(*1)とアドボケイト(*2)を基本とし、障害福祉サービス等行政による「公助」に加え、地域住民やボランティア等による「共助」を一人ひとりに合わせて組み合わせることが大切です。

本人の自己選択と自己決定に基づく地域生活を実現するため、相談支援と適切な情報提供、地域住民等との関係づくり、必要な福祉サービスの導入などを区福祉保健センター・児童相談所と相談支援事業者等が中心となって行います。さらに本人の支援に関わる地域住民やサービス提供事業者等とともに本人の日常生活上の緊急時に協力し合いながら的確に対応できるネットワークを形成します。

地域生活を支える拠点施設の機能の一層の充実を図るほか、生活の場と日中の活動の場の設置を引き続き促進します。また、加齢に伴う心身機能の低下や障害の重度化への対応を図るとともに、移動支援施策の制度の再構築を進め、より利用しやすいものとしていきます。

障害者支援施設については、障害者の在宅生活支援、重度障害者支援の側面から、その機能やあり方を今後も検討し、それらを踏まえながら老朽化した障害者支援施設の再整備を進めるほか、医療的ケアを伴う介護ニーズの高い身体障害者などを主な対象者とする施設についても整備を進めます。



* 1 エンパワメント：主体的に生活していく力を獲得するための支援
 * 2 アドボケイト：本人に代わり権利を代弁し、その人の権利を擁護すること

推進する主な施策・事業

施策・事業	内 容
地域生活を支援する拠点施設の整備と機能拡充	<p>地域生活を支援する拠点施設である地域活動ホーム、精神障害者生活支援センターの生活支援機能等の拡充について検討し、充実を図ります。</p> <p>また、重度重複障害児・者の生活を支援する多機能型拠点について、その機能などを検討し、整備に着手します。</p>
安心できる住まいの確保	<p>長年住み続けている自宅での生活や、グループホーム・ケアホームでの生活など、障害のあるなしに関わらず、自ら「住まいの場」を選択し、生活し続けることができるよう、必要な施策や取組について、検討していきます。</p> <p>グループホーム・ケアホームの設置を推進するとともに、重度の障害者や心身機能の低下した高齢障害者も安心して住み続けられる支援体制のある生活の場について検討を行い、確保します。</p>
安心できる生活支援の体制づくり	<p>医療的ケアや行動面での支援など特別な支援を要する障害者であっても安心して地域で生活できるよう、生活の場や日中の活動の場を確保するほか、短期入所、日中一時支援事業やホームヘルプ等訪問系サービスの充実を図ります。また、障害者自立生活アシスタント派遣事業については、市内のどこに住んでいても支援が受けられる体制を早期に整備するとともに、発達障害等に対応する事業の実施に向けた検討を行います。</p>
人材の確保・育成	<p>横浜市内のそれぞれの福祉現場で働く人材の確保や育成について、民間事業者と共同による取組を行います。特に重度障害者等の支援水準の向上を図るための人材育成プログラム等の開発に取り組めます。</p>
障害者支援施設の整備等	<p>地域生活支援及び重度障害者支援の視点から障害者支援施設が担う役割・機能やあり方について検討し、それらを踏まえ老朽施設の再整備を進めるほか、医療的ケアを伴う介護度の高い身体障害者を主な対象とする施設整備も進めます。</p>
難病患者への居宅生活支援事業の充実	<p>居宅で療養している難病患者を支援するため、ホームヘルパー派遣、日常生活用具給付、短期入所、外出支援サービスを実施しています。神経系難病患者等、医療依存度の高い重症者については、一時入院事業で本人や家族の負担軽減に取り組み、重症外出支援事業でストレッチャーを利用する患者の外出を支援します。各事業の実施により、難病患者の居宅生活支援に取り組めます。</p>

自立生活アシスタントについて

「障害者自立生活アシスタント派遣事業」は、単身等で生活する知的障害者の地域生活を支援するため、横浜市の独自事業として平成13年度から事業を開始しました。また、平成19年度から精神障害者を対象にした事業も開始し、現在では、知的障害者を対象にした事業所15か所、精神障害者を対象にした事業所3か所で事業を実施しています。

アシスタントの支援の特徴として、日常生活全般にわたる「助言」が挙げられます。しかし、助言を助言として受け止めてもらえるようになるまでには、長い時間と信頼関係が必要です。訪問や面接を積み重ねながら、今までどのように暮らしてきたのか、これからどのように暮らしていきたいのかを聞き取りながら、関係を築いていきます。このような関わりを通して、日常生活上の課題に対する本人の気づきを誘い、「身近な存在」として課題の解決に向けた支援を行います。また、地域で生活をしていくためには様々なリスクがあります。訪問や面接の中から本人の不安やつまづきをいち早くキャッチして、大きな問題に発展する前に適切に対応します。

日常生活の中の様々な危機を回避しながら、本人の生活力や適応力を高め、生活に広がりを持てるようにしていくことを目指して、寄り添うように本人の生活を支えるのがアシスタントの支援です。そして、身近な存在として支援を続けるプロセスの中で把握した本人の気づきや小さな変化を他の支援者と共有し、本人の個別支援計画へ反映していくこともアシスタントの重要な役割です。

罪を犯した障害者支援について

平成18年6月に厚生労働科学研究による「罪を犯した障害者の地域生活支援に関する研究」がスタートしました。これは罪を犯した障害者の地域生活に向けた必要な支援の整理、地域移行の促進を目的として、現状の把握と問題点を明らかにすると共にその解決策についてもまとめるものです。3か年計画の初年度であった平成18年度には、受刑者の実態調査や触法障害者の保護観察の実態調査、障害者が刑事事件の被告となった裁判から、福祉施設の支援のあり方などの検討がされました。

平成19年度には、前年度に実施された実態調査の分析や更生保護施設での受け入れ時の課題、福祉施設での受け入れの実態の調査を行っています。こうした調査・分析で明らかになったことは、受刑者の中で明らかに知的障害があると認められた者で療育手帳を所持していた者が6.3%に過ぎず、知的障害者であるにも係わらず、福祉的な支援を受けることなく、社会的に孤立し犯罪を犯しているということでした。こうしたことから、地域生活に移行するにあたり、更生事業との連携のもとで福祉サービスの利用が可能となるための障害の認定（手帳の取得）と必要な福祉サービスの提供が円滑に行える事が重要であることが判明しました。

こうしたことに対応するため平成21年度から、更生事業と障害福祉事業の橋渡しをする「地域生活定着支援センター」の設置が予定されており、こうした連携の主体となる人材育成のための研修も始まっています。今後は、こうした連携を機能させていくことと、福祉的な支援を進めることについて地域での理解を深めていくことが重要な取組みとなります。

(4) 医療環境・医療体制の充実

現 状

障害児・者が地域社会で生活するためには、身近なところに安心して受診できる医療機関があり、適切な医療を受けられることが必要です。

特に、小児医療の発達等により在宅で生活する重症心身障害児・者は年々増加しており、この10年間で237人、42.9%増加し、平成20年3月末現在で789人が市内で生活しています。【⇒表1】

大多数の重症心身障害児・者は常に医療的なサポートが必要ですが、通所による日中活動支援の期待も大きくなっています。

本市では、平成19年度から「重症心身障害児者医療提供体制支援事業」を開始しており、重症心身障害児者に対する医療提供体制の充実・拡大への取り組みを進めています。この事業で行った在宅の重症心身障害児・者とその家族を対象にした医療機関受診状況のアンケート調査では、「待ち時間が長い」「医療機関の選択肢が少ない」「医療機関が遠い」「建物・設備等が利用しにくい」「急に具合が悪くなったとき対応できる医療機関がない」「医療機関のバリアフリー化」などについての意見が多く寄せられました。【⇒表2】

このことは、身体障害や知的障害及び精神障害のある方々にも共通する課題と考えられます。

どのような障害があろうとも、障害や病状に対する理解がある医療機関が急病時にも速やかに対応できることが、地域生活を支えるための重要な要素であり、障害児・者への医療環境・医療提供体制の充実が求められています。

また、精神障害者が身体の病気で救急医療機関を受診したい時に、受け入れ可能な医療機関が限られているという問題があります。

【表1】本市における在宅の重度重複障害児・者数

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
在宅の重度重複障害児・者数	552	574	612	652	682	717	738	769	777	789
前年比増減数	—	22	38	40	30	35	21	31	8	12
前年比増減率	—	4.0%	6.6%	6.5%	4.6%	5.1%	2.9%	4.2%	1.0%	1.5%
10年間の増減数	237									
10年間の増減率	42.9%									

(児童相談所事業報告書資料編より抜粋：数値は各年度3月31日現在)

【表2】医療を受ける上で、これまでに困ったことについて（複数回答可）

	主な困ったこと	回答数	率
1	待ち時間が長い	195	21.3%
2	医療機関の選択肢が少ない	171	18.6%
3	医療機関が遠い	102	11.1%
4	建物・設備等が利用しにくい	85	9.3%
5	急に具合が悪くなったとき、対応できる医療機関がない	84	9.2%
6	医療機関相互の連絡体制が整っていない	71	7.7%
7	医師や看護師とのコミュニケーションが取りづらい	66	7.2%
8	医師や看護師が障害の特性について理解していない	55	6.0%
9	病気のとき以外に、いつでも健康相談ができる医療機関がない	54	5.9%
10	その他	34	3.7%
	合 計	917	100.0%

『在宅重症心身障害児者医療機関受診状況アンケート（平成19年8月）』より抜粋
（平成19年3月末日時点における市内在住の在宅重症心身障害児者705人を対象）

今後の考え方

障害児・者が病気になったときに、身近な場所で、安心して適切な医療が受けられるよう、医療機関の支援体制充実に取り組んでいきます。

特に、医療的なケアが常に必要な重症心身障害児・者の受診環境を整備するため、医療機関連携に取り組む、このことを通じて身体障害児・者や知的障害児・者の方々の医療機関における円滑な受診を促進します。

また、障害児・者医療についての理解を深めるため、医療関係機関等と協力して市民や医療従事者向けに啓発活動を実施するとともに、各医療機関の現状や役割に関しても障害児・者、家族の理解促進を図ります。さらに、障害児・者医療を支える医療従事者の育成に引き続き取り組んでいくとともに、障害者施設や日中活動事業所などで医療スタッフ以外の職員が行う医療的ケアについて検討をすすめていきます。

精神科救急については、市民が身近な地域でいつでも安心して治療を受けられるよう、今後は「横浜市の保健医療の推進に関する計画（よこはま保健医療プラン）」の進捗状況とも照らして、民間医療機関の協力を得ながら、初期から三次までの24時間精神科救急医療体制の整備をさらに進めるとともに、従事する職員の人材育成などを推進していきます。

【⇒精神科救急医療体制の整備（30ページ）】

推進する主な施策・事業

施策・事業	内 容
障害児・者の受診環境の整備	<p>障害児・者が自分の住む地域の医療機関で受診する際に活用する「健康ノート」の普及状況等を検証し、より使いやすいものとするための検討を行います。また、障害児・者医療に理解のある医療機関情報を冊子として発行するなど、情報提供のしくみを整えてまいります。</p> <p>さらに、診療所や市立病院・地域中核病院等における医療機関相互の連携事業を推進し、主治医と地域の医療機関とのネットワークづくりを進め、どのような障害があろうとも、誰もが受診しやすい環境づくりを推進します。</p>
医療従事者の障害理解の推進	<p>障害児・者が医療機関、在宅、日中活動を行う場で適切な医療・看護・介護を受けることができるように、医師を対象とした研修会や、訪問看護師、障害児・者施設の看護師等が障害特性に対する知識や看護・介護技術を習得するための研修を開催します。また、医療関係機関等と協力して、市民や医療従事者向けの啓発活動に取り組んでいきます。</p>
入院時支援・医療的ケアの検討	<p>障害児・者の入院時における医療従事者との意思疎通を円滑に行うための支援の実施に向けて取り組んでいきます。</p> <p>また、医療的ケアの必要がある障害児・者の日中活動を助け、地域活動ホーム等の障害児・者施設への受入れを支援するため、非医療職による医療的ケアの実施について検討を進めます。</p>

精神科救急医療体制の整備

第1期の取組

精神障害のある市民がいつでも安心して適切な治療を受けられるように、夜間や休日などの医療機関が診療していない時間帯の精神科医療体制の整備を重点的に進めてきました。

- ①16年度に精神科救急医療情報窓口からの紹介により土曜の午後、休日昼間に外来診療を行う初期救急体制を整備しました。
- ②19年10月から二次救急を平日、祝日の深夜帯についても拡充し、平日昼間の区福祉保健センターの対応と合わせて、365日24時間対応となりました。
- ③市立みなと赤十字病院（19年度）、済生会横浜市東部病院（19年度）にそれぞれ3床、合計6床の基幹病床を整備しました。
- ④救急病床の確保のために20年度から救急協力病院の保護室整備助成事業の開始を予定しています。
- ⑤19年度から市立みなと赤十字病院（10床）市大センター病院（2床）、済生会横浜市東部病院（2床）で精神科身体合併症転院事業を開始しています。

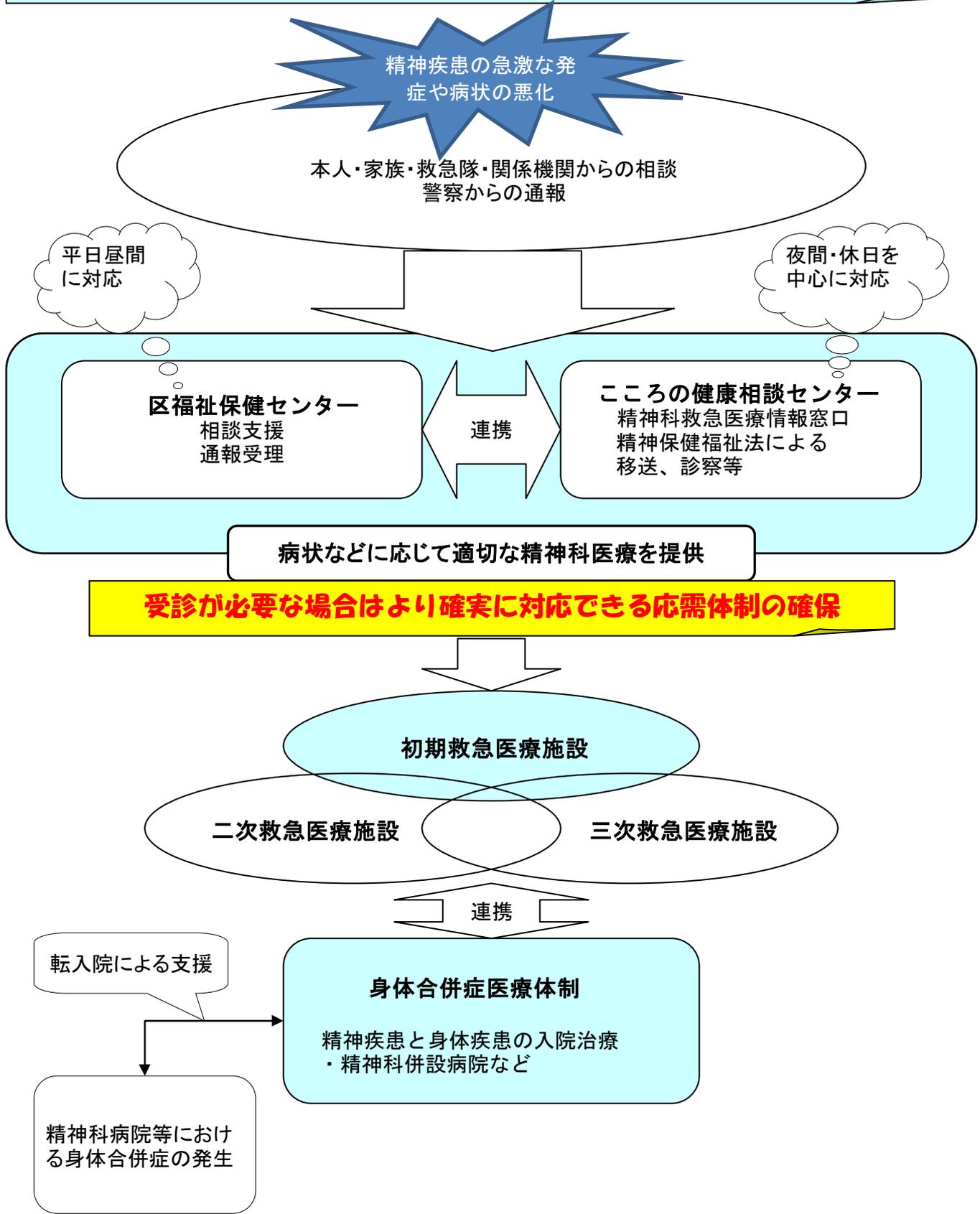
現状の課題

- ①深夜帯（22：00～翌8：30）の初期救急は未整備であり、市民がこの時間帯に救急受診を望んでも対応できていません。市内の精神科医療機関は、多くが予約制をとっているため、即日の精神科外来受診が困難な状況にあります。
- ②二次救急の受け入れ体制を拡充したため、特に深夜帯の病床が不足している状態にあります。
- ③夜間帯の輪番病院の多くは市外の遠方にあり、横浜市民はこの時間帯は遠方の病院に受診することが多いため市内の医療機関で受診できるようにしてほしいとの要望が出されています。
- ④精神科身体合併症転院事業は、はじめて間もないため事業の検証が必要です。

主な施策・事業

施策・事業	内 容
初期救急医療体制の整備	受診が必要な時はいつでも対応できる体制をつくります。
二次救急医療体制の拡充	二次救急の専用病床をつくります。
救急病床の整備	より身近な地域の医療機関に受診できるように、病床の確保に取り組んでいきます。
精神科身体合併症転院事業	事業内容を充実させるための検討を進めていきます。

いつでも安心して治療を受けられる24時間の精神科救急医療体制



- * 初期救急 : 精神症状の悪化により、外来診療が必要とされる場合
- * 二次救急 : 精神症状の悪化により、入院治療が必要とされる場合
- * 三次救急 : 自傷他害のおそれがあり、警察官などの通報により診察を実施する場合

(5) 障害児支援の体制強化

横浜市障害者プランが策定されて2年が経過した平成18年4月に、横浜市ではこども青少年局が発足し、関係部局との連携のもとで、障害児とその家族の生活を守り、多様なニーズに応えるための様々な事業に取り組んできました。

第2期障害者プランでは、障害児とその家族に向けた生活支援施策の充実と障害児の学習環境の整備の2つの観点からまとめました。

障害児の生活支援施策の充実

現 状

① 平成18年に障害者自立支援法が施行され、障害児に係る在宅サービスが障害者と同じ法律に位置づけられました。同年10月には児童福祉法が改正され、障害児施設に新たに利用契約制度が導入されました。このように平成16年度の第1期障害者プラン策定以降、障害児と家族を取り巻く福祉環境は大きく変化しています。

本市では、この福祉環境の変化に対応し、利用者が引き続き安心してサービスを利用できるよう利用者負担助成制度を創設するとともに、障害児施設・障害福祉サービス事業者の運営の安定を図るため、施設や事業者に対する運営費の加算に取り組んできました。また学齢障害児に対する放課後等の余暇支援や発達障害児等への対応に関する支援を目的とした地域療育センターによる学校支援にも取り組んできました。

しかし、どの取り組みについてもまだまだ必要な状況は続いています。

② 第1期障害者プラン策定当時に比べ、児童人口は概ね横ばいに推移していますが、障害児は増加しています。特に知的障害児は、軽度の障害児を中心に増えています。【⇒グラフ1】

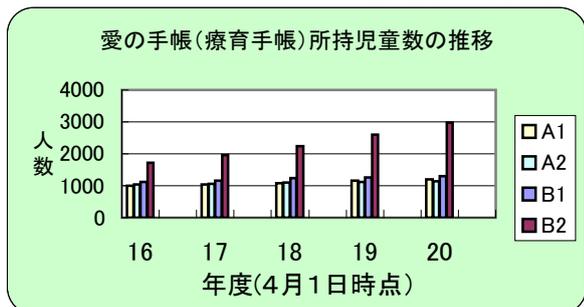
また、発達障害児の増加も見られ、地域療育センター新規利用児の半数以上を占めるという結果になっています。一方で、重症心身障害児者も増加傾向にあり、加齢に伴う重介護傾向、若年層の要高度医療傾向が見られます。【⇒重点施策(4)『医療環境・医療体制の充実』】

③ 被虐待児に見られるように近年の社会的養護を必要とする児童の増加の傾向は障害児においても同様であり、社会的養護体制の拡充が喫緊の課題となっています。現に昨今の入所児は家族関係に困難性を持つ軽度の障害児が多く、これまでの重度の障害児を中心とした支援体制では対応が難しいケースも見られています。【⇒グラフ2】

このように何らかの支援を必要とする障害児数は増加し、求められる支援の内容も多様化していますが、市内施設が量的に不足しており、特に入所施設については市外・県外施設に入所せざるを得ない現状となっています。

【グラフ1】

<横浜市障害者更生相談所>



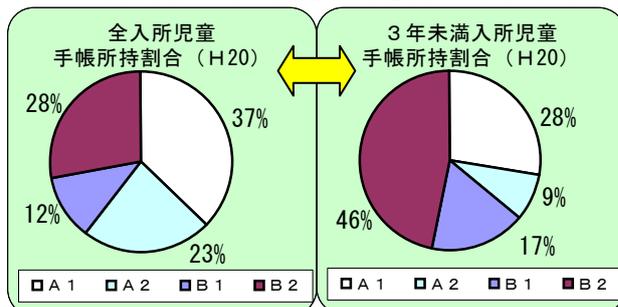
●愛の手帳(療育手帳)の区分

A1: 最重度 (IQ20以下)

A2: 重度 (IQ21~35)

【グラフ2】

<市内所管知的障害児入所施設4か所の集計>



B1: 中度 (IQ36~50)

B2: 軽度 (IQ51~75)

今後の考え方

障害児とその家族が、地域の中で安心して安定した生活を送り、自らの力で自らの生活を切り開いていくことができるよう、様々な福祉サービスの充実を図ります。

具体的には、早期療育体制の拡充を図るとともに、学齢期の障害児に対する個別支援や集団活動支援の推進・強化に取り組みます。

また、障害児入所施設が有する自立支援・家族支援・在宅生活支援の機能を維持することはもとより、障害が軽度の被虐待児への支援といった新たな課題に対応するために機能の強化・拡充に取り組みます。

併せて、家族と離れて暮らさざるをえなくなった障害児が安心して成長することのできる生活の場についての検討を進め拡充を図ります。

推進する主な施策・事業

施策・事業	内 容	
ライフステージに沿った支援の充実	地域療育センターの整備	0歳から小学校期までの障害児の、増加し多様化する療育ニーズに応えるため、新たに地域療育センターを整備します。
	地域療育センターの機能拡充	主として就学前の発達障害児により良い療育を提供していくため、地域療育センターに新たなサービスとして児童デイサービスを導入し、支援内容の拡充を図ります。
	地域療育センターの学校支援の推進	地域療育センターに専門スタッフを配置し、発達障害児への対応に関する支援を目的に、学校訪問による教職員への研修、児童との関わりや教室環境等に関する助言等の支援を小学校を対象に実施します。
	学齢障害児の居場所づくりの拡充	小学生から高校生までの学齢障害児が、放課後や夏休み等のびのびと過ごすことのできる居場所づくりを推進します。
	中学校期以降における支援の充実	<p>中学・高校期の発達障害児と家族への専門的な支援機関のあり方の検討を行い、発達障害者支援センターとの連携等、児者一貫した支援体制の確立を目指します。</p> <p>中学校期以降の学齢障害児の対応を行っている既存の専門機関について、診察や相談等の支援を推進します。</p>
安心・安定を確保するための障害児施設における支援の充実	重症心身障害児施設における支援機能の強化・拡充	重症心身障害児施設を中心とした地域における生活支援や医療支援等のあり方を検討し、再整備等による施設機能の強化と施設定員の拡充に取り組みます。
	障害児施設における支援機能の強化・拡充	被虐待児や発達障害児、重複障害児への支援等障害児施設に求められる新たな機能及び支援体制を検討し、再整備等による既存施設の機能強化と適正な施設定員の確保に取り組みます。

障害のある児童生徒等の学習環境の整備

現 状

学校教育法の一部改正（平成19年4月施行）により、特別支援教育が法的に明確に位置付けられ、小中学校等においては、LD、ADHD等を含め、障害のある児童生徒に対して適切な教育を行うことや、障害種別を超えた学校制度である特別支援学校制度を創設することなどが新たに規定されました。

- ① 特別支援学校及び個別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒の比率は近年増加していて、小中学校児童生徒数に対する割合は、平成11年1.78%から平成20年度3.16%となっています。（10年で約1.8倍）
- ② 特に小中学校の個別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加しており、知的障害等の状態が重度化・多様化しています。肢体不自由特別支援学校では、障害の重度化・重複化に伴い、医療的ケアを必要とする児童生徒が約3分の1となっています。
- ③ 教育相談件数におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症などにかかわる相談が急増（全体の50%）しており、その教育的対応を進めています。
- ④ 特別支援学校教諭免許状保有率は特別支援学校の教員の6割強となっていますが、まだ不十分な状況であり、教員の専門性の確保とともに、幅広い分野の関係機関との連携が必要です。

図1 障害のある児童生徒等の数の推移

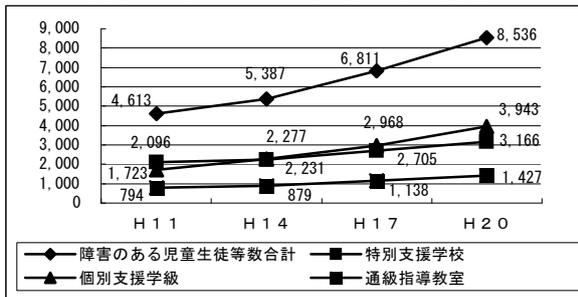


表1 教育相談件数の推移

	H15	H16	H17	H18	H19
知的障害	1,371	1,456	1,523	1,414	1,360
自閉傾向+要配慮等	712	880	1,074	1,366	1,705
視覚障害	22	27	21	14	22
聴覚障害	48	41	35	41	33
言語障害	185	165	146	137	167
肢体不自由	110	108	104	107	113
病弱	7	6	5	3	7
合 計	2,455	2,683	2,908	3,082	3,407

今後の考え方

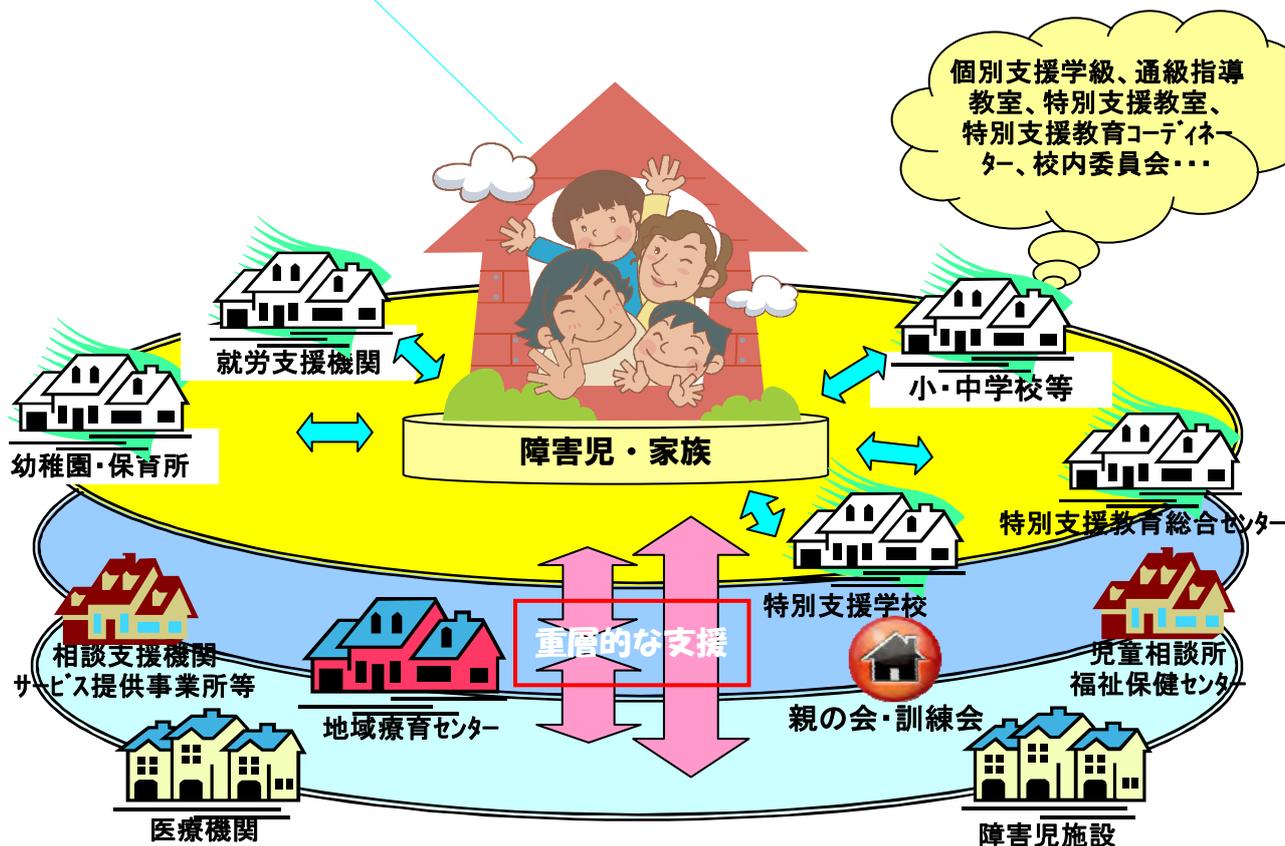
- ① 特別支援学校や個別支援学級、通級指導教室で学ぶ子どもや、普通学級に在籍するLDやADHD、高機能自閉症などの児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。
- ② 教員の専門性の向上と人材養成による指導の充実を図ります。また、幅広い分野の専門家の活用や、教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携を深め、就学前から学校卒業後まで一貫した支援体制を構築します。
- ③ 学齢障害児や家族への情報提供や相談、学校生活支援事業や夏休み支援事業など、様々な支援策を通じて、地域で安心して生活できる環境整備を推進します。

推進する主な施策・事業

施策・事業	内容
発達障害児等支援事業	LD、ADHD等を含めた障害のある児童生徒への個に応じた指導の充実を図るため「特別支援教室」を全校に設置します。また、学校へ「専門家支援チーム」を派遣し、特別支援教育コーディネーターのスキルアップを図るとともに、また、地域療育センター等関係機関との連携や情報交換、共同研修等を実施し、校内支援体制を充実します。

施策・事業	内 容
通級指導教室整備事業	対象児童生徒数の増加に対応して、引き続き方面別の適正配置を進めるとともに、指導内容を充実し、学校支援を進めます。
特別支援学校の再編整備	児童生徒数の増加に伴う対応は、県と緊密に連携をとりながら進めます。既設の特別支援学校については、教育環境の改善に向けて、施設整備・拡充等を進めていきます。また、特別支援教育のセンター的機能を拡充します。
肢体不自由特別支援学校医療的ケア体制整備事業	肢体不自由特別支援学校に看護師を安定的に配置するとともに、医師等で構成する運営協議会を設置し、医療的ケアの実施体制の整備を図ります。
障害児学校生活支援事業	小・中・特別支援学校に在籍する児童生徒等の保護者が行っている介助や登下校を支援します。
学齢障害児夏休み支援事業	学齢障害児の夏休み期間中における余暇活動の充実及び保護者の介助負担の軽減を図るため、特別支援学校等の施設を活用して教員や地域協力者によるプール開放や部活動・文化活動を行います。
学校施設のバリアフリー化	エレベータの整備など学校施設のバリアフリー化を進め、障害児が学びやすい環境を整備します。

障害児と家族を支える仕組み



（６）障害者の就労支援の一層の拡充強化

現 状

障害者の就労支援については、障害者就労支援センターの充実や、職場体験実習事業の通年化、本市公有財産を活用して障害者を多数雇用する企業を誘致（知的障害者約60人の雇用を創出）するなど、障害者と雇用側双方への施策を展開してきました。

一方、新規就労者の増加にともない、働き続けるための定着支援へのニーズが高まっており、障害者、雇用側双方への継続的な支援や、生活面を安定させる支援などの対応が課題となっています。

障害種別で見ますと、精神障害は、就労訓練を行なう社会資源の不足や、障害者雇用率に算定されてから日が浅いため受入企業の少なさなどにより就労が進んでいません。障害者雇用率の算定対象となっていない発達障害、高次脳機能障害とあわせ、就労訓練の充実や一層の職場開拓が急務となっています。

ニーズ把握調査結果より

「仕事について困っていること」について、全体では、第1位が『通勤』、第2位が『コミュニケーション』という結果でしたが、精神障害や重複障害では、全体で第8位だった『仕事が難しい』が第1位となっています。職場における定着支援の重要性が現れています。

今後の考え方

雇用の場を拡大するために、市内企業の99%を占める中小企業への働きかけをより一層強化します。景気の変動に左右されない安定した雇用が増えるよう、ノーマライゼーションを実践する企業の事例収集及び情報発信や、労働・雇用施策との連携強化によるきめ細かい企業支援を進めます。

増え続ける定着支援へのニーズに対応するため、就労支援センターの体制強化を図るとともに、地域生活を支援する拠点施設等と連携しながら、余暇支援を含めた就労者の生活支援に取り組めます。また、就労支援センターや関係機関を対象に、就労支援に携わる人材の育成を図ります。

障害者の就労に向けた教育・訓練については、就労支援センターと障害者自立支援法による就労移行支援・就労継続支援の各事業所、特別支援学校などによる実習や訓練の連携を拡充して、より効果的な取組を行います。

精神障害、発達障害、高次脳機能障害の就労支援については、各種事業等を検証しながら、支援手法を検討・構築します。

福祉的就労については、障害者施設・作業所等の工賃アップに向けて、企業、経済団体等とともに、発注促進や自主製品売上増のための仕組みづくりを行います。

推進する主な施策・事業

施策・事業	内 容
企業への雇用支援の強化	<p>障害者雇用におけるノーマライゼーションの実現に向けた取組を実践している企業を表彰し、その優れた雇用事例の情報を発信するとともに、本市の関係部署と連携しながら、企業の障害者雇用の動機付けとなる報奨的な仕組みを検討します。特に中小企業に対しては、職場内指導者育成や、経営者の集う団体への働きかけを中心に、障害者雇用に踏み出せるような支援を関係機関とともにを行います。</p> <p>また、市有財産の活用を含めた障害者多数雇用事業所の市内誘致を進めることにより、雇用の場の一層の拡大を図ります。</p>
働き続けるための定着支援の強化	<p>障害者の就労相談、訓練、職場開拓、定着支援等を行う就労支援センターの拡充や、就労支援センター及び就労移行支援・継続支援事業所、特別支援学校などの関係機関にて就労支援に携わる人材の育成を推進します。</p> <p>特に、増え続ける定着支援のニーズに対応できるよう、国制度の「障害者就業・生活支援センター」の導入などにより、障害者が働き続けるための生活支援を強化します。支援にあたっては地域就労支援ネットワークを活用し、地域生活を支援する拠点施設等と連携しながら、余暇支援を含めた就労者の生活支援に取り組めます。</p>
体験実習や訓練事業等の拡充	<p>障害者の多様な能力開発など企業等の求めに対応できるスキルアップを図るため、職場体験実習、精神障害者社会適応訓練などの事業と、就労移行支援事業所等での訓練、特別支援学校等の実習について、体系的に職業能力を向上させる仕組みを構築します。</p> <p>また、実習・訓練の受入れ企業にとっても障害者を知る機会となることから、受入先となる協力事業所の開拓も積極的に進めます。</p>
精神障害者や手帳のない障害者への支援の拡充	<p>精神障害、発達障害、高次脳機能障害に関して、就労支援センター等の就労支援事例や関係機関による事業などを検証し、訓練、就労、定着の支援手法の構築を図ります。</p> <p>また、雇用する企業のより一層の開拓を進めます。</p>
福祉的就労の一層の充実	<p>障害者施設・地域作業所等での福祉的就労の充実と工賃の増を図るため、関係機関・団体等と協働して企業からの発注促進に向けた仕組みをつくとともに、本市による自主製品購入や業務委託など障害者施設等への発注機会の増加を図ります。</p>



(7) 発達障害児・者支援の体制整備

現 状

平成17年4月に発達障害者支援法が制定されるなど、発達障害についての社会的な関心が高まりを見せています。

横浜市では、従来から身体障害・知的障害等の早期発見・早期療育システムの構築に取り組み、その仕組みの中で発達障害児やその保護者への支援を行ってきましたが、学齢期や青年期に顕在化する場合については、必ずしも十分な対応がなされていないのが現状です。

こうした状況から、平成17年度に「横浜市発達障害検討委員会」を設置し、発達障害児・者の置かれた現状と課題、あるべき対応についてライフステージごとに検討を行いました。その結果、次のような基本的な課題が指摘されています。

《ライフステージに共通する基本的な課題》

- 発達障害に対する理解の促進を図ること
- 支援を行う機関・人材を育成すること
- 医療・福祉・教育・労働など関係機関の連携による支援体制を整備すること

■発達障害児・者支援に係る現状と課題（平成20年3月 横浜市発達障害検討委員会報告書より）

年代	主な現状と課題
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診での発達障害への発見率は高く早期療育体制は確立しているが、この時期に全ての発達障害を発見することは限界がある。 ・家族による障害への受容が重要で、子育て支援の視点を含む丁寧な支援が求められる。
学齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・学齢期に集団不適合等から発達障害が顕在化する場合がある。 ・家族や周囲の理解不足等から不登校や他害行為などにつながる場合がある。 ・特別支援教育や療育センターの学校支援事業などにより学校や教員の意識も高くなってきているが、医療面等で専門機関が少なく、早期の適切な対応が難しい。
青年期	<ul style="list-style-type: none"> ・進学や就労など活動範囲の拡大により支援体制の構築が一層複雑になる。 ・就労に際して働きにくさ、生きにくさが顕在化し不適合状態となる場合がある。 ・療育支援や特別支援教育を受けていたケースでは、関係機関とのつながりなどから何らかの支援が得られている場合が多い。

□小・中学校の普通学級で、学習面か行動面で著しい困難を示すと学級担任が回答した児童生徒の割合 **6.5%**

※「特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態調査」（平成15年 横浜市教育委員会）

※文部科学省が平成14年に行った同様の全国調査では6.3%となっている。

今後の考え方

発達障害に対する理解の促進を図るため、さまざまな手法で普及啓発を図ります。そのため、発達障害者支援センターを中核として、発達障害に対する相談支援体制をさらに充実させるとともに、福祉・医療・教育・労働など関係機関の連携体制を構築します。

ライフステージを一貫した支援体制を確立するため、発達障害児・者への支援の体系化を図る必要があります。その中で発達障害が顕在化した時期に関わらず適切な支援につながる仕組みづくりを検討します。また、一人ひとりの状態に応じたきめ細やかな対応を行うための具体的な支援手法の開発と普及に取り組みます。

★発達障害とは、自閉症、広汎性発達障害、学習障害、ADHD（注意欠陥多動性障害）、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいいます。《発達障害者支援法》

図1 障害種別雇用状況 (神奈川県) [単位 人]

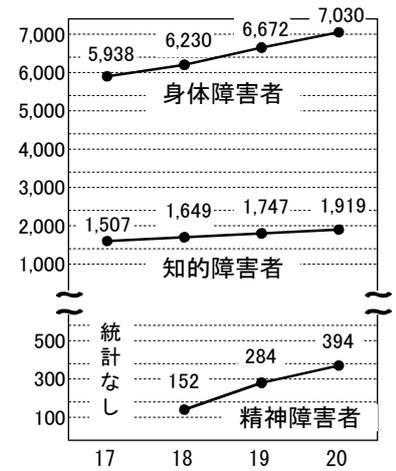
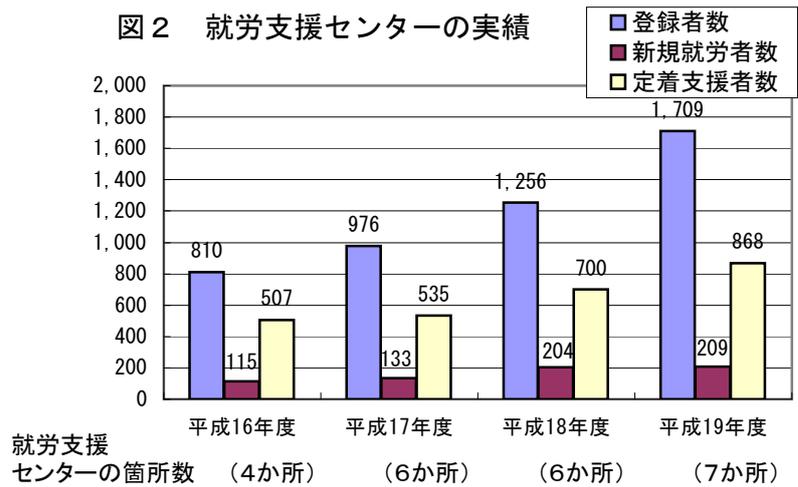
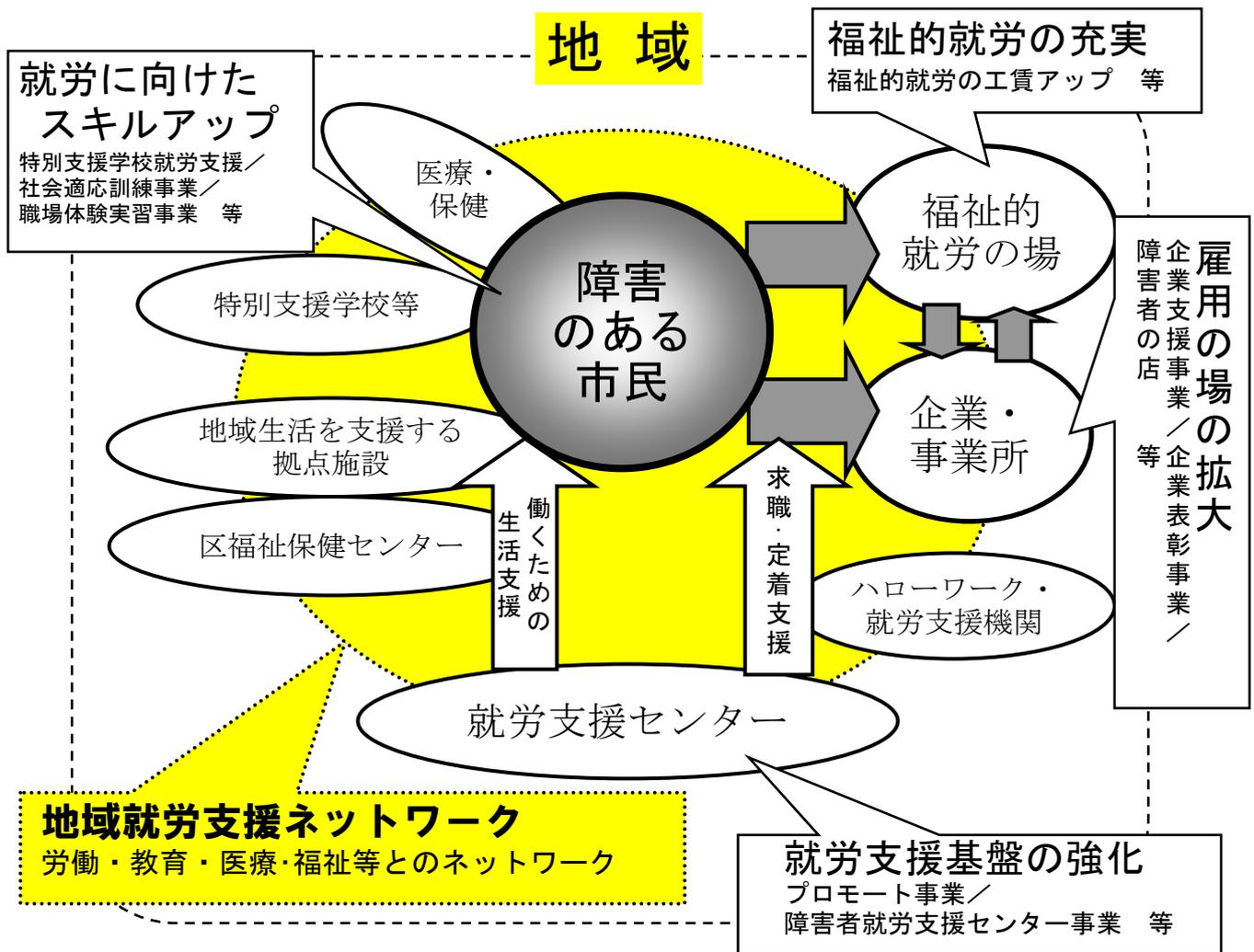


図2 就労支援センターの実績



※神奈川県労働局発表による、毎年6月1日現在の障害者雇用状況 (調査対象は、56人以上の従業員を雇用している企業)

図3 障害者の就労支援の拡充 スキーム



働く障害者の事例を紹介します！

社会福祉法人誠幸会 泉の郷

【専任の相談員と交わす連絡ノートが職場安定のカギ！】

法人プロフィール

事業内容：特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・地域ケアプラザの運営、
デイサービスの実施等

〒245-0018 横浜市泉区上飯田町2083-1

TEL 045-800-1800 FAX 045-800-1811

障害のある方の雇用状況

従業員210名 うち障害のある方10名（平成20年3月1日現在）

（内訳）知的障害 10名（うち重度4名）



ファイザー株式会社 横浜パッケージセンター

【社員の個性や自主性を大切に！

仕事を通じて人生の楽しみを見つける！】

法人プロフィール

事業内容：資材等の梱包や仕分け、発送

〒224-0054 横浜市都筑区佐江戸町681

TEL 045-929-1403 FAX 045-931-6471



障害のある方の雇用状況

従業員29名 うち障害のある方25名（平成20年3月1日現在）

（内訳）知的障害 22名（うち重度20名）

精神障害 2名

身体障害 1名



株式会社大協製作所

【障害者雇用歴は約50年！社員同士が仕事を教えあうことでコミュニケーションを強化！】

法人プロフィール

事業内容：金属塗装（電気亜鉛鍍金等）、組み立て

〒240-0035 横浜市保土ヶ谷区今井町1125

TEL 045-351-1121 FAX 045-351-1105

障害のある方の雇用状況

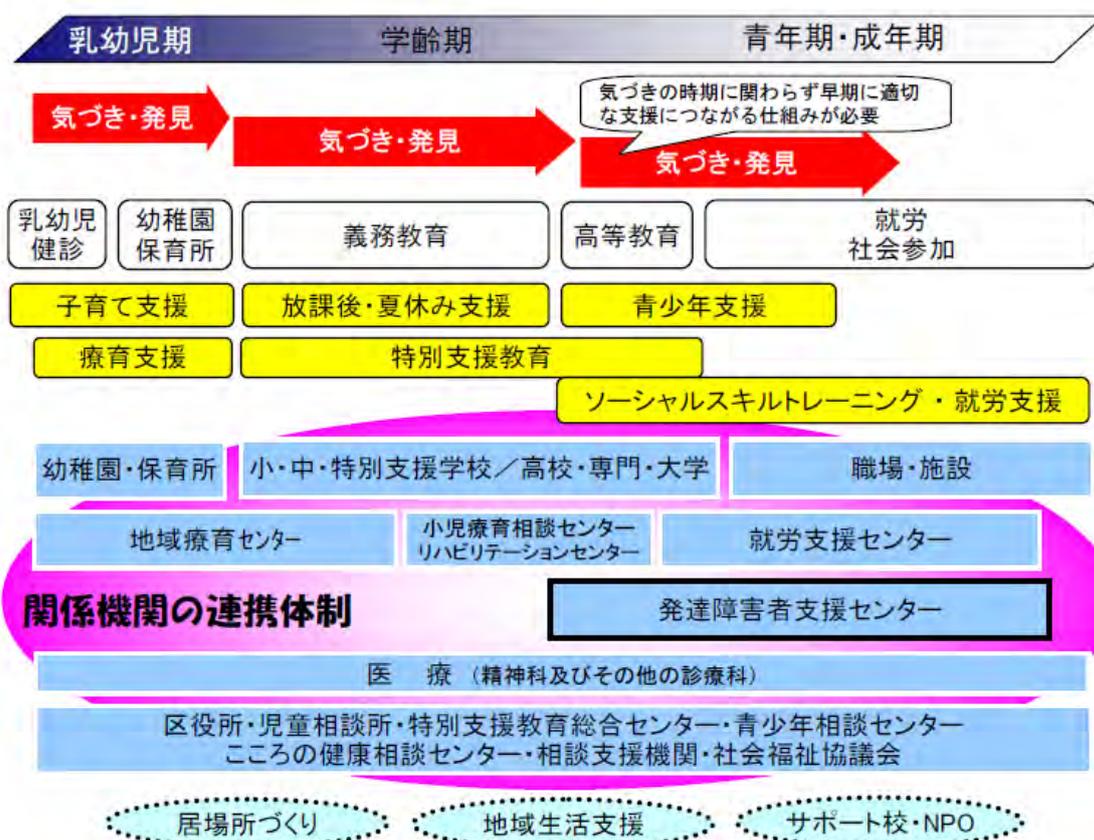
従業員46名 うち障害のある方26名（平成20年3月1日現在）

（内訳）知的障害 26名（うち重度11名）

推進する主な施策・事業

施策・事業	内 容
発達障害に対する理解の促進のための取組	発達障害は気づきにくいということを踏まえた啓発用パンフレットの作成や講演会等を開催するなど、さまざまな媒体で普及・啓発を進め、本人や家族、周囲の人の障害特性への理解を促進します。こうした取組を通じて、職場や活動の場を拡大するとともに支援ができる人材の育成を図ります。
関係機関の連携の促進	個々の発達障害の状態に応じたきめ細かな支援を行うため、発達障害者支援センターを中核とした相談支援体制と、福祉・医療・教育・労働などの関係機関の連携体制を充実します。
具体的な支援策の開発と普及	発達障害のある人への具体的な支援策を開発するため、発達障害児・者への先駆的な取組等をモデル的に実践・評価し、有効な支援方法の確立と普及を目指します。
発達障害児への支援の充実	地域療育センターに就学前の発達障害児を対象とした新たなサービスを導入したり、小学校の教職員に対する研修やコンサルテーションを行うなど、発達障害児への支援の拡充を図ります。また、中学校期以降の支援体制のあり方等について検討を行い、具体化に向けて取り組みます。
特別支援教育の推進	特別支援教育コーディネーターを中心として、関係機関との連携を図りながら、校内支援体制を構築し、個別の教育支援計画の策定や特別支援教室の活用を通して、発達障害のある児童生徒への支援の充実を図ります。

【発達障害児・者支援の体系】



「見えにくい障害」・・・高次脳機能障害について

近年、救命救急医療の進歩により、大切な命が多く救われています。その一方で一命はとりとめたものの、脳に大きな損傷を受けたことにより、社会生活に様々な支障をきたしている方々があります。

「高次脳機能障害」は、脳梗塞やくも膜下出血等の脳血管障害、交通事故や転落による頭部外傷等が原因で、記憶や注意、言語などの知的機能の低下、感情のコントロールが苦手になる等、様々な症状・障害が残ってしまう状態です。

受傷前と比べて、「忘れっぽくなった」「何度も同じことを繰り返す」「ぼんやりして自分から何もしない」「性格が変わったようだ」というような印象を持たれることがあります。外見からは分かりづらい「見えにくい障害」であるために、周囲の誤解を招いたり、関係をこじらせてしまったりと生活のしづらさを抱えています。

横浜市では、平成18年度・19年度に、高次脳機能障害に関するニーズ調査を実施しました。その結果から、高次脳機能障害のある御本人やその家族、また支援者からも、相談できる専門機関の存在が強く求められています。また、正しい診断のできる医療機関の充実や、その後のリハビリテーション（社会適応訓練・生活の再構築）～家庭～学校・職場復帰～就労支援といった、連続した支援体制も必要としています。生活の困難さが障害者手帳や障害程度区分に反映しづらく、利用できる福祉サービスが限られていたり、適切な情報が届きにくいという声も聞かれますが、社会資源や情報のやりとりを充実させていくためにも、関係機関同士のネットワークが重要です。

また、「高次脳機能障害」のある方の生活を困難にする要因は、症状自体のほかに周囲の理解不足が大きいとも言われており、普及啓発の取り組みも大切となっています。

主な施策・事業

(1) 普及・啓発のさらなる充実

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
当事者や市民団体による普及・啓発活動への支援	<p>セイフティーネットプロジェクト横浜（以下、「Sプロ」）の活動や、その他の市民活動による障害理解のための研修や講演、研究、地域活動などを支援・協働し、さまざまな普及・啓発を推進します。</p> <p><振り返り></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害理解のための出前講座や横浜国立大学の学生と協同で普及啓発のためのイベント（映画祭）を実施しました。 ・障害のある方の普及啓発を目的として、平成17年度から開始した「わたしは街のパン屋さん」事業を継続して実施しました。 	推進	<ul style="list-style-type: none"> ・Sプロによる出前講座の開催 ・普及啓発イベントの実施 	推進
災害時における要援護者支援の推進	<p>地域において災害時の要援護者支援をテーマとした普及・啓発活動を進めると共に、障害のある方やその家族が地域で行われる防災訓練に参加しやすい環境づくりに取り組みます。</p> <p><振り返り></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Sプロにおいて、要援護者の支援方法に関する出前講座を実施したほか、「支援してほしい」人は「黄色」、「支援できる」人は「緑色」のバンダナを身につけることを推進する市民啓発活動に取り組みました。 ・平成22年度には地域防災拠点5か所に多目的トイレの整備を行い防災訓練に参加しやすい環境づくりを進めました。 	地域防災訓練への参加	実施：地域防災拠点5か所に多目的トイレの整備（合計10か所）	推進
疾病や障害に関する情報の発信	<p>ホームページなどの媒体を活用して、発達障害や高次脳機能障害などの新たな障害を含め、疾病や障害に関する情報や支援に関わる活動を紹介し、市民や当事者・関係者の理解の促進に努めます。</p> <p><振り返り></p> <p>疾病や障害に関する記事を広報よこはまに掲載し、広く周知しました。また、関係機関に対して障害理解の研修を実施し、理解の促進を行いました。</p>	推進	<p>実施：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報よこはまへの掲載 ・関係機関への研修 	推進
副学籍による交流の推進	<p>特別支援学校の児童生徒が地域の小中学校に副学籍を置き、交流及び共同学習を推進します。副読本「みんな友だち」を活用しながら、小中学校において障害理解を推進します。</p> <p><振り返り></p> <p>特別支援学校在籍者のうち、平成22年度は小学部43%、中学部9%の児童・生徒が副学籍による交流を行いました。</p>	推進	実施	推進

(2) 相談支援システムの機能強化

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
相談支援システムの普及 (広める)	<p>障害者本人やその家族が1人で悩みを抱え込まないために、相談支援システムの活用促進に向け、本人・家族・関係者にシステムの普及を図ります。</p> <p><振り返り> 各区地域自立支援協議会の取組みの中で、本人・家族・関係者への普及活動を展開しました。</p>	本格実施	検討実施：法改正等をふまえたシステムの再構築	推進
相談支援従事者の養成 (深める)	<p>相談支援従事者としての意識、知識（3障害の特性の理解、発達障害者等障害者手帳の対象にならない障害の理解、精神疾患の早期受診受療支援等）技術をもった人材のさらなる養成・確保のために相談支援従事者研修を実施します。</p> <p><振り返り> 相談支援従事者初任者研修および現任研修の他、事例検討研修等各種研修を実施しました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者(児)のニーズにあった研修実施 ・課題分析 	検討実施：初任者研修・現任研修を軸に相談員の養成・確保するための研修体系の構築	推進：障害児・者のニーズにあった研修、課題分析
自立支援協議会強化のための技術支援 (深める)	<p>「地域自立支援協議会」が地域課題をまとめ、市自立支援協議会に施策提案するため、「個別支援会議や自立支援協議会の運営手法」と「施策提言策定の技術」などについて、事務局（区役所と地域活動ホーム）を技術支援します。</p> <p><振り返り> 二次相談支援機関が、個別支援会議や事例検討の実施などについて、各区地域自立支援協議会での支援を展開しました。</p>	手法や技術を学ぶ研修 会議実施	実施：個別支援会議・事例検討への技術支援 検討：運営手法への技術支援方法継続可否	推進

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
ケアマネジメントの充実 (深める)	相談支援事業と関連の深い他事業（障害者自立生活アシスタント派遣事業や精神障害者退院促進支援事業など）との連携を強化し、相談支援事業利用者のニーズを満たします。 ＜振り返り＞ 自立生活アシスタント事業と委託相談支援事業をあわせて実施する民間事業所と行政が一緒に、より機能的に連携するための意見交換を実施しました。	関係機関と連携した相談支援の実施	実施： 合同研修 検討： 法改正も念頭に置いた体系的な研修	推進： 関係機関と連携した相談支援
当事者相談の推進 (深める)	障害者本人やその家族による当事者相談を、「身近な相談」として引き続き相談支援の窓口の一つとするとともに、社会状況に即した効果的な仕組みを検討・推進します。 ＜振り返り＞ 横浜市障害者自立支援協議会に相談支援システム検討会を設置し、当事者相談について検討しました。	・効果的な仕組みで実施 ・当事者相談員研修実施	検討： 相談支援体制の整備について	推進： 当事者相談員研修、効果的な相談支援体制の確立
相談支援事業評価基準の策定 (活かす)	より機能する相談支援システムを目指し、市自立支援協議会で相談事業の評価基準を策定し、評価を試行します。 ＜振り返り＞ 平成21年度に試行を終了し、平成22年度から評価を実施しました。	推進	実施： 事業評価 検討： 平成25年度以降の評価基準内容	推進： 事業評価
難病患者への医療講演会・交流会の実施	患者数が少なく治療法が確立されていない難病の患者に、病気の知識や日常生活の工夫についての情報を提供するため、専門医による医療講演会の実施を推進します。また、患者同士の交流と情報交換を支援するために、疾患別の患者交流会を引き続き実施します。 ＜振り返り＞ 各区において年間2回ずつ専門医による医療講演会を実施しました。また疾患別の交流会も引き続き実施しました。	推進	実施	推進

(3) 地域生活を総合的に支えるしくみの構築

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
地域生活を支援する拠点施設の整備と機能拡充	<p>地域生活を支援する拠点施設である地域活動ホーム、精神障害者生活支援センターの生活支援機能等の拡充について検討し、充実を図ります。また、重度重複障害児・者の生活を支援する多機能型拠点について、その機能などを検討し、整備に着手します。</p> <p><振り返り></p> <ul style="list-style-type: none"> 生活支援センターを市内に16館設置。各センターで順次、自立生活アシスタント事業や退院促進支援事業を実施することで機能強化を図りました。 多機能型拠点については、2か所の設計(内1か所着工)と3か所目以降の展開について、内部検討(基礎調査)を行っています。 	推進	実施	推進
安心できる住まいの確保	<p>長年住み続けている自宅での生活や、グループホーム・ケアホームでの生活など、障害の有無に関わらず、自ら「住まいの場」を選択し、生活し続けることができるよう、必要な施策や取組について、検討していきます。</p> <p>グループホーム・ケアホームの設置を推進するとともに、重度の障害者や心身機能の低下した高齢障害者も安心して住み続けられる支援体制のある生活の場について検討を行い、確保します。</p> <p><振り返り></p> <p>目標数である年間200人分のグループホーム・ケアホームの設置を実施しました。また、平成22年度から、重度化対応グループホームのモデル事業を開始しています。</p>	推進	実施	推進
安心できる生活支援の体制づくり	<p>医療的ケアや行動面での支援など特別な支援を要する障害者であっても安心して地域で生活できるよう、生活の場や日中の活動の場を確保するほか、短期入所、日中一時支援事業やホームヘルプ等訪問系サービスの充実を図ります。また、障害者自立生活アシスタント事業については、市内のどこに住んでいても支援が受けられる体制を早期に整備するとともに、発達障害等に対応する事業の実施に向けた検討を行います。</p> <p><振り返り></p> <ul style="list-style-type: none"> グループホームや日中活動事業所等、住まいや日中活動の場を拡充し、また、新たに医療的ケアを要する障害のある方のための多機能型拠点の整備や重度化した障害のある方のためグループホームモデル事業を実施しました。 障害者自立生活アシスタントについては、知的17か所、精神11か所に加え、新たに発達障害や高次脳機能障害に特化した事業所を整備しました。 	推進	実施	推進

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
人材の育成・確保	<p>横浜市内のそれぞれの福祉現場で働く人材の確保や育成について、民間事業者との共同による取組みを行います。特に重度障害者等の支援水準の向上を図るための人材育成プログラム等の開発に取り組めます。</p> <p><振り返り> 民間事業者と協同で取り組む福祉人材確保のための就職フェアの開催、ガイドヘルパー確保のためのガイドヘルパー養成研修修了者に対する受講料の一部助成、ガイドヘルパーの技術向上のためのスキルアップ研修を行いました。</p>	推進	実施：合同就職フェア、ガイドヘルパー研修受講料助成（助成件数：約440件）、スキルアップ研修（実施回数：計7回）	推進
障害者支援施設の再整備等	<p>地域生活支援及び重度障害者支援の視点から障害者支援施設が担う役割・機能やあり方について検討し、それらを踏まえ老朽施設の再整備を進めるほか、医療的ケアを伴う介護度の高い身体障害者を主な対象とする施設整備も進めます。</p> <p><振り返り> 老朽施設再整備を最初に行う施設を公募により選定し、実施設計を行いました。</p>	推進	実施設計 1か所	推進
多機能型拠点の整備	<p>重症心身障害児・者など、常に医療的ケアが必要な人の地域での暮らしを支援するため、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点の整備を方面別に進めます。</p> <p><振り返り> ・1か所目（栄区桂台中）及び2か所目（都筑区佐江戸町）の実施設計（1か所目：10月完了、2か所目：3月完了予定。） ・1か所目（栄区桂台中）の着工（1月着工） ・3か所目以降の展開について、内部検討（基礎調査）</p>	事業着手	実施： 3か所	推進
グループホームの設置促進	<p>グループホーム・ケアホームの設置を促進するとともに、入居者の高齢化等に対応できる支援の仕組みを整備します。</p> <p><振り返り> グループホーム・ケアホームの設置を促進し、目標数値である年間200人分の利用ニーズに応えるとともに、平成22年度から、重度化対応グループホームのモデル事業を開始しました。</p>	560 か所 2,800 人	534か所 2,827人	680 か所 3,400 人

Ⅲ 重点施策

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
保育所・幼稚園	<p>全市立保育園で障害児を受け入れます。また、民間の保育園及び幼稚園で障害児利用に対して経費助成を実施します。</p> <p><振り返り> 全市立保育園で障害児を受け入れました。また、民間の保育園及び幼稚園で障害児利用に対して経費助成を実施しました。</p> <p>※1：22年度実績 23年度実績は24年6月以降 障害福祉部ホームページで公開</p>	推進	<p>実施※1： 民間幼稚園 744人、 保育園 336園 (特別支援 含む)</p>	推進
横浜生活あんしんセンター	<p>権利を守るための相談や契約に基づく金銭管理サービスなどの日常生活の支援を各区の社会福祉協議会で実施します。</p> <p><振り返り> 契約件数は年々増加しており、金銭管理に課題を抱える市民の支援に成果を上げました。</p>	推進	<p>実施：権利擁護にかかわる相談調整、契約に基づく訪問・金銭管理サービスなど</p>	推進
地域ケアプラザ	<p>福祉保健に関する相談、活動の振興、福祉保健サービスを身近な場で総合的に提供する施設を整備します。</p> <p><振り返り> ・H21しゅん工数5か所（累積119か所） ・H22しゅん工数4か所（累積123か所） ・H23しゅん工数5か所（累積128か所）</p>	130か所	128か所	132か所
公共交通機関のバリアフリー化	<p>鉄道駅舎へのエレベーター等の設置・ノンステップバスの導入促進を図ります。</p> <p><振り返り> 鉄道駅舎へのエレベーター等設置事業を実施しました。 また、ノンステップバスの導入促進事業を実施しました。(H22～23年度は休止)</p>	推進	<p>実施：エレベーター等により段差解消済み駅数 148駅 ノンステップバス合計導入台数 1,047台</p>	推進

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
中途障害者地域活動センター	<p>脳血管疾患の後遺症などで障害のある人に対して、生活訓練や地域との交流などを行いながら、自立した生活や社会参加への支援を実施します。</p> <p><振り返り> 活動センター事業（スポーツ、創作活動、地域交流など）やリハビリ教室事業（心身機能及び体力維持、仲間づくり・交流プログラムなど）を行い、自立した生活や社会参加への支援を実施しました。</p>	18か所 530人	18か所 511人	18か所 511人
難病患者への居宅生活支援事業の充実	<p>居宅で療養している難病患者を支援するため、ホームヘルパー派遣、日常生活用具給付、短期入所、外出支援サービスを実施しています。神経系難病患者等、医療依存度の高い重症患者については、一時入院事業で本人や家族の負担軽減に取り組み、重症外出支援事業でストレッチャーを利用する患者の外出を支援します。各事業の実施により、難病患者の居宅生活支援に取り組みます。</p> <p><振り返り> 引き続き難病患者居宅生活支援の各事業を実施しました。また、一時入院事業では、H22年度より、3病院（3病床）から7病院（4病床）へ協力医療機関を拡大しました。</p>	推進	実施	推進
まちのバリアフリー化推進調査	<p>駅を中心とした地区などを対象として、バリアフリー新法に基づき、まちのバリアフリー化の方針・計画である「バリアフリー基本構想」の検討を進めます。</p> <p><振り返り> 平成20年度までにバリアフリー基本構想を策定した7地区に加え、平成21年度からの3ヵ年で4地区策定しました。</p>	推進	11地区	推進
駅ボランティア事業	<p>通勤、通学途上など地下鉄利用の際に介助が必要な高齢者や障害者などに対して、移動の支援、切符の購入、手荷物の運搬などのお手伝いを行う「駅ボランティア」を実施します。</p> <p><振り返り> 平成13年5月に開始した事業も10年以上の活動になりました。また、平成15年8月より毎年、夏休みと春休み期間に主要駅構内にエプロン姿で一定時間常駐活動する「常駐型駅ボランティア」を15回実施して延べ1,299人5,534回活動しました。</p>	推進	3.11東日本大震災の余震による不安により、常駐型駅ボランティア活動を一時中止しています。（24年3月24日から再開しました）	推進
障害者地域活動ホーム	<p>障害児・者の地域生活を支援するために、相談支援事業、日中活動事業、生活支援事業（一時ケア、ショートステイ、余暇活動、おもちゃ文庫）等の事業を実施します。</p> <p><振り返り> ・中区での社会福祉法人型施設の平成24年度開所に向け整備を進めています。 ・運営法人の統合による運営基盤の強化と生活介護事業への移行を行った機能強化型地域活動ホームで、生活支援事業を拡充して実施しました。</p>	41 か所	40か所	41 か所

Ⅲ 重点施策

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
精神障害者 生活支援センター	精神障害者の日常生活を支援するため、相談、情報提供、イブニングケア等の在宅支援を行う拠点施設を整備します。 ＜振り返り＞ 中区での平成24年度開所に向け、整備を進めています。	18 か所	17 か所	18 か所
民間住宅あんしん入居	連帯保証人が確保できないなどの理由で民間賃貸住宅への入居ができない障害者等の入居保障や居住継続を支援します。 ＜振り返り＞ あんしん入居事業を利用する方へ、保証料を助成しました。	推進	実施	推進
市営住宅の供給	市営住宅への入居を希望する障害者に配慮した利用や仕様の住宅を供給します。 ＜振り返り＞ バリアフリー化対応の修繕などを適宜実施	推進	191戸	推進
小規模通所施設の 設置促進	身近な地域で生産活動や創作的活動などを行う場の設置を促進します。 ＜振り返り＞ 障害福祉サービスへの移行を進めることで多様なサービスの選択を図るとともに、地域活動支援センター作業所型の設置を推進しました。	236 か所 4,779 人	216 か所 4,331 人	推進
障害者自立生活 アシスタント事業	地域で単身等で生活する障害者に対して、その障害特性を踏まえて、具体的な生活の場面での助言などを行う自立生活アシスタントを派遣します。 ＜振り返り＞ 知的障害17か所、精神障害11か所、高次脳機能障害1か所、発達障害1か所を整備しています。	29 か所	30か所	推進
短期入所・ 日中一時支援事業	障害児・者を介護する家族等の疾病時や休養を要する時に、ショートステイなどのサービス利用が介護ニーズの高い障害者も利用しやすいよう、充実します。 ＜振り返り＞ 医療的ケアが必要な障害児・者が必要なときにショートステイなどが利用できるよう、多機能拠点について検討し、整備に着手しました。	推進	検討実施	推進

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
障害者支援施設の 地域生活支援機能の強化	<p>在宅障害者の生活支援のために、生活課題解決のための専門性の向上や医療的ケアを有する障害者支援機能の充実を図ります。</p> <p>＜振り返り＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施について検討を進めるため、モデル事業の実施・検証を行いました。 ・在宅障害者の生活支援を目的として、施設整備に伴う短期入所の受け入れ枠拡大や多機能型拠点の検討、整備なども進めました。 	推進	検討実施	推進

Ⅲ 重点施策

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
障害福祉サービス事業所の整備(市内事業所)	横浜市市内における障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の整備を推進します。 <振り返り> 本事業を推進し、障害のある方の日中活動や訓練の場を拡充しました。			
《生活介護事業所》	障害者の地域での生活を支援するため、介護が必要な人の日中活動支援を行います。	86 か所 3,444 人	88 か所 3,312 人	113 か所 3,392 人
《自立訓練(機能訓練)事業所》	障害者の地域での生活を支援するため、身体機能の維持・回復のための訓練を行います。	1 か所 36 人	1 か所 36 人	1 か所 36 人
《自立訓練(生活訓練)事業所》	障害者の社会復帰や地域での生活を支援するため、生活能力の維持・回復のための作業訓練や生活指導訓練を行います。	10 か所 140 人	9 か所 93 人	10 か所 113 人
《宿泊型自立訓練(生活訓練)事業所》(精神障害者生活訓練施設(援護寮)含む)	精神障害者の社会復帰を促進するため、宿泊型の生活指導訓練を行います。	3 か所 80 人	4 か所 90 人	4 か所 90 人
《就労移行支援事業所》(精神障害者通所授産施設含む)	雇用されることが困難な方などに、企業等への就労に向けた訓練を行います。	22 か所 381 人	27 か所 412 人	31 か所 492 人

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
障害福祉サービス事業所の整備(市内事業所)	<p>横浜市内における障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の整備を推進します。</p> <p><振り返り> 本事業を推進し、障害のある方の日中活動や訓練の場を拡充しました。</p>			
《就労継続支援A型事業所》	雇用されることが困難な方に、雇用契約を行い就労の場を提供するとともに、企業などへの就労に向けた訓練を行います。	4 か所 70 人	8 か所 121 人	11 か所 181 人
《就労継続支援B型事業所》	雇用されることが困難な方に、就労の場を提供するとともに、企業などへの就労に向けた訓練を行います。	38 か所 941 人	68 か所 1,581 人	95 か所 2,121 人
《施設入所支援》	常時介護が必要な障害者に、夜間の生活を支援するとともに、障害者の地域への移行をめざすための生活訓練を行います。	22か所 1,195 人	22 か所 1,190 人	25 か所 1,210 人
障害者施設の再整備(再掲)	地域生活支援の視点から、障害福祉サービス事業所や障害者支援施設が担う役割・機能やあり方について検討し、それらを踏まえて老朽化した障害者施設の再整備を進めます。	—	1 か所	推進

Ⅲ 重点施策

(4) 医療環境・医療体制の充実

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
障害児・者の受診環境の整備	<p>障害児・者が身近な地域で適切な医療を受けられる環境づくりを推進するため、障害特性等を理解し適切な医療を提供できる医師及び医療機関を増やします。また、障害児・者が自分の住む地域の医療機関で受診する際に活用する「健康ノート」の普及状況等の検証等を行います。</p> <p><振り返り></p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児・者医療に取り組んでいる医療機関の情報を「横浜市重心連携協力医療機関名簿」として冊子にまとめ、障害当事者やその家族、特別支援学校等に情報提供を行いました。 ・障害に対する理解を深めていただくため、市内公立病院等で障害理解のための講座を行いました。 ・知的障害者やその家族が他の患者に気兼ねすることなく診察を受けることができるよう、知的障害者対応専門外来の設置に着手しました。 ・関係機関に「健康ノート」を配布するなど普及に努めましたが、より使いやすいものとするための検証には着手できませんでした。 	推進	実施	推進
医療従事者の障害理解の促進	<p>障害児・者が医療機関、在宅、日中活動を行う場で適切な医療・看護・介護を受けることができるように、医師を対象とした研修会や、訪問看護師、障害児・者施設の看護師等が障害特性に対する知識や看護・介護技術を習得するための研修を開催します。また、医療関係機関等と協力して、市民や医療従事者向けの啓発活動に取り組んでいきます。</p> <p><振り返り></p> <p>訪問看護師、障害児・者施設の看護師等が障害特性に対する知識や看護・介護技術を習得するための研修を開催しました。また、市内公立病院等で障害理解の研修を実施しました。</p>	推進	実施	推進
入院時支援・医療的ケアの検討	<p>障害児・者の入院時における医療従事者との意思疎通を円滑に行うための支援の実施に向けて取り組んでいきます。</p> <p>また、医療的ケアの必要がある障害児・者の日中活動を広げ、地域活動ホーム等の障害児・者施設への受入れを支援するため、非医療職による医療的ケアの実施について検討を進めます。</p> <p><振り返り></p> <p>意思疎通の困難な全身性障害、知的障害、精神障害の方を対象に、入院先に支援員を派遣する重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業を平成22年10月から開始しました。</p>	推進	実施	推進

(4) 医療環境・医療体制の充実

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
初期救急医療体制の整備	<p>受診が必要な時はいつでも対応できる体制をつくります。</p> <p><振り返り> 県精神神経科診療所協会に協力要請をするなどして、対応する精神保健医師確保に取り組みました。</p>	推進	実施	推進
二次救急医療体制の拡充	<p>二次救急の専用病床をつくります。</p> <p><振り返り> 二次救急の受入病床について検討の結果、現状では専用病床よりも三次救急との共用病床の方が病床数を確保できるという結論に至ったため、共用病床を拡充しました。</p>	推進	実施	推進
救急病床の整備	<p>より身近な地域の医療機関に受診できるように、病床の確保に取り組んでいきます。</p> <p><振り返り> 横浜市大センター病院に横浜市民専用病床を確保しました。</p>	推進	実施	推進
精神科身体合併症 転院事業	<p>事業内容を充実させるための検討を進めていきます。</p> <p><振り返り> スムーズな運用を図るため、身体合併症受入病院連絡会を毎年一回開催しています。</p>	推進	実施	推進

(5) 障害児支援の体制強化

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
地域療育センターの整備	<p>0歳から小学校期までの障害児の増加し多様化する療育ニーズに応えるため、新たに地域療育センターを整備します。</p> <p><振り返り> 8館目整備に向け、用地選定、法人選定、基本設計、実施設計、工事着工(出来高10%)を実施しました。</p>	7か所	7か所	8か所
地域療育センターの機能拡充	<p>主として就学前の発達障害児により良い療育を提供していくため、地域療育センターに新たなサービスとして児童デイサービスを導入し、支援内容の拡充を図ります。</p> <p><振り返り> 未実施のセンター1か所で平成24年度導入に向けた準備を行うほか、その他のセンター6か所で児童デイサービスを実施しました。</p>	7か所	6か所	8か所
地域療育センターの学校支援の推進	<p>地域療育センターに専門スタッフを配置し、発達障害児への対応に関する支援を目的に、学校訪問による教職員への研修、児童との関わりや教室環境等に関する助言などの支援を小学校を対象に実施します。</p> <p><振り返り> 専門スタッフが小学校教職員への研修や、教室内の環境設定などの技術的支援を小学校全345校のうち260校で実施しました。</p>	推進	実施	保育所等訪問支援として推進
学齢障害児の居場所づくりの拡充	<p>小学生から高校生までの学齢障害児が放課後や夏休み等にのびのびと過ごすことのできる居場所づくりを推進します。</p> <p><振り返り> 新規運営法人を公募・選定し、未整備区を含めて、実施か所を14か所から20か所へ6か所増を図りました。</p>	21か所	20か所	放課後等デイサービスへの移行を推進
児童デイサービスの推進	<p>療育目標を設定した個別プログラムを策定し、指導員等による個別指導を1日に一定時間以上行うとともに、個別プログラムに沿った集団療育を行います。</p> <p><振り返り> 地域療育センター運営の5か所増を含めて、実施か所が12か所から22か所へ10か所増加しました。</p>	推進	22か所	児童発達支援及び放課後等デイサービスとして推進
障害児相談支援の推進	<p>ケアマネジメントによりきめ細かく障害児支援を行うため、障害児相談支援の対象者の拡大を図ります。</p> <p><振り返り> 児童福祉法の一部改正により創設される障害児相談支援事業の対応について検討を行いました。</p>	検討	検討	推進

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
中学校期以降における支援の充実	<p>中学・高校期の発達障害児と家族への専門的な支援機関のあり方の検討を行い、発達障害者支援センターとの連携など、児者一貫した支援体制の確立を目指します。</p> <p><振り返り> 発達障害検討委員会において、思春期年齢における支援の課題等について検討を行いました。</p>	検討	検討	推進
	<p>中学校期以降の学齢障害児の対応を行っている既存の専門機関について、診察や相談等の支援を推進します。</p> <p><振り返り> 小児療育相談センター及び横浜市総合リハビリテーションセンターの2か所で行いました。</p>	推進	2か所	4か所
重症心身障害児施設における支援機能の強化・拡充	<p>重症心身障害児施設を中心とした地域における生活支援や医療支援等のあり方を検討し、再整備などによる施設機能の強化と施設定員の拡充に取り組みます。</p> <p><振り返り> 新重症心身障害児施設整備に向け基礎調査、用地選定、法人選定を実施しました。</p>	推進	2か所	3か所
障害児施設における支援機能の強化・拡充	<p>被虐待児や発達障害児、重複障害児への支援等障害児施設に求められる新たな機能及び支援体制を検討し、再整備等による既存施設の機能強化と適正な施設定員の確保に取り組みます。</p> <p><振り返り> 「なしの木学園」の民営化及び再整備に向けた方針を決定しました。</p>	推進	実施	推進

Ⅲ 重点施策

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
発達障害児等支援事業	LD、ADHD等を含めた障害のある児童生徒への個に応じた指導の充実を図るため「特別支援教室」を全校に設置します。また、学校へ「専門家支援チーム」を派遣し、特別支援教育コーディネーターのスキルアップを図るとともに、また、地域療育センター等関係機関との連携や情報交換、共同研修等を実施し、校内支援体制を充実します。 ＜振り返り＞ 全小・中学校に特別支援教室を設置し、校内支援体制を充実しました。	小中学校 全校	小中学校 全校	推進
通級指導教室整備事業	対象児童生徒数の増加に対応して、引き続き方面別の適正配置を進めるとともに、指導内容を充実し、学校支援を進めます。 ＜振り返り＞ 藤が丘小学校に言語障害通級指導教室を設置しました。また、左近山中学校に情緒障害・言語障害通級指導教室、洋光台第一中学校に言語障害通級指導教室を整備しました。	19校	19校	推進
特別支援学校の再編整備	児童生徒数の増加に伴う対応は、県と緊密に連携をとりながら進めます。既設の特別支援学校については、教育環境の改善に向けて、施設整備・拡充等を進めていきます。また、特別支援教育のセンター的機能を拡充します。 ＜振り返り＞ 新治特別支援学校の移転整備の基本・実施設計を行い、工事に着手します。また、移転に合わせて、新たに知的障害高等部を設置します。	推進	実施	推進
肢体不自由特別支援学校医療的ケア体制整備事業	肢体不自由特別支援学校に看護師を安定的に配置するとともに、医師等で構成する運営協議会を設置し、医療的ケアの実施体制の整備を図ります。 ＜振り返り＞ 肢体不自由特別支援学校に看護師を配置（5校・14人）するとともに、医師等で構成する運営協議会を開催しています。	推進	実施	推進

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
障害児学校生活支援事業	<p>小・中・特別支援学校に在籍する児童生徒等の保護者が行っている介助や登下校を支援します。</p> <p><振り返り> 平成22年度から、学校生活支援員の利用についての要件を緩和しました。また、登下校については、障害者ガイドボランティア事業に移行しました。</p>	推進	実施	推進
学齢障害児夏休み支援事業	<p>学齢障害児の夏休み期間中における余暇活動の充実及び保護者の介助負担の軽減を図るため、特別支援学校等の施設を活用して教員や地域協力者によるプール開放や部活動・文化活動を行います。</p> <p><振り返り> プール指導（3校）、プール開放（3校）、部活動（4校）、レクリエーション活動（3校）等を行いました。（23年度）</p>	推進	実施	推進
学校施設のバリアフリー化	<p>エレベータの整備など学校施設のバリアフリー化を進め、障害児が学びやすい環境を整備します。</p> <p><振り返り> 平成21年度から9校に設置しており、23年度はさらに5校の設置を行いました。</p>	推進	実施： 133校設置	推進

(6) 障害者の就労支援の一層の拡充強化

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
企業への雇用支援の強化	<p>障害者雇用におけるノーマライゼーションの実現に向けた取組を実践している企業を表彰し、その優れた雇用事例の情報を発信するとともに、本市の関係部署と連携しながら、企業の障害者雇用の動機付けとなる報奨的な仕組みを検討します。特に中小企業に対しては、職場内指導者育成や、経営者の集う団体への働きかけを中心に、障害者雇用に踏み出せるような支援を関係機関とともに行います。</p> <p>また、市有財産の活用を含めた障害者多数雇用事業所の市内誘致を進めることにより、雇用の場の一層の拡大を図ります。</p> <p><振り返り></p> <ul style="list-style-type: none"> ・H22年度までに計11社を表彰し雇用事例を紹介しました。 ・中小企業を中心にアプローチする事業を実施し、団体等への働きかけを行いました。 ・市有財産に、障害者多数雇用事業所を誘致できるよう内部調整を行いました。 	紹介企業 (累計) 17社	紹介企業 (累計) 11社	紹介企業 (累計) 27社
働き続けるための定着支援の強化	<p>障害者の就労相談、訓練、職場開拓、定着支援等を行う就労支援センターの拡充や、就労支援センター及び就労移行支援・継続支援事業所、特別支援学校などの関係機関にて就労支援に携わる人材の育成を推進します。</p> <p>特に、増え続ける定着支援のニーズに対応できるよう、国制度の「障害者就業・生活支援センター」の導入などにより、障害者が働き続けるための生活支援を強化します。支援にあたっては地域就労支援ネットワークを活用し、地域生活を支援する拠点施設等と連携しながら、余暇支援を含めた就労者の生活支援に取り組めます。</p> <p><振り返り></p> <p>ふるさと雇用再生特別基金を活用し、定着支援員を就労支援センターに配置し、また各就労支援センターを中核とした地域就労支援ネットワークを中心に、就労者の定着支援の充実を図りました。</p>	就労支援センター利用 登録者数 2,200人	就労支援センター利用 登録者数 3,300人	就労支援センター利用 登録者数 3,500人
体験実習や訓練事業等の拡充	<p>障害者の多様な能力開発など企業等の求めに対応できるスキルアップを図るため、職場体験実習、精神障害者社会適応訓練などの事業と、就労移行支援事業所等での訓練、特別支援学校等の実習について、体系的に職業能力を向上させる仕組みを構築します。</p> <p>また、実習・訓練の受入れ企業にとっても障害者を知る機会となることから、受入先となる協力事業所の開拓も積極的に進めます。</p> <p><振り返り></p> <p>職場体験実習及び精神障害者社会適応訓練を統合し、障害のある方の職業能力に応じた実習期間及び実習内容を設定できるよう新たな職場実習事業を創設しました。</p>	体験実習 利用者 65名	体験実習 利用者 65名	職場実習 利用者 80名

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
精神障害者や手帳のない障害者への支援の拡充	<p>精神障害、発達障害、高次脳機能障害に関して、就労支援センター等の就労支援事例や関係機関による事業などを検証し、訓練、就労、定着の支援手法の構築を図ります。</p> <p>また、雇用する企業のより一層の開拓を進めます。</p> <p><振り返り> 新たに創設した職場実習事業は、精神障害、発達障害、高次脳機能障害の方々にも利用できる事業として、各々の能力に応じた実習内容を受けることができるようになりました。また、就労支援センターがコーディネートを行うため、就労支援センターの支援ノウハウの向上が図られています。</p>	精神障害者の新規就労者数 100名	精神障害者の新規就労者数 214名	精神障害者の新規就労者数 240名
福祉的就労の一層の充実	<p>障害者施設・地域作業所等での福祉的就労の充実と工賃の増を図るため、関係機関・団体等と協働して企業からの発注促進に向けたしくみをつくとともに、本市による自主製品購入や業務委託など障害者施設等への発注機会の増加を図ります。</p> <p><振り返り> ダイレクトメールの送付等で企業へ発注促進のPRを行い、作業依頼には障害者団体等と連携して対応しました。また、通知や庁内イントラネット等を活用し、清掃委託など市役所内からの発注促進に取り組みました。</p>	障害者施設等への作業幹旋件数 130件	障害者施設等への作業幹旋件数 97件	障害者施設等への作業幹旋件数 130件

(7) 発達障害児・者支援の体制整備

施策・事業名	施策・事業内容・第2期前半の振り返り等	目標・水準		
		H23 (目標)	H23 (現状)	H26
発達障害に対する理解の促進のための取組	<p>発達障害は気づきにくいということを踏まえた啓発用パンフレットの作成や講演会等を開催するなど、さまざまな媒体で普及・啓発を進め、本人や家族、周囲の人の障害特性への理解を促進します。こうした取組を通じて、職場や活動の場を拡大するとともに支援ができる人材の育成を図ります。</p> <p><振り返り> 保護課の就労支援専門員や、局の広報担当職員に向けての研修の実施を行いました。</p>	推進	推進	推進
関係機関の連携の促進	<p>個々の発達障害の状態に応じたきめ細かな支援を行うため、発達障害者支援センターを中核とした相談支援体制と、福祉・医療・教育・労働などの関係機関の連携体制を充実します。</p> <p><振り返り> ・神奈川区、港北区でサポートコーチ事業を開始し、一次相談支援機関のスキルアップや地域課題の把握などを通して、相談支援機関同士の連携へと繋がっています。 ・支援開発事業（就労移行支援事業）を通して、若者支援施策や労働関係機関などとの連携に着手しています。</p>	推進	実施： サポート コーチ事 業、就労移 行支援事業 検討： 発達障害者 支援セン ターを中核 とした相談 支援体制の 整備	推進
具体的な支援策の開発と普及	<p>発達障害のある人への具体的な支援策を開発するため、発達障害児・者への先駆的な取組等をモデル的に実践・評価し、有効な支援方法の確立と普及を目指します。</p> <p><振り返り> 発達障害者の就労支援に対する有効な支援手法の開発を目的として、発達障害者就労移行支援事業を開始しました。</p>	推進	実施	推進
発達障害児への支援の充実	<p>地域療育センターに就学前の発達障害児を対象とした新たなサービスを導入したり、小学校の教職員に対する研修やコンサルテーションを行うなど、発達障害児への支援の拡充を図ります。また、中学校期以降の支援体制のあり方等について検討を行い、具体化に向けて取り組みます。</p> <p><振り返り> 地域療育センター6か所で児童デイサービスを導入したほか、学校支援事業専門スタッフによる小学校教職員への支援を実施しました。また、市内2か所で、学齢後期（中学校期以降）の発達障害児への支援を実施しました。</p>	推進	実施	推進
特別支援教育の推進	<p>特別支援教育コーディネーターを中心として、関係機関との連携を図りながら、校内支援体制を構築し、個別の教育支援計画の策定や特別支援教室の活用を通して、発達障害のある児童生徒への支援の充実を図ります。</p> <p><振り返り> 全小・中学校に特別支援教室を設置するとともに、「個別の教育支援計画・個別の指導計画作成の手引き」を作成し、活用を図っています。</p>	推進	実施	「個別の指導計画」について、対象となる全ての児童生徒について作成

「障害」の表記について

「障害」という言葉については、「害」という文字を使っていることから、「障がい」とひらがなでの表記をしたり、「障碍」という文字を使用したり、といった例が見られます。

過去の経緯を見ると、「障害」という表記は、昭和24年の身体障害者福祉法の制定によって使われるようになった表記です。それまでは「障害」、「障礙（碍）」という表記がそれぞれ使われていましたが、「礙（碍）」という字が当用漢字の使用制限によって法律では使えなくなったことにより、「障礙」と意味が同じ「障害」という語が採用されたものです（ちなみに漢和辞典を調べると、当用漢字制定の前から両者は同じ意味であるとされていたようです）。

今回の「プラン」の策定にあたっての表記の方法について、ニーズ把握調査の一環として実施したグループインタビューの中で、参加していただいた障害のある方やそのご家族の皆さんに、「障害」という言葉の表記についてご意見を伺いました。

グループインタビュー結果の概要は「資料編」に記載していますが、多数の方が、「障害」の表記については「今のままでよい」あるいは「変えるべきではない」というご意見でした。

ニーズ把握調査結果より

- そこだけ変えても何も変わらない。意味がない。
むしろ漢字をかなに変えることに抵抗を感じる。
- 本質的に差別のない共生の施策づくりを行政として手伝って欲しい。
- 障害という概念で捉えて、漢字表記で通して欲しい。
- 漢字とか平仮名ということではなく、障害という言葉自体が受け入れられるかどうかである。
- それにこだわること自体がおかしい。
- 「障害」を「障がい」とすることでごまかしてはいけないと思う。

いただいたご意見などを踏まえ、「プラン」の編集にあたっての表記について、検討しました。一部でも不快に感じる方がいるのなら変えるべきだ、という意見もありましたが、グループインタビューでいただいたご意見の中にもあったとおり、表記を変えることによりすべてが済んだ、という感覚となることが最も懸念されるので、変えるべきではない、という意見もありました。

こうした検討を重ねた結果、「横浜市障害者プラン（第2期）」の中では、これまでどおりの「障害」という表記で統一することとしました。しかし、「障害」の表記については、これからも引き続き皆さんと話し合っていきたいと考えています。

また、横浜市では、今後も、市民誰もがお互いに人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」を実現するために、「障害理解」の促進に取り組んでいきます。

横浜市障害福祉計画

横浜市障害福祉計画

1 基本的理念等

(1) 法令の根拠

この計画は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づいて策定するものです。

〔障害者自立支援法第88条第1項〕
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 趣旨及び目的

この計画は、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しあいながら、障害のある人もない人もその人らしく充実した生活を送ることができるよう、市民・企業・行政など社会全体による取組を推進し、障害者が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会を構築することを目的に策定するものです。

横浜市では、これまで平成18年度から20年度までの3年間を計画期間とする第1期障害福祉計画、平成21年度から23年度までの3年間を計画期間とする第2期障害福祉計画を策定し、「横浜市障害者プラン」とともにその推進を図ってきました。今回は、これまでの計画目標の達成状況や課題を踏まえて平成24年度から26年度までの3年間を計画期間とする第3期の障害福祉計画を策定します。

(3) 特色

「横浜市障害者プラン（第2期）」を基本として、障害者自立支援法に基づいた数値目標を設定することにより、障害者・家族、支援者、行政が障害福祉のあるべき姿についての基本的な考え方を共有したうえで、その趣旨を計画の数値目標、サービス見込み量等の内容に反映しました。

(4) 策定の手法

障害福祉計画における計画数値については、これまでの給付実績の状況等を踏まえ、必要なサービス提供量を確保する観点から設定します。また、各市町村を通じた広域的な見地から、神奈川県との総合調整に基づいて目標設定することとされています。

2 平成26年度の数値目標の設定

福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行、入院中の精神障害者の地域生活への移行、及び福祉施設の利用者の一般就労への移行等について平成26年度における数値目標を設定し、着実な取組を進めていきます

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者について、グループホーム・ケアホーム・一般住宅等への移行を推進することとし、平成26年度末における地域生活に移行する人の数値目標を次のとおり設定します。

〔数値目標〕

平成26年度末までに**366人**（平成17年10月1日現在の施設入所者数の約23%）が地域生活に移行することをめざします。

一方、施設に入所して支援を受けることが真に必要とされている新規利用者などへのサービス提供を確保する観点から、平成26年度末の施設入所者数としては、**32人（約2%）**の減少を見込みます

項目	数値	備考
平成17年10月1日の入所者数 (A)	1,605人	身体障害者療護施設、身体障害者授産施設 知的障害者更生施設、知的障害者授産施設
平成26年度末の入所者数 (B)	1,573人	施設入所支援(元身体障害者更生施設除く)
【目標値】 入所者減少見込み	32人	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	366人	(A)のうち、平成26年度末までに地域生活に移行する人の目標数(第3期目標)

【考え方】

国の基本指針(*)では、平成26年度末において、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することとともに、平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から、1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することが望ましいとされています。

本市においては、地域生活への移行を366人(約23%)と見込むとともに、施設に入所して支援を受けることが真に必要とされている新規利用者などへのサービス提供を確保する必要があることなどから、平成26年度末における施設入所者数は32人(2%)の減少を見込むこととします。

*** 国の基本指針**

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(平成18年6月26日 厚生労働省告示第395号)
(平成23年12月27日 厚生労働省告示第478号により改正)

【これまでの取組状況】

本市においては、これまで「横浜市障害者プラン（第1期）」における重点施策として、地域生活移行システムの構築を図りました。その結果、福祉施設からの地域生活への移行を支援するためのプログラムを開発し、市内の全障害者支援施設で自活訓練事業を活用した取組が実施できるよう、対象施設の拡充を進めてきました。

障害者支援施設は、地域生活支援型施設と位置づけ、現在入所している障害者が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域における生活環境のより一層の充実を図るとともに、施設においても地域生活を想定した生活環境を用意し、実用的な自立に向けての支援に取り組んできました。

【目標達成に向けた方策 ～今後の取組～】

第3期においては、地域への移行後の生活を総合的に支援し、安心して生活することができるための体制づくりを一層推進するため、入所施設待機者の現状把握や入所施設機能のあり方等を検討します。特に、グループホームやケアホーム、またその他安心して住まいの確保、自立生活アシスタントの拡充などにより、高齢化により心身機能の低下した障害者や重度の障害者でも安心して暮らし続けることのできる支援体制について検討を進めます。

また、県外施設に入所している方の地域生活移行についても、一人ひとりの生活基盤を把握したうえで、必要な支援を行っていきます。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害者について、グループホーム・ケアホーム・一般住宅等への移行を推進することとし、平成26年度における地域生活に移行する人の数値目標を次のとおり設定します。

【数値目標】

平成26年度中に精神科病院に入院中の精神障害者で、退院して地域生活に移行できる人の数を平成22年度実績の2.3倍（30人）にすることをめざします。

項目	数値	備考
平成22年度の年間地域移行者数	13人	平成22年度において、精神障害者退院促進支援事業を利用し、地域に移行した人数
【目標値】 平成26年度の年間地域移行者数	30人	平成26年度において、地域移行・地域定着支援事業を利用し、地域に移行する人の数

【考え方】

国の基本指針では、入院中の精神障害者の地域生活移行に係る数値目標の設定は、都道府県障害福祉計画における記載事項とされ、市町村障害福祉計画では数値目標の設定は求められていません。

しかし、入院中の精神障害者の地域生活移行は重要な課題であることから、本市においては、平成22年度に精神障害者退院促進支援事業を利用し、地域に移行した人数の約2倍（30人）を平成26年度の年間の地域移行者数として、独自に目標設定することとします。

なお、国の基本方針では、平成24年度から平成26年度までの入院中の精神障害者の退院に関する数値目標として、次の2つの事項を示しています。

【目標値1】 1年未満入院者の平均退院率

【目標値2】 5年以上かつ65歳以上の退院者数

また、同指針では、目標値1については、平成26年度における1年未満入院者の平均退院率を平成20年6月30日の調査時点から、7%相当分増加させること、目標値2については、平成26年度における退院者数を直近の数から2割増加させることを指標として示しています。

【これまでの取組状況】

本市においては、平成19年度から退院促進支援事業（平成23年度より地域移行・地域定着支援事業）を全市対象として事業展開してきました。この事業の活用や、障害者自立生活アシスタント事業との連動などにより、地域移行及び地域定着を支援するとともに、医療機関や関係機関への普及啓発や連携を図ることなどにより精神障害者の地域生活への移行を進めてきました。

【目標達成に向けた方策 ～今後の取組～】

第3期においても、地域生活への移行後の生活を総合的に支援し、安心して生活することができるための体制づくりを推進していきます。特に、日常生活を支援する拠点施設としての精神障害者生活支援センターでの相談支援機能や生活支援機能の充実、地域移行・地域定着支援事業や自立生活アシスタント事業の拡充を通じて、精神障害者の地域生活への移行をさらに進めていきます。

(3) 福祉施設の利用者の一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業などを活用して、平成26年度中に一般就労に移行する人の数値目標を次のとおり設定します。

〔数値目標〕

- ア 平成26年度中に福祉施設から一般就労に移行する人の数を、平成17年度実績（42人）の**4.7倍（200人）**にすることをめざします。
- イ 平成26年度末における福祉施設利用者のうち、**592人（5.9%）**の人が就労移行支援事業を利用することをめざします。
- ウ 平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち**8.4%**が就労継続支援（A型）事業を利用することをめざします。

項目	数値	備考
平成17年度の年間一般就労者数	42人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労（*）した人の数
【目標値（ア）】	200人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労（*）する人の数

〔対象施設〕

- 平成17年度実績の対象とした福祉施設（入所施設及び通所施設）
 - ・身体障害者 更生施設、療護施設、授産施設、福祉工場、小規模通所授産施設
 - ・知的障害者 更生施設、授産施設、福祉工場、小規模通所授産施設
 - ・精神障害者 生活訓練施設、授産施設、小規模通所授産施設
- 平成18年度以降の数値目標の対象とする福祉施設
 - ・上記の施設
 - ・障害者自立支援法に基づく生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の事業を行う事業所

* 一般就労

一般就労とは、企業等に就職すること（就労継続支援A型及び福祉工場の利用者を除く）及び在宅就労することを言います。

項目	数値	備考
平成26年度末の福祉施設利用者数	10,066人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値（イ）】 平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数	592人 (5.9%)	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

項目	数値	備考
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者（A）	188人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者	2,045人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者（B）	2,233人	平成26年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する者の数
【目標値（ウ）】	8.4%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合

【考え方】

国の基本指針では、平成26年度中に（ア）福祉施設から一般就労に移行する人の数値目標について、平成17年度における数の4倍以上とすることが望ましいとされています。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成26年度末において（イ）福祉施設の利用者のうち2割以上の方が就労移行支援事業を利用すること、及び（ウ）就労継続支援事業の利用者のうち就労継続支援（A型）事業の利用者が3割をめざすこととされています。

本市では

（ア）については、国の基本指針で示された目標値をめざす。

（イ）については、430人（平成23年度実績）から37%（162人）の増加を見込み592人とする。

（ウ）については、123人（平成23年度実績）から53%（65人）の増加を見込み188人とし、

これまでどおり一層の拡充を進めていきます。

ただし、重度重複障害者（児）デイサービス事業の廃止、地域活動支援センター等からの法定事業移行等に伴い就労移行支援事業や就労継続支援（A型）事業利用者以外の福祉施設利用者の大幅な増加が見込まれるため、国の基本指針にある数値目標を達成することは厳しい状況にあります。

【これまでの取組状況】

本市においては、平成20年度までに市内に8か所の就労支援センター（うち1か所は精神障害者就労支援センター）を整備し、障害種別にかかわらず一般就労への移行を支援する取組を進めてきました。

また、平成18年度から新たに始まった就労支援を強化するための各事業についても、平成22年度末において、市内に就労移行支援事業所27か所、利用者408人、就労継続支援（A型）事業所8か所、利用者104人と事業所数、利用者数ともにニーズに応じて拡大をしています。

【目標達成に向けた方策 ～今後の取組～】

第3期においても、引き続き就労支援センターによる一般就労への移行の取組や就労移行支援事業の拡充等を進めるとともに、公共職業安定所（ハローワーク）や学校など関係機関の連携をより一層強め、就労を支援するための施策の拡充強化を図ります。

また、第3期においても、国及び神奈川県との連携を強化し、引き続き、工賃アップに取り組んでいきます。

3 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(1) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

障害福祉計画では、平成26年度までの各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み（以下「サービス見込量」といいます。）及びそれらの実施に関する考え方を定めます。

サービス見込量は、指定障害福祉サービス等の各年度における1月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

- 「時間分」 月間のサービス提供時間
- 「人日分」 「月間の利用人員」×「1人1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量（例えば、10人が月に平均して22日利用できるサービス量は220人日分となります）
- 「人分」 月間の利用人数（実人数）

本市においては、第1期計画を策定した平成18年度以降、着実なサービス量の確保に取り組んできました。第3期の障害福祉計画策定にあたっては、今後3年間のサービス見込量とあわせて、第2期の取組結果（表中「第2期における給付実績」欄）として各年度の10月にサービス提供された実績数値をお示しします。

指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の紹介

ア 訪問系サービス

サービス名	事業内容
居宅介護	居宅において入浴・排せつ・食事等の身体介護、掃除・洗濯等の家事援助、通院の際の介助等を提供します
重度訪問介護	常時介助を必要とする重度の肢体不自由者に、居宅における介護・外出時の移動中の介護等を行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害児・者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護その他必要な援助を行います。
行動援護	知的障害者・精神障害者の外出の際に移動の支援を行うとともに外出する時に生じる危険を回避するための支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の程度が著しく高い、常時介護を要する障害児・者に居宅介護その他の福祉サービスを包括的に提供します。

イ 日中活動系サービス

生活介護	日中、食事や入浴・排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動の機会等を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練 (生活訓練)	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援等を行います。
就労移行支援	一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適正にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。
就労継続支援 (A型)	通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を一定期間行います。
就労継続支援 (B型)	通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。
短期入所	一時的に障害者施設等を利用することが必要な障害児・者に、見守りや介護等必要な支援を提供します。(宿泊・日中利用)

ウ 居住系サービス

共同生活援助 (グループホーム)	入居者に対して、相談その他日常生活上の支援を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	入居者に対して、日常生活上の介助及び援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴・排せつ・食事の介護等を提供します。

エ 相談支援

計画相談支援	障害福祉サービス等の利用を希望する障害児・者に対して、相談支援専門員サービス等利用計画書を作成します。
地域移行支援	障害者支援施設・児童福祉施設に入所している障害者、または精神科病院に入院している精神障害者へ地域生活へ移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者に、常時の緊急連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。

ア 訪問系サービス

【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	137,915 時間分	142,852 時間分	152,369 時間分
	5,147 人分	5,455 人分	6,049 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	169,328 時間分	180,402 時間分	192,201 時間分
	6,454 人分	6,886 人分	7,347 人分

- 3障害に対応した身近な地域におけるサービス提供を保障する観点から必要なサービス見込量を設定
- 同行援護は平成23年10月から開始

イ 日中活動系サービス

【生活介護】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	76,745 人日分	84,176 人日分	92,881 人日分
	4,206 人分	4,836 人分	5,274 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	108,603 人日分	117,291 人日分	126,674 人日分
	6,041 人分	6,524 人分	7,046 人分

- 日中活動サービスの提供を保障する観点から必要なサービス見込量を設定

【自立訓練（機能訓練）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	756 人日分	621 人日分	626 人日分
	39 人分	33 人分	40 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	630 人日分	630 人日分	630 人日分
	40 人分	40 人分	40 人分

- 日中活動サービスの提供を保障する観点から必要なサービス見込量を設定

【自立訓練（生活訓練）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	2,060 人日分	1,976 人日分	1,745 人日分
	97 人分	111 人分	99 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	2,893 人日分	2,893 人日分	2,893 人日分
	155 人分	155 人分	155 人分

- 入所・入院から地域生活へ移行する人や、地域において家族等と暮らす人で、自立生活を希望する人のニーズを勘案して必要なサービス見込量を設定

【就労移行支援】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	6,051 人日分	6,634 人日分	7,331 人日分
	334 人分	408 人分	430 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	8,064 人日分	9,121 人日分	10,093 人日分
	473 人分	535 人分	592 人分

- 福祉施設から一般就労への移行をめざす人や特別支援学校卒業者、入院中の精神障害者の退院時のニーズを勘案して必要なサービス見込量を設定

【就労継続支援（A型）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	1,715 人日分	2,172 人日分	2,445 人日分
	84 人分	104 人分	123 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	2,811 人日分	3,240 人日分	3,737 人日分
	141 人分	163 人分	188 人分

- 福祉施設における就労継続支援を強化する観点からサービス見込量を設定

【就労継続支援（B型）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	19,615 人日分	20,969 人日分	25,584 人日分
	1,026 人分	1,188 人分	1,417 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	28,910 人日分	32,662 人日分	36,923 人日分
	1,601 人分	1,809 人分	2,045 人分

- 福祉施設における就労継続支援を強化する観点からサービス見込量を設定

【療養介護】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	15 人分	15 人分	15 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	193 人分	197 人分	204 人分

- 重症心身障害児施設入所者及び進行性筋萎縮症者療養給付事業利用者のニーズを踏まえて必要なサービス見込量を設定

【短期入所】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	4,147 人日分	6,082 人日分	5,890 人日分
	705 人分	807 人分	865 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	6,442 人日分	8,098 人日分	8,650 人日分
	1,006 人分	1,113 人分	1,224 人分

- サービス未利用者の潜在的なニーズも考慮しつつ、必要なサービス見込量を設定

ウ 居住系サービス

【共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	2,402 人分	2,648 人分	2,827 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	3,000 人分	3,200 人分	3,400 人分

- 入所・入院から地域生活へ移行する人や、地域において家族等と暮らす人で、自立生活を希望する人のニーズを勘案して必要なサービス見込量を設定

【施設入所支援】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	1,313 人分	1,454 人分	1,665 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	1,645 人分	1,645 人分	1,645 人分

- 施設入所者の地域生活への移行に係る数値目標などを踏まえつつ、施設入所支援が真に必要な人のニーズを考慮して、必要なサービス見込量を設定

エ 相談支援

【計画相談支援】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	0 人分	0 人分	0 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	666 人分	1,334 人分	2,000 人分

○平成24年度から法改正によりサービス利用者全員が計画相談支援の対象になるため。3か年で段階的に拡大及びモニタリングの実施等を勘案して、見込み量を設定。

【地域移行支援】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	10 人分	25 人分	40 人分

○平成22年度の地域移行・地域定着支援事業（国庫負担金補助事業）利用者数から設定。
○本事業は平成24年度から新たに個別給付として実施。（国事業）

【地域定着支援】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	5 人分	540 人分	580 人分

○H22年度の障害者自立生活アシスタント（全30か所）登録者数から設定。
平成26年度までで40か所の事業所整備完了予定。
○本事業は平成24年度から新たに個別給付として実施。（国事業）

【指定障害福祉サービス等の必要量の見込み一覧】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	169,328 時間分	180,402 時間分	192,201 時間分
	6,454 人分	6,886 人分	7,347 人分
生活介護	108,603 人日分	117,291 人日分	126,674 人日分
	6,041 人分	6,524 人分	7,046 人分
自立訓練（機能訓練）	630 人日分	630 人日分	630 人日分
	40 人分	40 人分	40 人分
自立訓練（生活訓練）	2,893 人日分	2,893 人日分	2,893 人日分
	155 人分	155 人分	155 人分
就労移行支援	8,064 人日分	9,121 人日分	10,093 人日分
	473 人分	535 人分	592 人分
就労継続支援（A型）	2,811 人日分	3,240 人日分	3,737 人日分
	141 人分	163 人分	188 人分
就労継続支援（B型）	28,910 人日分	32,662 人日分	36,923 人日分
	1,601 人分	1,809 人分	2,045 人分
療養介護	193 人分	197 人分	204 人分
短期入所	6,442 人日分	8,098 人日分	8,650 人日分
	1,006 人分	1,113 人分	1,224 人分
共同生活援助、共同生活介護	3,000 人分	3,200 人分	3,400 人分
施設入所支援	1,645 人分	1,645 人分	1,645 人分
計画相談支援	666 人分	1,334 人分	2,000 人分
地域移行支援	10 人分	25 人分	40 人分
地域定着支援	5 人分	540 人分	580 人分

(2) 指定福祉サービス及び地域相談支援の見込量の確保のための方策

【需要の増加に伴う事業者（供給）の増加】

本市における各サービスの利用者数や利用量は増え続けており、今後も増加傾向は続くことが予測されます。また、市内における障害福祉サービス事業者数も増加傾向にあります。この結果を障害福祉計画の年度ごとのサービス見込量に反映させています。

さらに、広く情報提供を行うことなどにより多様な事業者の参入を促進するとともに、利用者が自分にあった事業者を選択することによりサービスの水準も向上していく、といった好ましい循環が生まれるよう、神奈川県と連携して各サービスの確保を進めていきます。

【事業者の移行計画に基づく計画的なサービス提供体制の確保】

本市における既存の法定施設は平成20年度までに障害者自立支援法に基づく新体系のサービスへの移行を完了しました。今後は、障害者地域作業所などが移行計画に沿って円滑な新体系サービスへの移行を進めることができるよう、適切な助言・支援等を行っていきます。

4 横浜市が実施する地域生活支援事業に関する事項

(1) 横浜市が実施する地域生活支援事業に関する考え方

ア 「横浜市障害者プラン（第2期）」の理念の具体化

「横浜市障害者プラン（第2期）」では、第1期に引き続き、障害のある人もない人も地域で安心して生活を送ることができる社会を実現するため、障害児・者とその家族の地域生活を支援しています。また、その実現のために次の6つの視点を設定し、重点施策と将来にわたるあんしん施策の実施により必要な施策の展開を図っています。

[施策展開のための視点]

- 障害者の人権の尊重と保障
- 障害者自身が解決する力の向上
- 生涯を通じて一貫した支援体制の整備
- 地域生活を継続するための施策の展開
- 当事者・地域・行政の協働
- 将来にわたるあんしんのための施策展開

イ 施策推進の方向

本市が実施する地域生活支援事業については、「横浜市障害者プラン」でめざす社会の実現を図るため、障害福祉サービスと同様に、具体的な数値目標を設定し、障害児・者の地域での生活を支えるために必要なサービス量を計画的に確保し、様々な課題を抱える障害児・者とその家族を支えます。

ウ 神奈川県の実施する地域生活支援事業との役割分担

本市の実施する地域生活支援事業は、障害児・者の地域生活についての一般的な支援を行うこととし、神奈川県の実施する専門的・広域的な支援や人材育成などの事業との役割分担により、相互に事業効果を高めることができるよう、調整しながら進めます。

なお、障害者自立支援法による各事業については、原則として大都市特例の適用はありませんが、従来から本市が実施してきた事業のうち、事業の継続性などから、引き続き本市において実施したほうが適切であると考えられる事業については、神奈川県から事業の実施の委託を受けることなどにより円滑な実施を図ります。

(2) 実施する事業の内容及び各年度における量の見込み、及び事業の実施有無

ア 相談支援

【相談支援機関】

法改正に伴う計画相談支援対象者の拡大に伴い、体制整備をすすめます。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	55 か所	56 か所	57 か所

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	67 か所	134 か所	200 か所

※第2期：横浜市障害者相談支援事業要綱に定める相談支援機関数

※第3期：3か年の対象者拡大に対応できる指定特定相談支援事業者必要か所数で設定。

【相談支援機能強化事業】

一次相談支援機関での相談支援に対して、施設の専門機能を活用した相談支援を実施する機関として市内5ヶ所（医療機関、重症心身障害児者施設、入所施設3箇所）に委託実施します。

※他、3箇所及び行政機関2箇所を含む10箇所を二次相談支援機関と位置付け実施。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	5 か所	5 か所	5 か所

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	5 か所	5 か所	5 か所

【地域自立支援協議会】

障害者に関わる様々な支援機関相互の連携強化、地域における支援体制やサービス作りを進めるため、各区にひとつの地域自立支援協議会を設置します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	16 か所	17 か所	18 か所

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	18 か所	18 か所	18 か所

イ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要な知的障害者及び精神障害者に対して、後見人等の選任までに要する手続き費用の支援をします。（後見人等選定後、費用返却）また、費用負担が困難な方に対し、手続費用及び後見人等に対する報酬費を助成します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	15 人	27 人	41 人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	50 人	60 人	70 人

ウ コミュニケーション支援

安心して日々の生活を送れるよう、日常生活上必要な方に手話通訳者又は筆記通訳者を派遣します。また、入院時のコミュニケーションも支援します。

【手話通訳者派遣】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	6,410 件	6,872 件	7,215 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	7,575 件	7,955 件	8,352 件

【筆記通訳者派遣】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	1,447 件	1,531 件	1,610 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	1,690 件	1,775 件	1,860 件

【重度障害者等入院時コミュニケーション事業】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	一件	16 件	32 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	35 件	40 件	45 件

エ 日常生活用具給付等

重度の身体障害のある方や知的障害のある方などに、日常生活に必要な器具等を給付又は貸与します。

【介護・訓練支援用具】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	216 件	235 件	193 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	355 件	536 件	809 件

【自立生活支援用具】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	574 件	675 件	618 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	763 件	862 件	974 件

【在宅療養等支援用具】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	483 件	631 件	631 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	681 件	735 件	794 件

【情報・意思疎通支援用具】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	558 件	714 件	667 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	800 件	896 件	1,004 件

【排泄管理支援用具】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	59,426 件	59,100 件	55,997 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	59,691 件	60,288 件	60,891 件

【居宅生活動作支援用具】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	85 件	83 件	83 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	90 件	97 件	105 件

オ 移動支援（移動介護・日常必要外出）

単独では外出が困難な障害者の外出時に、適切なサービス利用ができるよう、利用者のニーズを踏まえ、必要なサービス量を確保します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	45,299 時間分	50,338 時間分	45,637 時間分
	3,324 人分	3,634 人分	3,253 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	42,795 時間分	46,874 時間分	51,341 時間分
	3,559 人分	3,894 人分	4,260 人分

カ 地域活動支援センター

地域において安心して日々の生活が送れるよう、日中活動サービスの提供を保障する観点から必要なサービス見込量を設定します。なお、作業所型の見込量は、障害者地域作業所等からの移行や障害福祉サービス事業所への移行を見込んだ設定です。

【作業所型（登録者数）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	163 か所	179 か所	178 か所
	3,352 人	3,790 人	3,860 人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	220 か所	236 か所	247 か所
	4,518 人	4,788 人	4,983 人

【中途障害者地域活動センター型（登録者数）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	18 か所	18 か所	18 か所
	492 人	549 人	511 人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	18 か所	18 か所	18 か所
	511 人	511 人	511 人

キ 発達障害者支援センター運営事業 (か所数)

自閉症などの発達障害がある人への専門的な支援を行うため、発達障害児・者のライフステージを通じて一貫した支援体制の整備を図り、福祉・保健・医療・教育・労働・民間支援団体などと連携して発達障害児・者及びその家族を支援します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	1 か所	1 か所	1 か所

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	1 か所	1 か所	1 か所

ク 障害児等療育支援事業 (か所数)

障害児の在宅生活を支えるため、地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターにおいて、電話、来所による相談や幼稚園、保育所等への巡回訪問等を行います。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	8 か所	8 か所	8 か所

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	8 か所	9 か所	9 か所

※地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターで実施します。ただし、当面は同センター利用児を中心とします。

ケ 日中一時支援

一時的に障害者施設等を利用する障害児・者に見守りや介護など、必要な支援を提供します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	1,054 回分	1,095 回分	1,360 回分

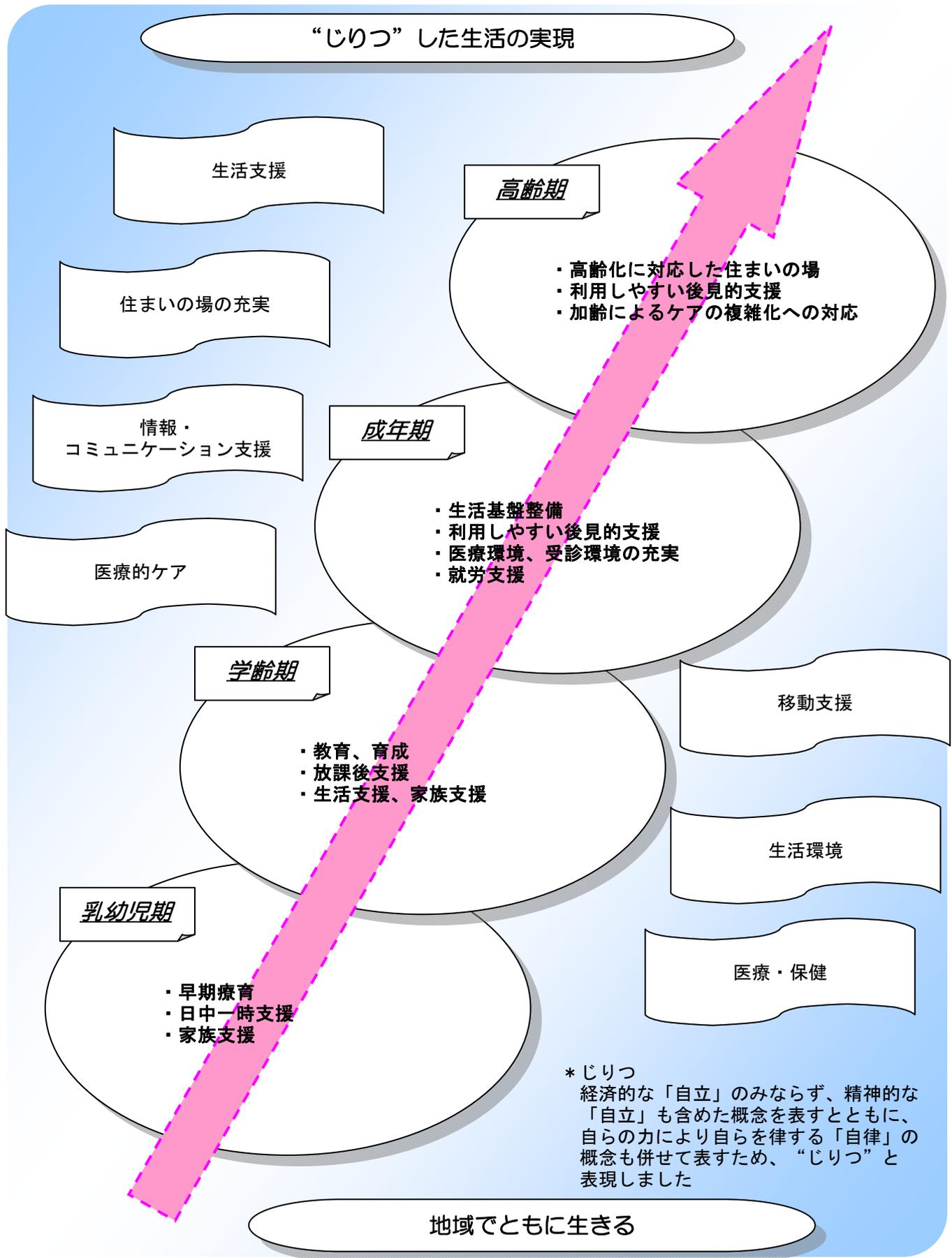
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込量	1,400 回分	1,467 回分	1,500 回分

(3) 地域生活支援事業の見込量の確保のための方策

本市における各サービスの利用者数や利用量は増え続けています。今後も、広く情報提供を行うことなどにより多様な事業者の参入を促進するとともに、利用者が自分にあった事業者を選択することによりサービスの水準も向上していく、といった好ましい循環が生まれるよう、各サービスの確保を進めていきます。

V ライフステージを通じた支援体制

ライフステージを通じて一貫した支援体制



障害特性やライフステージを踏まえたきめ細かな施策の展開 【再掲】

「横浜市障害者プラン（第2期）」では、身体・知的・精神の3障害に加えて、難病や発達障害、高次脳機能障害などこれまでの障害認定基準ではとらえきれない方々のニーズにも対応できるような施策の展開を図っていきます。また、ライフステージを通じて一貫した支援体制という視点に立って施策の充実を進めていくことが必要です。

一方で、それぞれの障害特性やライフステージに応じた課題に対応していくことも重要なことはもちろんです。「横浜市障害者プラン（第2期）」では、一貫した支援体制を構築する中で、個々のニーズに対応した個別の施策・事業を展開していくという、重層的な制度設計・運用を図っていきます。

こうしたしくみを機能させるためには、それを支える福祉人材の育成と確保も重要な課題であり、そのための取組を強化する必要があります。また、障害者自身や家族などの持つ力を高めていくための取組や地域で市民がともに支えあうしくみの構築により、それぞれの力を十分に発揮できるようにしなければなりません。

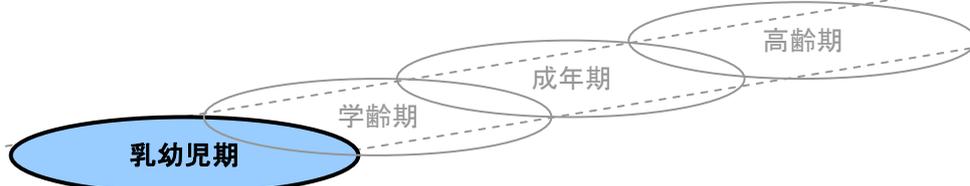
この章の構成

第5章では、「第2章 将来にわたるあんしん施策」及び「第3章 重点施策」であげた、これからの本市における施策展開の中から、ニーズ把握調査で寄せられた意見などをもとに、それぞれのライフステージに応じた支援策をピックアップしご紹介するとともに、「基本的な考え方」の4つのめざすべき社会を具体的にプランとして実現していくための社会全体の役割を明確化します。

ライフステージに応じた支援体制

～ 乳幼児期 ～

ライフステージを通じて一貫した支援体制



現 状

こどもが生まれると、福祉保健センターや医療機関で乳幼児健診が行われます。

身体発育や精神発達面で障害等の疑いがある場合は、福祉保健センターによる支援を行いながら必要に応じて地域療育センターなどの専門的機関が紹介され、本人への療育をはじめ家族の方への支援が行われます。

この時期のこどもへの家族の関わりなどが、その後の心身の発達に重要な役割を果たすことから、こども及び家族に対して、乳幼児健康診査時の相談、保健師等の家庭訪問などの育児支援が行われています。

目 標

障害児を育てる家族が、育児への不安や困難を感じることなく、地域の支えあいの中で安心して暮らすことができます。

必要に応じて専門機関等による療育が提供されます。

ニーズ把握調査から

- 相談体制自体は整ってきていると思うが、要は人材だと思う。(家族)
- 生まれてすぐ手術した。今はとりあえず問題ないが、将来的に心配。(家族)
- 2歳の子の親から相談を受けた。親の会や療育センターにも行っているが、母親は就学の心配をしている。相談しても「そんなに先のこと」と言われて相手にされないという。そういうときに大事なのがピアカウンセリング。(家族)
- 大かんしゃくを起こした息子を静まるまで待とうとしたら事情を知らない親類に「愛情が足りない！抱きしめてあげて！」と皆の前で怒鳴られたことがあります。理屈の通じないこどものことを説明するのは難しく、また言いたくない。(家族)
- 将来がとても不安なので、やはり、まわりの方々の理解と協力が必要になると思う。(家族)
- 障害のある子どもを対象としたイベントを開催してほしい。(家族)
- どんな状況であっても「サービスの即時性」を求める。とにかく緊急時にサービスを必要とすることが多いので、必要なときに面倒な手続きなしに安心して子どもを託せる場所、人がほしい。(家族)
- 療育センターへ行く前までは、本当につらい日々が続いていた。保健師さんに相談しても「手帳がBだと使えるサービスがほとんどないのが現状」と言われた。・・・もっと行動の面での大変さを理解していただきたい。(家族)
- 市営住宅、県営住宅入居への障害者枠が少ないと思う。手帳があると軽自動車の税金が免除になるが駐車場がなくて、車のもてない人には・・・？ 収入による駐車場の援助もあればよいと思う。明るい未来を見せてください。(家族)
- 家でも外でも気を遣い、園での行事ごとに悩み、努力しています。もっと園や学校の先生たちが、障害について勉強してくれたらと思います。(家族)

達成のための考え方

公的役割・・・ 障害の早期発見と早期療育の充実を図るとともに、障害児を育てやすい環境を整えます。そのため障害や疾病のほか、広く心身の発達や健康問題に関する理解の普及・啓発や相談支援体制の整備などを行います。

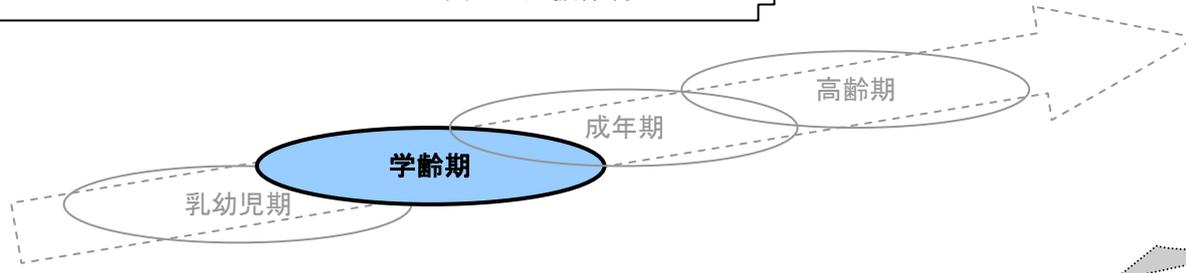
地域の役割・・・ 障害のある人もない人も気軽に参加できる地域活動や、地域での支えあいづくりを行います。

本人・家族の役割・・・ 障害の受容や育児・療育等の不安に対応するために、ピアカウンセリングや親の会活動を行います。

ライフステージに応じた支援体制

～ 学齢期 ～

ライフステージを通じて一貫した支援体制



現 状

障害のあるこどもが小学校に入学する際は、まず、地域の学校に相談します。就学先には、地域の学校の普通学級や個別支援学級や、特別支援学校があります。特別支援学校への通学には、送迎バスが地域のバスポイントまで来ます。専門療育についても、乳幼児期からの延長を実施しています。

精神疾患は学齢期後半から発症する場合があるため、家族等が速やかに医療につなげることが大切です。そのためには、学校と家庭・地域のネットワークが重要ですが、現状ではまだ充分とはいえません。

目 標

地域の学校や特別支援学校で、障害児本人に適した教育が受けられます。

地域で安心して暮らせるように、継続した相談支援体制に学校など関係機関も参加して本人及び家族の課題解決が図られます。

こころの健康問題や障害に関する教育が充実し、誰もが正しい知識を持っています。

ニーズ把握調査から

- 最重度のこどもに就労は遠い話であり、自立支援法とは何か、考えさせられてしまう。(家族)
- できるだけ普通の慣れたところで生活させたい。場を変えると戸惑うのはこども達である。(家族)
- 今の役所のしくみでは、成長段階に伴い窓口が変わり、途切れている。トータルに見た相談が大事だと感じる。(家族)
- 障害のある人がいたらそこに繋がるべきものを繋げていくというのが行政の役割。障害者の成長段階で切るのではなくて、継続しなければいけない。(家族)
- 人に託すのは難しい。本人の思いが強い。家族も全部はわからない。(家族)
- (家族の)レスパイトでなく、親から離れて友人たちと泊まるという体験ができていたことはよいことで、将来に向けた本人のためのお泊りとなっている。(家族)
- 今、親が一番ほしいのは、中高生の居場所である。(家族)
- 3障害プラス発達障害を含めて考えなければいけない。発達障害は増えている。(家族)
- 発病したときに、教育の場でそういう人たちをアドバイスやサービスにつなげる仕組みがあれば、重度化しないですむ。(家族)
- こどもは中学生。「きこえない」ことに対する周囲の理解が薄い。(家族)
- ああでもない、こうでもない、といってくる人がいるのがいや。(本人)
- (成年後見について)理解者がいないので、だまされるのではないかという不安が大きい。信頼できる法人によるグループ支援みたいな制度があるとよい。(家族)

達成のための考え方

公的役割・・・ 安心して通学できるような環境を整備するとともに、学校が地域との連携を図り、障害児や家族を支援します。また、学齢児への療育の実施や、緊急時等に対応できる相談支援体制を強化します。

障害や疾病のほか、広く心身の発達や健康問題に関する理解の普及・啓発や相談支援体制の整備などを行います。

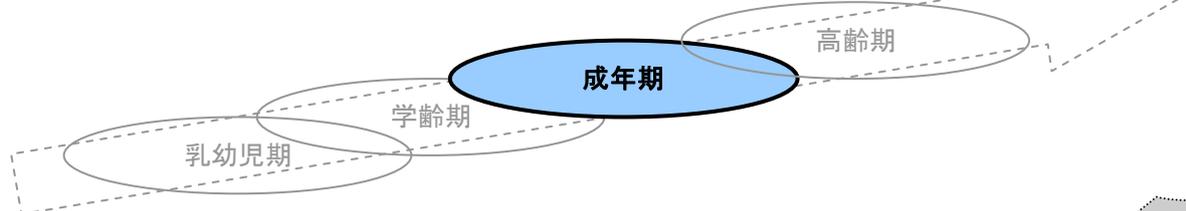
地域の役割・・・ 障害のある人もない人も気軽に参加できる地域活動や、地域での支えあいづくりを行います。

本人・家族の役割・・・ 活動の範囲を拡大し、積極的に地域との関わりを持ちます。

ライフステージに応じた支援体制

～ 成年期 ～

ライフステージを通じて一貫した支援体制



現 状

行政機関、医療機関及び専門機関が支援を行いますが、状況に応じて就労や福祉サービスの利用などを行います。

社会生活に慣れたら、親元から離れて、グループホームで生活することもできます。

しかし、社会資源の不足や生活基盤の不安定により、誰もが自ら選択した内容により自立生活を実現するには至っていません。精神障害においては、医療・福祉サービスの基盤整備の遅れは障害者自立支援法の施行により改善されましたが、他障害と比べて依然として大きなハードルとなっています。

目 標

自立した生活が実現するため、自己選択と自己決定ができる生活支援と就労を含めた生活基盤が充実しています。

身近で顔の見える関係による支援が継続的に行われる体制が整っています。

障害のある人もない人もともに生きる社会が実現されています。

ニーズ把握調査から

- 家から出てグループホームにいきたい。夢は自分で働いて自分のお金で結婚したい。(本人)
- 一人で暮らしていると、隣近所との付き合いが難しい。(本人)
- グループホームには入りたい。しかし医療行為が必要なために入れたい。看護師の配置、24時間体制など人材の問題が大きい。(本人)
- 仕事がない、給料がない、ことが一番困る。(本人)
- 障害の種類や程度とかではなく、必要な人が使えるサービスになっていることが重要だと思う。(家族)
- 公的サービスの隙間は民活でやらない限り、それぞれのライフスタイルの中でうまくできない。隙間を埋めるのは、自己負担もしながら、民間ではないかと思う。(家族)
- (医療機関について)今行っているところはいいが、緊急時に見てもらえるところが見つかるか、心配。(本人)
- 家族会に繋げてほしい。区のケースワーカーさんから家族会に紹介してほしい。(家族)
- 誤解されても、それは違う、とっていかないといけない。誤解を恐れていると理解は進まない。(本人)
- グループホームのスタッフはアルバイトなど、収入的に不安定なので定着しないで不足になる。(家族・支援者)
- 福祉と医療との連携が必要。(本人・支援者)
- どういう支援が必要かは、百人百様でそれぞれ違う。一般的概念で高次脳機能障害をわかっていただけでも個人個人にどういう支援が必要かは難しい。職場の中に継続的に支援の手が入る必要があるのではないか。(家族)
- 今救急車を呼ばなくてはならないのか、明日でもよいのか、など、判断を付けるのに困難がある。困ったら判断してくれるシステム、ホットラインがあれば、生活できる人が多い。(家族)
- 就労に結びつける制度は多少できてきたが、その後のフォローがうまくいっていない。(家族)

達成のための考え方

公的役割・・・ 地域で暮らし続けるための相談支援体制や、医療を含めた緊急時対応の整備を行うとともに、自らが生活を選べるような社会資源の充実を図ります。

後見的支援が必要な方のために、環境を整備します。

障害や疾病のほか、広く心身の発達や健康問題に関する理解の普及・啓発や相談支援体制の整備などを行います。

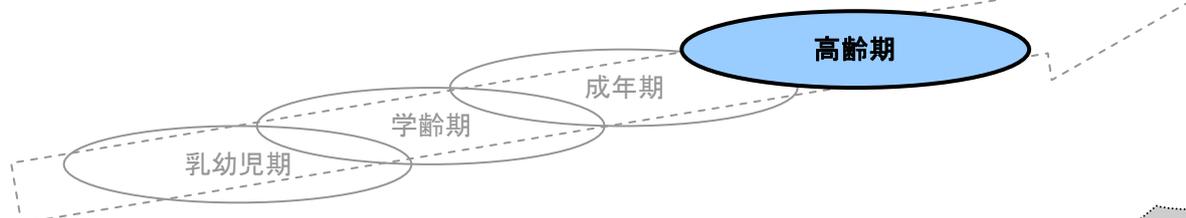
地域の役割・・・ 障害のある人もない人も気軽に参加できる地域活動や、地域での支えあいづくりを行います。

本人・家族の役割・・・ 活動の範囲を拡大し、積極的に地域との関わりを持ちます。当事者による相談活動(ピアサポート)等のネットワークを展開し、自らの力の強化を図ります。

ライフステージに応じた支援体制

～ 高齢期 ～

ライフステージを通じて一貫した支援体制



現 状

高齢期における障害については、障害のある方が高齢者になった場合や、高齢になってから障害者となった場合など、様々な生活の状況や課題があります。

介護保険制度が利用可能な方は介護保険制度を優先して利用することになっていますが、高齢期の障害者へのサービスの整備も進んでいます。

目 標

住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害のある高齢者に適した支援体制やサービスが提供されています。

災害時等を含め、緊急対応については地域との関わりにより、ともに助け合う環境が整備されています。

ニーズ把握調査から

- 災害時や、普段でもバスの停留所など、例えば声を出さなくてもバッチを見せれば障害のあることを伝えられる、といった何かが必要。（本人）
- 高齢者には使える施設がない。グループホーム・ケアホームも高齢者は好まれない。若い当事者もいずれは高齢になる。そういう人のための施策、設備を充実させる必要がある。先を見据えてほしい。（本人）
- 常識的に見て医療行為とは思えないことでも、福祉現場ではできない。（本人）
- （バリアフリーについて）まちづくりをきちんとしないといけない。（本人）
- 高齢者は同年齢でも個人差が大きく、年齢よりも状態で見たほうがいい。（本人）
- 年配者は病気がちになるので、受け入れてくれる入院先と十分な治療を受けさせたい。（家族）

達成のための考え方

- 公的役割・・・ 介護保険制度によるサービス提供を軸としつつ、障害特性に配慮したサービスを提供します。
- 障害や疾病のほか、広く心身の発達や健康問題に関する理解の普及・啓発や相談支援体制の整備などを行います。
- 地域の役割・・・ 障害のある人もない人も気軽に参加できる地域活動や、地域での支えあいづくりを行います。
- 本人・家族の役割・・・ 自らできることと支援を必要とすることを考え、可能な限り地域活動に参加し地域との関わりを持つようにします。

VI 推進体制

障害者プラン推進のための考え方

「横浜市障害者プラン（第2期）」の推進にあたっては、第1期に引き続き、障害者担当の部局だけではなく、関係する機関、部局との連携をより一層図りながら、総合的な施策の展開に勤めていきます。

障害のある人一人ひとりが、地域で安心して生活していくためには、市民・企業・行政等の協働が不可欠です。特に、「横浜市障害者プラン（第2期）」では、重点施策として7本の柱を掲げていますが、地域を構成する一人ひとりが正しい理解に立ち、障害のある人の生活を支援していくことが求められています。

こうしたことを踏まえて、「横浜市障害者プラン（第2期）」の着実な推進を図るために、次のように進行管理と評価の取組を進めます。

障害者プランの進行管理

進行管理については、実施か所数や達成状況、取組の事例などを「横浜市障害者施策推進協議会」に報告することにより、具体的な進捗の把握に努め、次のとおり評価を行います。

障害者プランの進捗についての評価

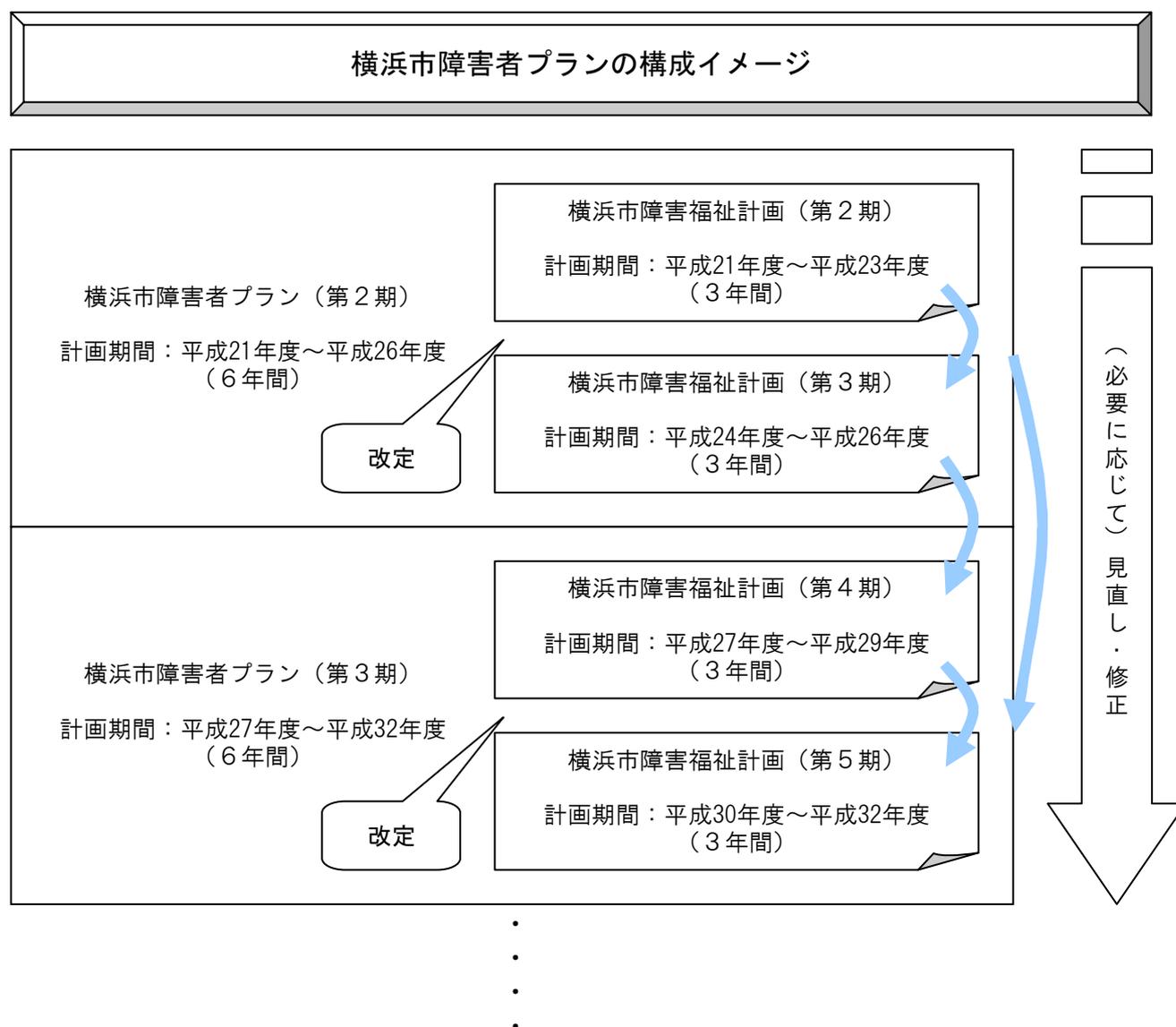
「横浜市障害者プラン（第2期）」の着実な推進を図るためには、上記のような進行管理を徹底するとともに、進捗についての評価を行います。

評価にあたっては、施策や事業が当事者や家族等の暮らしやすさに反映されているかはもとより、広く市民が横浜市の障害者施策の進捗状況を把握することができるよう、具体的な指標を設けて客観的な評価ができるようなしくみの検討も進めていきます。

障害者プランの見直し・検討

「横浜市障害者プラン（第2期）」は、平成21年度から26年度までの6年間を計画期間としていますが、3年後の平成23年度には、「第4章 横浜市障害福祉計画」の改定を行うため、それに併せてプラン全体の見直しを行う予定です。

なお、そのほかにも、プランの進行管理、進捗についての評価を行うことにより、当該施策・事業の必要性の検討、事業規模や期間の見直し、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に柔軟に対応するための施策の再構築などを常に行っていくとともに、必要に応じて、計画期間中においてもプランの見直しを行います。



横浜市障害者施策推進協議会 委員名簿

横浜市における障害者福祉の施策について総合的に検討するため、障害者基本法に基づいて「横浜市障害者施策推進協議会条例」により設置されている審議会です。

(順不同) 平成24年1月1日現在

氏名	職名
日浦 美智江	社会福祉法人十愛療育会理事長
飯山 文子	社会福祉法人白根学園 光の丘・ホーム丘 施設長
池田 信義	特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会 副会長
石井 紀男	特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会理事長
大塚 幸三	社会福祉法人瀬谷はーと せや活動ホーム太陽所長
大曲 敏之	身体障害者雇用促進研究所サンクステップ株式会社取締役・経営企画本部長
川井 節夫	横浜市中途失聴・難聴者協会会長
川村 祐史	横浜市腎友会会長
北村 佳美	特定非営利活動法人横浜市手をつなぐ育成会
黒沢 一夫	日本労働組合総連合会横浜地域連合副議長
櫻庭 孝子	特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会代表
高木 教人	特定非営利活動法人横浜市手をつなぐ育成会
竹内 知夫	神奈川県精神科病院協会会長

氏 名	職 名
中谷 麻奈	横浜西部障害者就労支援センター所長
新納 憲司	社団法人横浜市医師会副会長
沼尾 雅徳	横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事
橋本 京子	神奈川県労働局職業安定課職業安定監察監
服部 一弘	特定非営利活動法人アニミ理事長
平井 晃	横浜市車椅子の会会長
広田 和子	精神医療サバイバー
星野 勉	横浜市立東俣野特別支援学校校長
室津 滋樹	横浜市グループホーム連絡会会長
八島 敏昭	横浜市心身障害児者を守る会連盟代表幹事
渡邊 雅子	横浜市青葉区生活支援センター所長
渡部 匡隆	横浜国立大学教育人間学部障害児教育課程教授

横浜市障害者施策検討部会 委員名簿

「横浜市障害者施策推進協議会条例」に基づき、横浜市障害者施策推進協議会の専門委員会として設置されている会議です。

(順不同) 平成24年1月1日現在

氏名	職名
日浦 美智江	社会福祉法人十愛療育会理事長
飯山 文子	社会福祉法人白根学園 光の丘・ホーム丘 施設長
石井 紀男	特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会理事長
川井 節夫	横浜市中途失聴・難聴者協会会長
坂田 信子	横浜市中心身障害児者を守る会連盟事務局長
櫻庭 孝子	特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会代表
高山 和彦	社会福祉法人同愛会理事長
高山 直樹	東洋大学社会福祉学科教授
沼尾 雅徳	横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事
平井 晃	社団法人横浜市車椅子の会会長
広田 和子	精神医療サバイバー
星野 勉	横浜市立東俣野特別支援学校校長
室津 滋樹	横浜市グループホーム連絡会会長
渡部 匡隆	横浜国立大学教育人間学部障害児教育課程教授

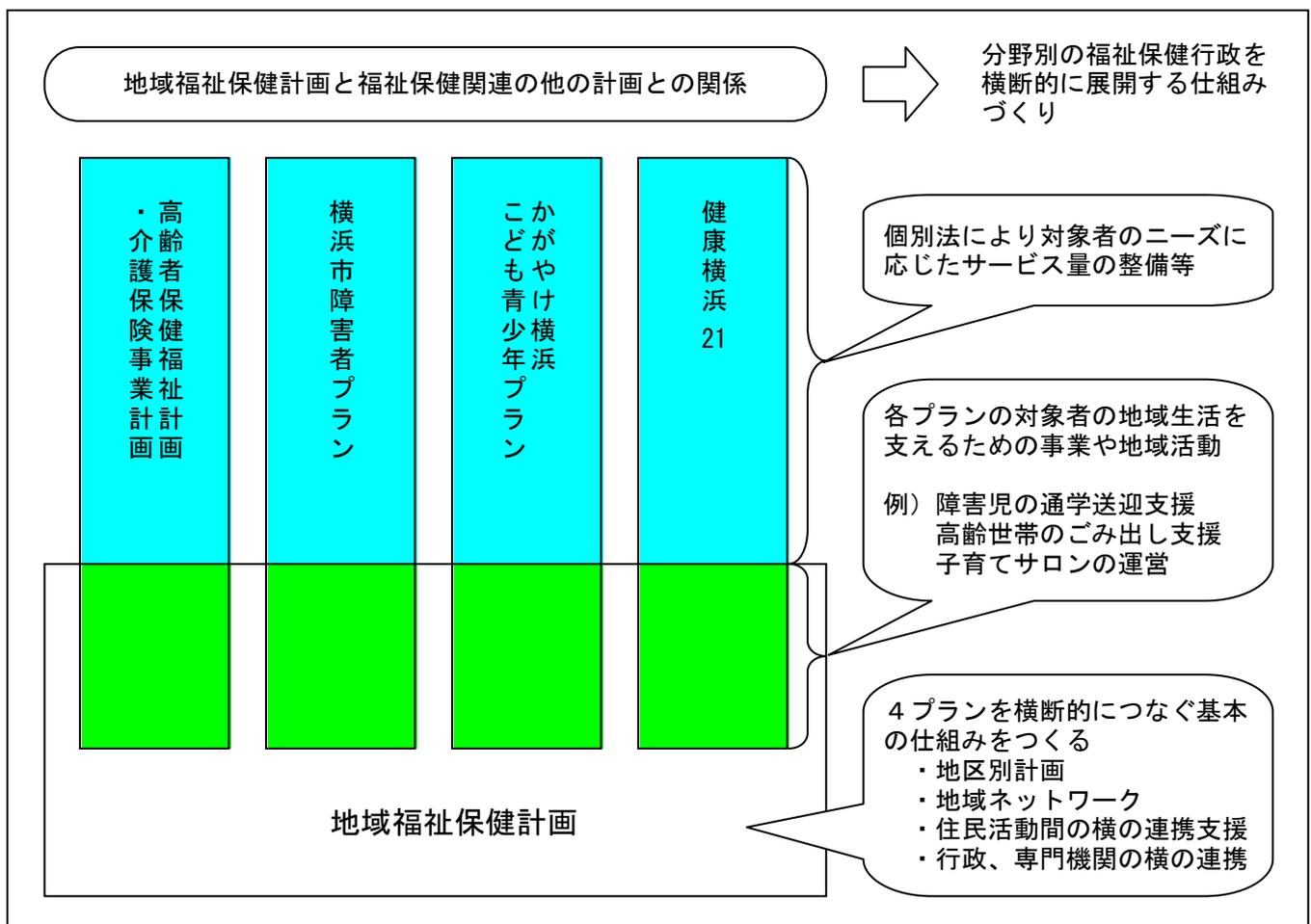
横浜市障害者プラン（第2期 改訂版）の検討経過

平成23年	6月	第1回	検討部会	（枠組み 策定スケジュール）
	8月	第2回	検討部会	（検討部会素案）
	9月	第1回	横浜市障害者施策推進協議会	（検討部会素案）
	11月	第3回	検討部会	（検討部会素案）
平成24年	1月		市民意見募集	
	2月	第4回	検討部会	（市民意見募集結果概要・検討部会原案（最終案））
	3月	第2回	横浜市障害者施策推進協議会	（市民意見募集結果概要） （検討部会原案（最終案）報告・承認）
平成24年	4月		公表	

他の計画との連動

施策の展開にあたっては、関係するそれぞれの分野別計画があいまって一層の効果を挙げるよう、各計画が有機的に連動していくことをめざします。また、それぞれの分野別計画の基盤として、地域における展開を総括するものとして、地域福祉保健計画を位置づけます。

- 横浜市には、各法を根拠とする福祉保健の分野別計画として、
 - ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（老人福祉法、介護保険法）
 - ・障害者プラン（障害者基本法、障害者自立支援法）
 - ・かがやけ横浜こども青少年プラン（次世代育成支援対策推進法）
 - ・健康横浜21（健康増進法）
 があります。
- 地域福祉保健計画は、地域の視点から高齢者、障害者、子ども、保健等の分野別計画に共通する理念、方針、地域の取組の推進方向などを明示します。
- また、市民、事業者、行政が協働する基本的な事項を横断的に定めることで、地域における展開を総括する役割を果たします。
- さらに、分野別計画で提示されている対象者の地域生活を支えるための事業や支援について、地域福祉保健計画でも取り組んでいきます。



横浜市障害者プラン (第2期改定版) 資料編

目次

- | | | |
|---|-------------------------------------|--------------|
| 1 | 基礎統計資料 | ・・・・・・・・ 113 |
| 2 | 横浜市障害福祉計画（第3期）の策定にかかる
市民意見募集実施結果 | ・・・・・・・・ 116 |

1 基礎統計資料

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	20年度	2,133	1,834	554	534	857	364	6,276
	21年度	2,087	1,864	512	537	871	356	6,227
	22年度	2,063	1,850	503	543	888	330	6,177
聴覚・平衡 機能障害	20年度	347	2,251	985	1,504	20	2,475	7,582
	21年度	333	2,234	980	1,544	23	2,516	7,630
	22年度	324	2,213	958	1,656	23	2,590	7,764
音声・言語・そしゃ く機能障害	20年度	23	48	489	326	-	-	886
	21年度	20	52	483	330	-	-	885
	22年度	20	49	466	350	-	-	885
肢体不自由	20年度	10,367	12,096	8,956	12,490	3,392	1,845	49,146
	21年度	10,213	11,916	9,150	12,910	3,377	1,842	49,408
	22年度	9,958	11,628	9,383	13,482	3,330	1,866	49,647
内部障害	20年度	18,144	310	2,363	4,900	-	-	25,717
	21年度	18,605	317	2,340	4,910	-	-	26,172
	22年度	19,478	331	2,299	5,024	-	-	27,132
計	20年度	31,014	16,539	13,347	19,754	4,269	4,684	89,607
	21年度	31,258	16,383	13,465	20,231	4,271	4,714	90,322
	22年度	31,843	16,071	13,609	21,055	4,241	4,786	91,605

(2) 療育手帳（愛の手帳）所持者数の推移

(単位：人)

	最重度	重度	中度	軽度	計
20年度	4,062	4,151	4,487	5,974	18,674
21年度	4,211	4,258	4,669	6,613	19,751
22年度	4,351	4,383	4,829	7,244	20,807

(3) 精神保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

	1級	2級	3級	計
20年度	2,206	9,341	5,757	17,304
21年度	2,355	10,309	6,488	19,152
22年度	2,499	11,368	7,045	20,912

(4) 精神障害者把握数^{※1}の推移

(単位：人)

	統合失調症	そううつ病	非定型精神病	てんかん	知的障害	中毒性精神障害			脳器質性精神障害	老年期精神障害		神経症	心因反応	その他	計
						アルコール	覚せい剤	その他		認知症	その他				
20年度	19,286	21,076	574	3,177	752	3,039	580	399	831	3,526	632	3,607	2,429	8,345	68,253
21年度	19,802	23,423	496	3,274	793	3,170	609	458	1,065	3,540	635	3,832	2,361	9,615	73,073

	F0	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	G4	計	
	精神障害を含む器質性	障害による精神作用及び物質使用に	性調性障害	統合失調症、統合失	気分（感情）障害	体レ神経性障害及び身	動症候群	的生理的要因に及ばし	の成人の人格及び行動	滞）知的障害（精神遅	心理的発達障害	動年期小児（児童）期及び青年期に通常発症する行	害挿間性及び発作性障
22年度 ^{※2}	4,315	3,760	19,866	25,404	5,559	767	1,608	582	663	397	3,116	66,037	

※1 本市に自立支援医療申請、入退院届、精神障害者福祉手帳の申請・届出をした者等
内訳は申請・届出をした者の主たる症状・病名を記載

※2 平成22年度統計から国際疾病分類ICD10を採用

(5) 福祉保健センター及びこころの健康相談センターによる相談件数

身体障害者・知的障害者・精神障害者等に対する相談を行います。

(単位：件)

	福祉保健センター			こころの健康相談センター			
	身体障害者	知的障害者	精神障害者	電話相談	面接相談	特定相談※	夜間・休日こころの電話相談
20年度	34,881	6,402	6,734	330	71	37	7,154
21年度	41,116	7,913	2,320	608	125	40	7,696
22年度	43,812	7,737	1,710	735	187	45	7,134

※ 福祉保健センター対象者は18～64歳

※ 専門医等による面接相談

(6) 集団援助活動

(単位：回)

回復途上にある精神障害者を対象とした生活教室や、精神障害者やアルコール依存症等の家族を対象とした教室を実施します。

	生活教室	精神障害者 家族教室	アルコール 家族教室
20年度	789	41	175
21年度	818	40	143
22年度	768	58	145

(7) 団体等支援

(単位：回)

精神障害者の家族会、地域作業所及びグループホーム設置運営団体、断酒会等の支援を行います。

	精神障害者 家族会	作業所・GH設 置運営団体等	断酒会等
20年度	202	415	28
21年度	158	291	55
22年度	77	230	71

(8) ケースカンファレンス・関係機関連絡会等

(単位：回、件)

地域における精神障害者への援助方針を検討するため、ケースカンファレンスを行いました。また、地域における機関の連携を図るため連絡会を実施します。

	ケースカンファ レンス回数	関係機関連絡 会件数
20年度	432	294
21年度	547	373
22年度	598	280

(9) 講演会等（区福祉保健センター実施分）

精神保健福祉に関する理解を深めることを目的として、講演会を実施します。

	回数
20年度	101
21年度	69
22年度	70

(10) こころの健康相談センターによる技術支援、教育研修等

福祉保健センター等の関係職員を対象に、複雑困難ケースの相談への助言や研修を実施しました。また、他機関からの依頼により職員を派遣しました。

(単位：回、件)

	福祉保健センターへの支援	その他の機関への支援	センター主催研修	他機関主催研修(講師派遣)
20年度	71	48	32	19
21年度	46	43	35	14
22年度	186	54	29	18

(11) 精神科救急一夜間・休日二次救急件数

夜間・休日・深夜帯において、精神疾患の急激な発症により、早急に精神科医療を必要とする方に、医療機関を紹介します。

	相談数	病院紹介件数
20年度	3,650	244
21年度	3,415	203
22年度	3,224	219

(12) 精神科救急—三次救急件数

三次救急をはじめ、精神保健福祉法に基づく通報申請届出に対して、必要に応じて診察等を行います。

	通報等件数	診察件数
20年度	512	279
21年度	581	288
22年度	514	264

(三次救急のうち、夜間・休日・深夜帯の件数)

平成14年度から、夜間22時までであった体制を深夜帯についても時間延長し、24時間体制で行っています。

	通報件数		診察件数	
		深夜帯		深夜帯
20年度	217	84	209	78
21年度	260	123	210	93
22年度	260	112	188	102

深夜帯の件数は、内数

初期救急：早急に外来診療を必要とする方に、医療機関を紹介。
 二次救急：早急に入院医療を必要とする方に、医療機関を紹介。
 三次救急：精神保健福祉法第24条に基づく警察官通報に対応し、必要に応じて診察や入院措置を行うもの。

横浜市障害福祉計画（第3期）の策定にかかる市民意見募集実施結果

1 計画素案に対する市民意見募集の状況

- (1) 意見募集期間
平成24年1月5日（木）から1月25日（水）まで
- (2) 意見募集の方法
市ホームページへの掲載、区窓口等での配布（広報よこはまで周知）
- (3) 障害者団体への個別説明
計画素案に対する市民意見募集の実施について、団体へ事前に説明を実施
 - ・横浜市身体障害者団体連合会
 - ・横浜市心身障害児者を守る会連盟
 - ・横浜市精神障害者家族会連合会 等
- (4) 意見の提出方法
電子メール、ファクシミリ等
- (5) 提出された意見の概要
 - ア 意見提出数
17人・団体（個人：14人、団体：3団体）
 - イ 意見件数
64件
 - ウ 意見の内訳

NO	区分	件数
1	表現・表記に関わること	23
2	障害者施設の整備・運営に関わること	21
3	相談支援に関わること	15
4	その他（障害者プランの考え方に関わることなど）	5

エ 主な意見

別紙「市民意見募集で寄せられたご意見の概要とそれに対する横浜市の対応や考え方」を参照

市民意見募集で寄せられたご意見の概要とそれに対する横浜市の対応や考え方

No	日付	ご意見（概要）	ご意見に対する 横浜市の対応・考え方
1	1月9日	特別支援学校等を卒業した障害のある人が、安心して過ごせる活動場所を作ってほしい。	今後も特別支援学校卒業生等の進路先の確保に努めていきます。
2	1月12日	ホームページ上の「第3期」の表記を全角にしたほうがよい。	表現を訂正します。
3	1月12日	福祉施設入所者の地域生活への移行についてはいいことだと思うが、目標を定め、無理に自立を促すことには問題があるのではないか。地域生活に適應できるかどうかの基準を定め、それを公表することで、地域の理解も得られやすいのではないか。	施設入所者等の地域生活移行は、本人の意向等を十分に踏まえて進めるべきものであり、同時に一人ひとりに合わせた地域の支援体制づくりが不可欠であると考えています。また、疾病や障害についての市民の皆さんの理解を深めるために、継続的に普及・啓発の取り組んでいきます。
4	1月12日	障害者施設の建設について、行政としての関与を深めていただきたい。用地のあっせんだけでなく市有地の積極的な貸与等も進めていただきたい。資金援助だけでなく支援も積極的に行っていただきたい。	障害者施設の整備については、限られた財源の中で最大限の効果が上げられるよう進めます。今後とも、個別の具体的な事情に応じて、適切な対応を検討します。
5	1月12日	1 ページ (3) 特色 「障害児プラン（第2期）」 の後に終わりの鍵カッコが抜けています	表現を訂正します。
6	1月12日	< 表記が整っていない > 障害福祉計画 2 ページ (1) [数値目標] 行の頭「平成26」と「一方」がずれてしまっています。	表現を訂正します。
7	1月12日	障害福祉計画 2 ページ < 表記が統一されていない > 1 段落目では「10月 1 日」と、一文字の数字は全角になっているのに、2 段落目では、「5か所」、「約2%」と半角になっているのでそろえた方がいいと思います。また、「開設された事」は「開設されたこと」の方がいいと思います。	表現を訂正します。
8	1月12日	障害福祉計画 2 ページ < 表記が統一されていない > 下部の表の数値の数字配置がずれてしまっています。 人ならば「●●人」、施設なら「●●か所」など単位を入れたほうがわかりやすい	表現を訂正します。
9	1月12日	障害福祉計画 3 ページ < 表記が統一されていない > 【考え方】 上にも同様の指摘をしていますが、「2%」と半角。 【これまでの取組状況】 上にも同様の指摘をしていますが、「第1期」と半角。	表現を訂正します。
10	1月12日	障害福祉計画 5 ページ < 表記が整っていない > [数値目標] ウの 2 行目だけ行頭がずれています。	表現を訂正します。

No	日付	ご意見（概要）	ご意見に対する 横浜市の対応・考え方
11	1月12日	<p>障害福祉計画 4 ページ <文章の意味が不明瞭> <表記が統一されていない> 【考え方】 上にも同様の指摘をしています、「約2倍」と半角になっています。 4 段落目「1 年未満入院者の平均退院率と5 年以上かつ6 5 歳以上の退院者数を設定の考え方を示しています。」 意味が通じにくいと思います。特に最後の「退院者数を設定の考え方を示しています。」が何を言いたいのかわかりにくいと思います。「設定する考え方を示しています。」の方が意味が通じると思います。 また、ここだけ「6 5 歳」と全角になっています。 【これまでの取組状況】 ここだけ、「平成1 9 年度」「平成2 3 年度」と全角になっています。</p>	表現を訂正します。
12	1月12日	<p>障害福祉計画 6 ページ <表記が整っていない> <表記が統一されていない> 【目標値（イ）】の2 つ目「(5.9%)」の前が空きすぎています。 【考え方】上にも同様の指摘をしていますが、他の部分では2 文字以上の数字は半角にしているようですが、ここではすべて全角になっているようです。統一した方がいいと思います。また（ウ）（ア）では「目指す」と漢字になっているようですが、「めざす」と平仮名になっているところが多いようです。どっちでもいいと思いますが統一した方がいいと思います。</p>	表現を訂正します。
13	1月12日	<p>障害福祉計画 7 ページ 就労継続支援（A型）と（B型）の説明がない</p>	<就労継続支援>をはじめとする各サービスについて概要説明箇所を追記します。
14	1月12日	<p>障害福祉計画 7 ページ <表記が統一されていない> なぜここだけ「顕著となっております」「難しい状況となっております」と丁寧なのかわかりません。</p>	表現を訂正します。
15	1月12日	<p>障害福祉計画 7 ページ <表記が統一されていない> なぜここだけ「取り組んでまいります」と丁寧なのかわかりません。</p>	表現を訂正します。
16	1月12日	<p>障害福祉計画 15 ページ 1 6 ページ 【地域移行支援】 事業及び【地域定着支援】 事業は、平成22年度から利用者があるのになぜ給付実績がゼロなのか</p>	表現を訂正します。
17	1月12日	<p>障害福祉計画 15 ページ 1 6 ページ 【地域移行支援】 事業の「〇H22年度の～」から始まる文章は16ページの【地域定着支援】 事業にもかかっているはずなのに、今の書き方だと「地域移行支援」事業の注にしか見えない。</p>	表現を訂正します。
18	1月12日	<p>障害福祉計画 18 ページ <表記が統一されていない> 【需要の増加に伴う事業者（供給）の増加】 1 段落目と2 段落目の文字間隔が違うので違和感を覚えます。</p>	表現を訂正します。

No	日付	ご意見（概要）	ご意見に対する 横浜市の対応・考え方
19	1月12日	障害福祉計画 20ページ <表記が統一されていない> 【地域自立支援協議会】の説明だけ太字になっているのは意味があるのでしょうか？	指摘された個所の修正を行います。
20	1月12日	障害福祉計画 21ページ <表記が統一されていない> イ 地域活動支援センターの説明文章だけ文字が小さくなっています。	指摘された個所の修正を行います。
21	1月12日	障害福祉計画 21ページ <表記が統一されていない> 全体で何十箇所もあるのですが、「見込み量」と「見込量」と表現がばらばらになっています。	表記を「見込量」に揃えます。
22	1月12日	市民意見募集用紙 <表記が統一されていない> 「横浜市障害福祉計画は盛り込まれている為」 「横浜市障害福祉計画は盛り込まれているため」	-
23	1月12日	市民意見募集用紙 <表記が統一されていない> 「問い合わせ先」とありますが 「問合せ先」が正しいと思います。	-
24	1月12日	市民意見募集用紙 <表記が統一されていない> 全角で「第3期」の方がいいと思う	-
25	1月12日	法令による漢字使用に則ったほうが良い	-
26	1月13日	日中一時支援について：現在、活動ホームなどで一時ケアの制度について、希望した日時に確実に利用できる一時支援の提供をお願いしたい。	障害者地域活動ホームの一時ケアの利用枠の効率的、効果的な運用について、運営法人と引き続き協議します。
		各特別支援学校ではまっこふれあいスクールのような活動をすることはできないでしょうか？	子どもたちが通い慣れている学校施設を利用して、遊びを通じて児童・生徒の健全育成を図るとともに、保護者の心身の負担を軽減することによって養育環境の向上を図ることを目的として、現在、5校の特別支援学校等にて、はまっ子ふれあいスクールを開設しています（本郷特別支援学校・盲特別支援学校・県立金沢養護学校・ろう特別支援学校・港南台ひの特別支援学校）。 はまっ子ふれあいスクールでは、医療ケアを行うスタッフを配置していないことや、個別対応のため多くのスタッフの確保が必要となるため、利用可能な人数と回数に限りがあります。特別支援学校におけるはまっ子ふれあいスクールの新規開設については、子どもたちや保護者・学校からの要望、活動場所の確保、地域における支援・協力体制などを見極めながら、安全に活動できるかどうか等、課題を踏まえううえで判断していきます。
27	1月15日	重度の知的障害と、自閉症も重度の息子の症状 特別支援学校卒業後の進路先がとても心配です。現在でも通所先が足りないと聞いているが、その現実をしっかり対応して欲しい。	今後も特別支援学校卒業生等の進路先の確保に努めていきます。

No	日付	ご意見（概要）	ご意見に対する 横浜市の対応・考え方
28	1月19日	地域生活への移行について、ある程度の数値目標を立てることは必然かと思うが、高齢化により心身機能が低下した障害者にとって、24時間一環して切れ目のないサービスを受けることが出来る入所施設がふさわしいのではないかと。	高齢化により心身機能が低下しても、住み慣れた場所に住み続けられることが基本であると考えますが、一方で入所施設での支援が必要な人に、必要な支援が届くことも大切であると考えます。
29	1月19日	地域生活への移行について、障害者や家族などとよく話しあうなど強制的対応は取らず、障害当事者の自己決定権を尊重してほしい。	施設入所者等の地域生活移行は、本人の意向等を十分に踏まえて進めるべきものであると考えます。
30	1月19日	入所施設の耐震診断の実施等に対する、市の助成をお願いしたい。	平成24年度予算案に、耐震改修のための建設費・設計費を盛り込みました。
		真に入所施設を必要とする障害者はたくさんいる。入所施設への入所希望待機者数を把握してほしい。	例年、神奈川県調査には、区役所に寄せられた相談の範囲で把握した待機者数を報告しています。（平成23年10月1日現在605人）
		入所施設の新設・増設を切に希望する。	障害施設の入所者個別の状況をふまえて、グループホーム・ケアホーム・一般住宅等への地域移行を推進し、それに伴い、施設入所が必要な方が入所できるよう取り組んでいきます。
31	1月22日	身体の障がいをお持ちの方々が、安心して生活できるグループホームやケアホームの数が、非常に少ないと感じます。GH、CHをA型からB型へ移行した後の運営が厳しい為に、国制度で不十分な支援を、横浜市の施策で確立していただきたい。	横浜市では、障害者自立支援法に基づくグループホーム・ケアホームに対して横浜市独自の運営費の加算等の支援を行なっています。
		現在、居宅介護を利用しているが、B型への移行後の居宅介護の導入は経過期間中のみである。B型への移行後の将来への不安要素が多い為に、国制度で不十分な支援を、横浜市の施策で確立していただきたい。	ケアホームでのホームヘルパーの利用については、24年3月までの経過措置とされていましたが、この経過措置は延長されることになっています。
32	1月23日	養護学校へ通学している息子が就職できるようお願いいたします。	市内の就労支援センターを中心に、障害者の就労支援や、より安定して働き続けるための定着支援に引続き取り組みます。また、学校と就労支援センターとの連携についても本人の個別状況を踏まえて、適切に行います。
33	1月24日	地域活動支援センター作業所型について、障害者・家族の現状を把握し、必要な新規事業所はしっかり作ってほしい。	今後も特別支援学校卒業生等の進路先の確保に努めていきます。
34	1月25日	就労継続支援（B型）事業を、特別支援学校の新卒者が利用できなくなるような国に働きかけていただきたい。	就労経験や就労移行支援事業の利用がない人でも、就労継続支援（B型）を利用できるよう、機会をとらえて国へ働きかけます。
35	1月25日	今後の卒業生についても、就労継続支援B型事業所を利用出来るよう配慮いただきたい。	就労経験や就労移行支援事業の利用がない人でも、就労継続支援（B型）を利用できるよう、機会をとらえて国へ働きかけます。
36	1月25日	視覚障害という障害特性を重視し視覚障害者の生活を豊かにする為に、GHを各区1ヶ所以上作り、視覚障害者の高齢化や重度化に備えて、視覚障害者中心の特別養護老人ホームを建設して欲しい。	現時点では、横浜市として視覚障害者に特化したグループホームを整備する考えはありません。また、特別養護老人ホームは、障害の有無に関わらず、介護を必要とする方を対象とする入所施設のため、障害種別ごとに特別養護老人ホームを建設することは困難です。

No	日付	ご意見（概要）	ご意見に対する 横浜市の対応・考え方
37	1月25日	今後も就労継続B型事業に新卒者の利用が可能となりますよう、ご検討ください。	就労経験や就労移行支援事業の利用がない人でも、就労継続支援（B型）を利用できるよう、機会をとらえて国へ働きかけます。
38	1月25日	全体的に、この「横浜市第3期障害福祉計画」策定の趣旨を、最近の法令改正（障害者基本法、障害者自立支援法、児童福祉法等）の動向や、「障害者の定義」を明示するなど、市民にわかりやすいように、より丁寧に文章で説明する必要がある。また、横浜市の障害者を取りまく現状、計画策定の基本的考え方や目標を示して、数値の見込量を示すべきであり、障害者の状況、特に発達障害児者の現状分析は必須である。	横浜市障害福祉計画は、本市の障害福祉サービスの見込量や目標数値を設定するものです。障害者を取りまく現状を参考資料に加えつつ、いただいたご意見を参考に「横浜市障害者プラン（第2期）改訂版」として一体的に実施していきます。また、障害者プラン（第2期）の中で「発達障害児・者の相談支援体制」を重点施策の一つとして位置づけ、取り組んでいます。今後とも発達障害に関する取組は重点施策として実施してまいります。
39	1月25日	Ⅱ. 4. 横浜市が実施する地域生活支援事業に関する事項 (2)実施する事業の内容及び各年度における量の見込み ア 相談支援【発達障害者支援センター運営事業】の部分 ⇒ 見込量が「1か所」という記述のみである。 利用者数の見込量も入れるべき	現在、発達障害者支援センターを含む発達障害全体に関わる相談体制の構築を進めており、今後、必要に応じて検討します。
40	1月25日	Ⅲ. 障害児の療育等の記載が全くないので「障害福祉サービス」の中に、「障害児通所支援サービス」などを入れるべきである。	次期障害者プランに盛り込むことを検討します。
		発達障害児の現状と障害福祉サービスの見込量も障害福祉計画の中で触れるべきである。 「障害児通所支援サービス」として、「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」等を含めた項目を立てるべきである。（特に横浜市の地域療育センター8カ所等の再編成されるサービス内容とその見込数は必須である。）	次期障害者プランに盛り込むことを検討します。
41	1月25日	最近は入所施設者の新規開所も無く施設入所を希望する待機者が右肩上がり増加している。施設に入所希望の方の層とケアホームに入居希望の方の層は全く異なっている。入所施設を増やして欲しい。	本人の意向等を踏まえながら、地域移行を進めることで既存の障害者支援施設の入所枠を活用していきます。 現時点では、障害者支援施設を整備する計画はありませんが、現状の把握に努めながら、その必要性について検討します。
42	1月25日	在宅生活を少しでも長く続けられるよう短期入所枠を増やす必要があると思われる為、横浜市全体の短期入所枠数と稼働率の現状を把握していただきたい。	短期入所については、どの施設でも利用率は高い状況にありますが、引き続き利用状況等については把握に努めてまいります。
		行動障害のある利用者を短期入所で受け入れるため、夜間時の職員複数配置加算等の対応をしてほしい。	行動障害のある方など特別な職員配置が必要な場合の加算について検討します。
43	1月25日	今の計画素案ではグループホームの設置計画数は不足していると思います。少なくとも毎年50カ所のグループホームの設置が必要だと思います。障害のある人たちの希望に基づいて、グループホームで暮らしたい人にはグループホームを、入所施設に入りたい人は入所施設を、一人で暮らしたい人には一人で暮らせるような施策をすすめる計画でなければならない。	障害者グループホーム・ケアホームの新規設置については、毎年度、設置を希望する法人等からヒアリングを行い、予算の範囲内において、障害の種別を問わず適正な運営の実施が見込まれる法人等に対し、承認をしています。今後とも、障害福祉計画に基づき、必要となる障害者グループホーム・ケアホームの設置を推進していきます。また、障害のある方の住まいについても検討していきます。

No	日付	ご意見（概要）	ご意見に対する 横浜市の対応・考え方
44	1月25日	<p>施設でないに対応できないと思われる障がい者は数多く、地方の施設も当面は地域移行が可能だが、何年かして地域に移ることのできる方々が移ってしまった後は、ケアホーム等での生活が難しい方の今後のことについて議論になると思います。</p> <p>その点で横浜市は既に地方の入所施設の将来の状況にあると思われるので、横浜方式の施設のあり方を国に提示すべきであると考えます。地域移行で一律に障がいのある方がケアホームに住まなければならないのは、逆差別。入所施設があり、ケアホームがありそれぞれの方のその時のステージで選択ができるべき。入所施設の環境・支援が必要な方をケアホームに当てはめるのは本人にとっても支援者にとっても無理がある。</p>	<p>本人の意向等を踏まえながら、地域移行を進めることで既存の障害者支援施設の入所枠を活用していきます。現時点では、障害者支援施設を整備する計画はありませんが、現状の把握に努めながら、その必要性について検討します。</p>
45	1月25日	<p>これまで障害福祉計画では、毎年40カ所（200人）ずつ入居者数が増えるという計画が立てられており、第3期計画素案についても、同じく毎年200人ずつ、3年間で120カ所（600人）の入居者数が増えていく計画となっています。以前行った「入所施設待機者調査」によれば、入所施設待機者数はグループホームがあれば半分程度は解消できるという結果が出ています。</p> <p>また、入所施設待機者の数には含まれていない在宅の人たちの中には、親も高齢化していて切迫した状況にありながら「どうしていいかわからない」と声を出せていない人たちも多くいるものと予想されます。グループホームの入居を希望している声を出せていない人たちも多くいることを忘れてはいけません。</p>	<p>障害者グループホーム・ケアホームについては、障害福祉計画に基づいて、必要となる箇所数の設置を推進していきます。今後の計画の策定においては、現状を踏まえ、どのようなニーズがあるのか十分に検証を行いながら、必要となる内容等を検討していきます。</p>
46	1月25日	<p>施設入所者に「地域生活」の様子を伝える役割の人を施設内に置き、地域の「地域移行支援」事業と連携して移行を図る必要がある。また、施設入所者を対象に「地域での暮らしを希望すること」に対するアンケート調査を行い、実態を把握すべきである。</p>	<p>障害者支援施設からの地域移行にあたり、本人の意向確認や地域生活に関する情報提供は、それぞれの障害者支援施設の役割であると考えます。施設入所者の地域生活移行については、現状の把握に努め、また、ご本人の意向等を十分に踏まえつつ、適切に進めていきます。</p>
		<p>入所施設と地域の事業所が一緒に地域移行に取組、横浜市として必要なグループホーム数の設置をすすめられるような計画にしてほしい。</p>	<p>障害者グループホーム・ケアホームについては、障害福祉計画に基づき、必要となる箇所数の設置を推進しています。今後も、入所施設をはじめ、障害者支援に関わる地域の運営法人等とともに、地域移行への取り組みを続けていきます。</p>
47	1月25日	<p>機能強化型活動ホームの建て替えについて、老朽化等に対応するために計画の中に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>機能強化型地域活動ホームに限らず、社会福祉施設の老朽化については、早急に取り組みすべき課題として認識しています。</p> <p>近年の厳しい財政状況を踏まえつつ、継続して実行可能な計画を立案するために、平成24年度以降、現時点での建物や運営の状況を調査する予定です。</p>
48	1月25日	<p>特別支援学校卒業後など、進路先がなく、在宅となる人が出ないように十分な数をつくる計画にしてください。</p> <p>地域活動センター作業所型の新設について、特別支援学校卒業後の進路先の確保という観点からも、計画的に作業所型の整備をおこなう仕組みを作って欲しい。</p>	<p>特別支援学校卒業生等の進路先の確保に引き続き努めていきます。</p>

No	日付	ご意見（概要）	ご意見に対する 横浜市の対応・考え方
49	1月25日	相談支援事業所が入居者のケアマネジメントをおこない、サービス利用計画をつくり、その計画に基づいて事業所間で連携し、複数の事業所が個別支援会議を開いて個別支援計画をつくるしくみにすることが重要です。	法の趣旨の通りに事業が展開されるように努めてまいります。
		サービス利用計画の中立性の確保や異なる視点から見ることの大切さという意味から、相談支援事業所は、その人がサービス提供を受けている同一法人ではなく、別の法人とすべきであると考えます。	現在示されている国の考え方においては、相談支援専門員が担当する障害者が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合について、中立性の確保や異なる視点での検討を目的に、モニタリングを別の相談支援専門員が行うことを求めています。本市としても、事業所に研修等を通じて中立性の確保等を求めています。
		相談支援事業について法人の中でも独立性をもたせるよう、横浜市が指導的な役割を果たすことが必要だと思えます。	指定事業所申請時の面接や研修等を通じて、当事者の目線に立った事業を展開するように指導してまいります。
		相談支援員の質をあげるために横浜市として研修に取り組む必要がある	現在、本市において障害者相談支援従事者研修を行っておりますが、より内容の充実した研修を実施し、相談員の質の向上に努めてまいります。
		相談支援事業を充実し、自立支援協議会も機能するように進んでいただきたい。	今後も市域及び区域における相談支援体制及び自立支援協議会の充実に努めてまいります。
50	1月25日	相談事業所の数が足りないと思われる為、機能強化型活動ホームへの相談支援事業の拡充をお願いしたい。	本市では、相談支援事業を各区の法人型地域活動ホームに委託し、区とともに地域での相談支援体制の中核を担う機関を整備しています。今後も区と委託相談支援事業者を中心とした、各区の相談支援体制の強化を推進してまいります。
51	1月25日	横浜市独自の制度やインフォーマルな制度を利用している人も計画相談支援の対象としていただきたい	計画相談支援の対象とすることはできませんが、今後も相談支援体制の充実に図ってまいります。
52	1月25日	委託相談支援、計画相談支援を行う相談員は所属している法人から一定独立している必要があると思われる為に、同一法人の相談員が作成するサービス利用計画の件数や割合を制限したり、相談事業所として成り立つような経営をつくる方策を行っていただきたい。	法改正に伴う対応については、国の動向を見守ってまいります。 なお、今のところ財政援助等を行い事業所の経営を支援する予定はありません。
53	1月25日	障害福祉計画では、地域活動支援センターについてなぜ作業所型のみしか計上されないのか。	地域活動支援センターの数値には、精神作業所型の数字が含まれています。
		地域活動支援センターが、毎年200人分の増で本当に足りるのか？再検討をお願いしたい。	特別支援学校卒業生等の進路先等の確保に努めていきます。
54	1月25日	各区で自立支援協議会等で、新卒者及び在宅の方がどのくらいいるか、その方々を受け入れるためには、区内にどのような施設が必要か、区内の各法人や運営委員会で、どのように作っていくか検討し予算化すべきである。	新卒者等の通所先の確保の方策について、いただいたご意見を参考に今後検討してまいります。
55	1月25日	障害者プランの見直しと意見募集をお願いしたい。	今後、障害者プラン（第3期）策定に向けて、市民意見募集等を実施してまいります。

No	日付	ご意見（概要）	ご意見に対する 横浜市の対応・考え方
56	1月25日	グループホームの設置を促進することで、待機者は半数に減らすことができると思います。グループホームをつくってください。	今後も障害者福祉計画に基づきグループホームの支援を続けていきます。
57	1月25日	希望する人たちがグループホームに入居でき、安心して生活できるように、グループホーム設置を推進してください。	今後も障害者福祉計画に基づきグループホームの支援を続けていきます。
58	1月25日	障害者が豊かな生活を送るためには、ひとりひとりについてケアマネジメントが必要です。必要な方全員がきちんとしたサービス利用計画をたてられるようにしてください。	法の趣旨の通りに事業が展開されるように努めてまいります。
59	1月25日	障害者のケアマネジメントは中立性をもって行えるようにしてください。	現在示されている国の考え方においては、相談支援専門員が担当する障害者が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合について、中立性の確保や異なる視点での検討を目的に、モニタリングを別の相談支援専門員が行うことを求めています。本市としても、事業所に研修等を通じて中立性の確保等を求めています。
60	1月25日	入所施設や病院側と地域移行支援者が、地域移行支援事業に対し共通理解をもっていなければならないが地域生活移行支援事業を展開するに当たり、施設、病院への説明をどのように行うのか。	精神科病院については、既に行われている地域移行・地域定着事業によって一定の理解は進んでおり、入所施設についてもグループホームへの移行などを通じて地域移行の取り組みについて認識されているものと思われます。今後も、本市として施設等へ地域移行地域定着の意義を伝えています。
61	1月25日	県外施設に入所している方への地域移行支援についても地域の相談機関と連携を取るなど丁寧に配慮しながらすすめるべき。	県外施設入所者の地域生活への移行については、ご本人状況等を踏まえつつ、関係機関、事業所が連携して行います。
62	1月25日	地域移行支援事業には、個別給付が始まるまで、多くの労力を必要とするために、事業者に対する補助金が必要だ。	地域移行地域定着の個別給付を事業として行う場合は、給付費で対応してください。
63	1月25日	地域定着支援事業の26年度の見込量について、知的障害者の自立生活アシスタント登録者も見込み量に入れるべきではないか。 また、地域移行で施設や病院から地域で暮らし始める方、家族の高齢化で一人暮らしを始める方を想定すれば、見込み量はかなり増えることになるのではないか。現実的な見込量を設定してください。	知的障害者の自立生活アシスタントの登録者も合わせて見込み量に含めてまいります。 新しい地域移行地域定着の個別給付を行う事業者やその利用者見込みについては、動向などを含めて検討します。
64	1月25日	相談員の増員計画やスキルアップ等の促進案を掲示していただきたい。 障害の軽重にかかわらず地域で暮らしていくことを望む障害者とどのように支えていくのか見える計画にして欲しい。	現在、本市において障害者相談支援従事者研修を行っておりますが、より内容の充実した研修を実施し、相談員の質の向上に努めてまいります。